

平成28年6月23日（木）午前9時開議

議 事 日 程

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

○本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

○本日の会議に出席した議員

1番	松野貴志	2番	今木啓一郎
3番	北倉利治	4番	鳥居佳史
5番	小川理	6番	杉原克巳
7番	若園正博	8番	森治久
9番	庄田昭人	10番	若井千尋
11番	清水治	12番	広瀬武雄
13番	堀武	14番	広瀬時男
15番	若園五朗	16番	くまがいさちこ
17番	松野藤四郎	18番	藤橋礼治

○本日の会議に欠席した議員（なし）

○本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	棚橋敏明	副市長	早瀬俊一
教育長	加納博明	政策企画監	藤井忠直
企画部長	広瀬充利	総務部長	梶浦要
市民部長	伊藤弘美	福祉部長	森和之
都市整備部長	鹿野政和	環境水道部長	広瀬進一
巢南庁舎 管理部長	松野英泰	会計管理者	宇野清隆
教育次長	高田敏朗	監査委員 事務局長	西村陽子

○本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	広瀬照泰	書記	日比野丸利子
書記	宇野伸二		

### 開議の宣告

○議長（藤橋礼治君） どなたも、改めましておはようございます。

また、傍聴にお出かけをいただきました皆様方、早朝より御苦労さまでございます。よろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。

---

### 日程第1 諸般の報告

○議長（藤橋礼治君） 日程第1、諸般の報告を行います。

1件報告いたします。

お手元に配付しましたとおり、6月20日、若井千尋君から発議第3号 待機児童解消に向けて緊急的な対応を求める意見書を受理しましたので報告いたします。

この意見書については、後日議題にしたいと思っておりますのでよろしくお願いたします。

これで諸般の報告を終わります。

---

### 日程第2 一般質問

○議長（藤橋礼治君） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

2番 今木啓一郎君の発言を許します。

今木君。

○2番（今木啓一郎君） おはようございます。

議席番号2番、創生クラブの今木啓一郎です。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。

その前に、このたびの熊本地震並びに大雨災害により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地等におきまして救援、復興支援活動に御尽力されている方々に深く敬意を表しますとともに、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

また、本日早朝より、足元の悪い中、議会傍聴にお越しいただきました皆様、心より感謝申し上げます。

さて、私の質問は2つございます。1つ目は、グローバル化対応教育の推進について、そして地方創生加速化交付金申請事業についてです。では、これより質問席に移り質問をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

では、質問に移ります。

さて、いかなる時代においても次世代を担う子供たちの健全育成の重要性は周知のとおりでございます。本市におかれまして、この4月1日、瑞穂市教育大綱にも安全・安心、快適で質の高い学校教育を推進しますと制定されています。確かにここ10年間の間、保護者の方を初め地域のボランティアの方々の御協力により、登下校の安全パトロール、通学路の改善要望活動、そしてトイレを初めとする校舎の大規模改修あるいは新築や改築、そしてエアコン設置など、子供たちを取り巻く環境は確実により快適で安心、そして安全であります。

そこで、残りの質の高い学校教育を推進する方策の一つとして、ICT教育が注目を浴びています。文部科学省も、子供たちが国際競争や技術革新が絶え間なく続く21世紀を生き抜くために、ICTを活用しながら課題解決するため思考力、判断力、表現力を身につけるとともに、みずから課題を発見、設定し、その解決に向けて主体的、共同的探求をしていく態度を育むことが大切であるとし、本市においても第2次総合計画の中にICT教育推進事業を重点施策として掲げてあります。

そこで、ICT教育の先進地と言われる岐阜市を初めとする6市3町を直轄する岐阜教育事務所所長を経験された加納教育長にお伺いします。

御自身が感じ、思われるICT教育の環境整備の狙いと、期待される効果について端的に御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） おはようございます。

トップバッターであり、初の答弁を任せられて非常に緊張しておりますが、一生懸命お答えさせていただきたいと思っております。

ただいま今木議員から御質問がありましたグローバル化対応教育の推進についてでございますが、これは第2次総合計画の基本目標4、夢あふれ希望に満ちたまちの中にございます学校教育の中の重点項目でございます。

瑞穂市の子供たちも含め、今の子供たちは21世紀を生き抜かなければなりません。この子供たちに教科の授業を通してきちっとした学力を身につけることはもちろんでございますが、今木議員がおっしゃられるように、思考力であるとか判断力、あるいは表現力、さらには課題を見つけるような力、態度、こういったものは当然必要になってくることと私も考えております。

ICT機器を、学習環境を整備する中で取り入れることは、このような力や態度を培ってくれるものと考えますが、とりわけ表現力であるとか課題解決能力、こういったものに大きく効果が期待されるものと考えます。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

では、子供たちが情報活用能力を身につけるため、また学習の関心意欲を深めるために必要となるICT教育機器とはいかなるものをお考えですか、御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 必要となる機器について、お答えさせていただきます。

このことにつきましては、さまざまな考え方であるとか意見はあると思いますが、私はその中でもタブレット端末、電子黒板、実物投影機が有効なICTツールだと考えております。当然、それを活用するために必要となってくるソフトであるとか無線LANといったような周辺機器もございます。

現在、市内の中学校にはタブレット端末が配置されて実践が始まっておりますが、まずは電子黒板と実物投影機を優先的に全ての教室に導入することを私は考えております。また、それを活用するためのソフトとしましては、デジタル教科書が最もよいと考えております。その根拠としましては、電子黒板はどの教員にとっても取りかかりやすいICT機器だと私は思っております。また、デジタル教科書も必要とされる教科のみに限定して導入したいというふうに考えます。要望のある教科、あるいは活用頻度の高いと考えられる、例えば国語、英語、数学といった教科なら毎日のように活用されることが期待されると思います。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 今、電子黒板等々の必要なものと言われましたが、まずはその前に必要とされる校内LAN、あるいはインターネット環境といった小・中学校の普通教室並びに特別教室、あるいは体育館へのそういった整備状況、これは基本になると思うんですけど、ICTをする場合に。また、そのデータを一元管理するサーバー等はまだ既に整備されていますか。その状況をまずもってお知らせください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 整備状況について、お答えいたします。

当瑞穂市のICT機器の整備状況でございますが、平成21年度に国の地域活性化・公共投資臨時交付金を活用いたしまして、市内全ての小・中学校の校内LANと一元管理するサーバーの整備を行っております。電子黒板も各校に1台ずつ整備いたしました。

また昨年度は、今後のICT機器の効果的な活用を図っていくために、中学校に限定してでございますが、中学校3校にグループで活用できると考え、タブレット端末を7台、このうけはグループが6グループございますので生徒用6台と教師用1台でございます。この7台と、それに必要な無線LANあるいは実物投影機、プロジェクター等を各1台ずつ整備いたしました。

本年度は、計画としまして特別支援学級においては一層ICT機器の効果的な活用が期待さ

れると考え、小学校は穂積小学校、中学校は巢南中学校をモデル校として、特別支援学級の児童・生徒1人1台のタブレット端末を整備するよう今準備しているところでございます。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 今御答弁いただきました整備状況ですが、電子黒板が各校1台、あるいはタブレット端末についても7台云々ということであれば、とても十分であるとは私には思えません。

そして優先的に、先ほど教育長は電子黒板、実物投影機、タブレット端末等々ということでしたが、そこでお伺いします。

教育委員会等でお考えのICT教育の理想とすべきその配置される数、またその整備に対して必要となる費用については既に検討されているか。もしないようでしたら概算で結構ですが、御答弁いただけますようお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 費用面等の計画でございますが、これも瑞穂市の第2次総合計画に明記してあるところをお話しさせていただきたいと思えます。

計画では、5年後、10年後というふうに区切っております。

5年後までに次のようなことを計画しております。タブレット端末、無線LAN等の一式を全ての市内の小・中学校に各40台ずつ、それから電子黒板につきましては、小学校では各階、いわゆるフロアに1台、これは10年後には全ての学級となっておりますが、これを電子黒板で整備。そして中学校では、電子黒板を各学級に1台、それから特別支援学級においては1人1台のタブレット端末、これらを整備するように計画しております。

費用につきましては、いろんな機種がございますが、タブレット端末と無線LAN、これを一式トータルで考えまして、今現在のは25万、これを全ての小・中学校、これは10校ありますが、それに先ほどの計画で40台整備するとした場合、約1億円。

電子黒板については、これもボード型であるとかプロジェクター型であるとかいろいろ機種がございます。現行のものは約30万円としますと、市内全ての小・中学校のクラス178学級ございます。そこへ整備した場合に約5,400万円必要になると考えられます。これを中学校だけに限定いたしますと、54学級になり約1,600万円というふうになります。ただ、電子黒板につきましては30万円程度のもございますが、もう少し安い20万円前後のもも十分機能を果たせるものもございます。これで考えると、中学校だけになると約1,000万で整備できるというふうを考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木君。

○2番（今木啓一郎君） 今計画をなされているということで安心はしましたが、できれば早目にとっております。

そこで、その計画の中に教員のICT活用指導能力の向上のため、先進事例の研究会や勉強会を初め、どのような研修を行うか、整備されたICT環境をどのように活用していくか、また実際に活用して授業を行われます教職員をどのようにサポートしていくかまで関連づけて研究されておられますでしょうか。

先ほどの先進地と言いました岐阜市では、電子黒板の導入の際、その3年前より若手教員でつくるICT教育研究グループを立ち上げ、電子黒板を使う教員のスキルアップに努めたとあります。

先ほどのICT教育の導入計画策定において、そのような教員に対するフォローというんでしょうか、スキルアップの計画も入っているのでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 教員へのサポートということで、焦点を絞ってお答えさせていただきます。

平成27年度に、今お話しさせていただいたように各中学校にタブレット端末を導入、これを機会に導入した業者による基本操作の説明会を最低限行う必要があるということで、各中学校で研修会を行いました。また、各中学校におきましては情報主任、情報教育の担当教員ですが、情報主任を中心として教員全員が使えるようになるための研修会も各校で行われております。

本年度は本格的に使用していくという年度に当たりますので、授業の中で活用し、あるいは活用の工夫改善について検証しつつ、実践を今進めているところでございます。

現状としましては、穂積中学校あるいは巣南中学校では約週2回程度の使用、教科では体育であるとか社会科といったところで活用しております。また、穂積北中学校では、毎日のように多くの教科で活用しているという報告を受けております。

本年度は市内の中学校、小学校で行われる研究発表会におきましてICT機器を活用した成果であるとか課題、こういったものの検証の機会として捉えて、全教職員が参加できるような体制で進めております。また、情報主任を中心とした市のICT教育推進委員会、ここでは各学校の実践を交流するとかいうことを進めております。

そして、市の教育委員会としましても、この夏休みを利用してICT活用実践講習会を今計画しているところでございます。講師としましては、先ほどおっしゃられたように、岐阜市の中でも特に先進校と言われる学校がございまして、その最もすぐれた実践を積んだ教員に講師としてお願いしているところでございまして、快く引き受けていただき、夏の7月に開催するような研修会を考えております。以上でございます。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2 番（今木啓一郎君） 今、先生方、教員の勉強会ということで、7月にもやられるやに聞いておりますが、百聞は一見にしかずということであります。実際に、先進地の岐阜市さんの電子黒板あるいは先ほど教育長が言われましたデジタル教科書、そういったものを使った生の授業、そういったものを先生方、教員の方に見ていただく機会を設けていただければと思います。そういったお考えはないでしょうか。

他の市町に行くということは大変だと思いますが、市内だけで今やっている運用しているのを、皆さんでその情報を共有するのも確かでしょうけど、まずもって先に行かれているところの生の状態を見られるということも大切ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 先進校の生の授業ということでお答えをさせていただきます。

教員個々にそういった学校へお邪魔して、参加することでそういった研修を個人で積んでいる教員もたくさんおりますが、市としましても、今回の夏の研修は講師としてお願いした先生に実際の授業をやっていただくという形をお願いしております。

ですので、実際の授業場面に教師が児童・生徒として参加して、こういった授業を行っているんだ、授業の中でこのような活用をしているんだということを理解できるような講座を考えておりますので、また今後もそういった機会があれば、私どもが紹介できるような体制をとって先進校への視察、見学ができるというのを、また体制を整えていきたいと思っておりますが、現在では先ほどの夏休みのような講座を考えておるところでございます。以上です。

[ 2 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 今木君。

○2 番（今木啓一郎君） ありがとうございます。

それと先ほど予算のことで、1億とか5,000万とか大きな費用がかかるよということの御答弁でございましたので、そういった予算を必要とするのであれば、実際に多くの方の共通理解が必要になる場面もあると思います。当市の教育委員、文教厚生委員会、保護者の代表者など、教員の方々以外に瑞穂市の教育にかかわる方に、先ほどの先進校の視察等々の機会を設けるといことはお考えではないでしょうか。御答弁をお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 若干、私ごとになりますが、私が3月まで勤めておったのは岐阜市内の中学校でございます。

岐阜市の教育長と会う機会が何回かございますが、岐阜市の小学校、中学校の中でのそうい

った日常的な実践も、特別な場面ではなくて日常的な中で非常によく使われておりますので、そういった機会を捉えて参加することはどうかということで伺ったところ、快く受けていただきまして、教員以外の方々にも参加できるような機会を今後提供できるように考えていきたいというふうに思っております。以上です。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） そのような御手配をいただけるということは心強いと思いますので、ぜひともお願いしたいと思いますし、私自身もデジタル教科書を使った授業を見てみたいと思っております。

では、グローバル化対応教育の推進に対して、ICT教育関連とは観点を少し変え、英語力に関する一層の充実を瑞穂市はうたっていますが、具体的に何を考えられているか。

また2001年、香川県の滝宮小学校で始まりましたお弁当の日という活動は御存じでしょうか。これは年複数回、子供たちが弁当を自分で作り、給食時間にその弁当を食べるというもので、大切なルールは至って簡単。親は手伝わない、献立、買い出し、調理、弁当詰め、片づけまで全部やるのは子供自身、こっそり親に手伝ってもらった子がいても、それはそれでいい。ただし、保護者も先生もそのできぐあいを批評も評価もしないというもので、全部自分でつくった友達の弁当を見ているうちに、親に手伝ってもらったその子も、次は自分でつくってみようという決心するはずだからという取り組みを通じ、子供たちは、食、親への感謝の心を知り、自己肯定感を育み、失敗の中から多くを学び生きていく力を身につけています。一方、大人たちは見守る大切さを知り、子供の成長を通じて子育てが楽しいと思えるようになっていきます。

そんな好循環が認められ、岐阜県内にも2009年より広がりを見せ、現在、当市の3校の全ての中学校と7つの小学校の大半がPTA活動と取り入れています。このお弁当の日活動について、教員の研修事業等で活動趣旨や目的を理解する場を設けることは検討されていますでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 2点ございましたので、順番にお答えさせていただきます。

まず英語のほうの充実についてですが、これもグローバル化対応教育の推進の一つでございます。御質問いただきありがとうございます。

子供の英語力の充実について、このように今進めておるところを御理解ください。市としましては、今6名のALTを雇用して各学校の実態に応じた活用ができるように、市内の幼稚園あるいは小・中学校へ派遣しております。

2つ目に、各学校においては英語教育推進教師というのを定めております。これは英語を主として担当する主任のような形で、小学校にも全て置いております。長年研究を積み重ねてき

ました生津小学校の英語の授業の研究会には全ての英語教育推進教師が参加しまして、指導方法等について学び合っております。また、27年度に作成いたしました英語活動の進め方のリーフレットというのをごさいます、これをもとにした授業づくりをALTとともに研修して学んでいるところもごさいます。

この英語教育推進教師は、それぞれの学校で研修で学んだことを持ち帰り伝達したり、あるいは先ほどのリーフレットにあるような内容について、繰り返して各学校の中で研修を行うというような立場で進めております。

また、平成32年度からは、これは全国でございすが、小学校の英語が教科となります。新しい学習指導要領では教科となって実施されます。このことを機会に、これから小・中学校に配置されている全ての英語科教員に指導者としての英語力を高めることができる研修を受けられるようにしたいと考えております。教師の英語力が高まれば指導力も高まるということで考えておることが1つでございすが。

また、御存じのように、市内には朝日大学がございすが。ここには毎年、海外の大学から多くの留学生を迎えられております。この朝日大学と連携しまして、彼らのネイティブな英語、先ほどのALTとはまた違った生の英語に、いわゆる日本語が十分でない彼らに触れることによって、とりわけ中学生の英語力を高める機会としたいというふうにごさいます。

本年度は試行的に先ほどの生津小学校で実施しましたが、十分な成果がやはり小学校では得られないかなあという課題を持ってございまして、留学生を受け入れたときには、朝日大学と連携して中学校での英語教育に活用できるような連携を進めていきたいと考えてございすが。

2つ目のお弁当の日のことごさいます。

御存じのように、市内の中では小学校で5校、中学校で3校がおっしゃられたとおりPTA活動が主体で実施されてございすが。回数は各学校の状況に応じて、年に1回から多いところでは3回というふうにごさいます。

弁当の日の目的やその狙いはおっしゃられたとおりごさいすが、教員の研修ということでお答えさせていただきますが、研修ということでは特段今考えてございせん。

ただ、各学校におきましては、この活動の趣旨であるとか、あるいは目的を理解するために、職員会議の中でPTAから提供された資料をもとにした共通理解を図る場面を設ける、あるいは学校の年間計画の中でどこに位置づけるとよいのかということをごさいます。計画を立ててござい、あるいは教科としましては家庭科の授業、この中で食物の分野がございすが、そこでの取り上げといった形で教職員のほうは対応しているというふうにごさいます。御理解いただければと思ひます。以上です。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 英語については朝日大学さんと連携ということですので、ぜひともその方向で進めていただいて、中学生の英語力、小学生も含めてですがよろしくお願ひし、またお弁当については、そのように御配慮いただけるのであればその方向で進めてください。

この教育関係の問題ですが、ICT教育については10年瑞穂市はおくれているという声があります。執行部におかれましては、その現状に危機感を持ち、来る大学入試制度改革を見据え、当市の子供たちが、そうかわかった、私にもできたよという声がより一層教室中にあふれますよう、ICT教育の充実に御尽力いただければと思います。

特に、棚橋市長様におかれましては、果断なる予算配分をぜひとも願ひます。また、加納教育長さんには、当市は若い教員が多く、3年で異動されるのが常となっています。そこで、せっかく当市においてICT教育などに関しスキルアップされても、他の市町へ異動されては何もなりません。できるだけ異動は市内にとどめていただければ。その一方で、ICT教育に造詣の深い他の市町の教員の当市への異動を促していただけますように強く強く要望し、グローバル化対応教育の推進についての質問は終わらせていただきます。

では、次の課題のほうに伺います。

さて、安倍内閣は一億総活躍社会の実現に向けた緊急対策として、新3本の矢の取り組みに貢献するため、平成27年度補正予算1,000億の地方創生加速化交付金を創設し、当市ではその交付金対象に3つの事業があるとのことですが、そのうちの穂積駅圏域拠点化構想策定事業と広域公共交通ランドデザイン等検討事業についてお伺いします。

この2つの交付金事業は、公共交通、特にコミュニティーバスをキーワードに、別々に考えるのではなくお互いにリンクさせて進めることにより、課題が余りにも多いため、早急な整備の重要性を強く認識しつつ、棚上げあるいは先送り状態に陥っている当市の長年の懸案事項、JR穂積駅周辺まちづくり、いわゆる駅再開発事業を大きく進める起爆剤となるのではと思っております。

そこで、まず穂積駅圏域拠点化構想策定事業の策定期間や審議会等の構成など、全体的なスキームについて説明を求めます。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） おはようございます。

私も加納教育長と同じで、この壇に立つのが初めてでございますので、何かと答弁でお聞き苦しいところがあるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、議員御質問の穂積駅圏域拠点化構想策定事業についてお答えいたします。

穂積駅圏域拠点化構想とは、瑞穂市を中心とした圏域約15万人の中心駅としての機能や拠点性、圏域公共交通の結節点としての利便性を高めるための構想です。この構想は、立案時から市民や圏域市町に提示することで圏域構想への共通理解を求め、構想推進に向けた施策を進め

ることができる環境をつくり出すことを主眼とするものです。また、圏域住民の駅を中心とした住みよい生活環境を形成する集約型都市形成や定住自立化にも資するものでございます。

この穂積駅圏域拠点化構想策定については、平成28年3月18日に内閣府地方創生推進室より地方創生加速化交付金の交付対象事業が決定されたものであることから、今年度中に策定することとしております。この拠点化構想は行政だけでは立案が困難なことから、市民の方々の意見を取り入れ、よりよいもの、実現性の高いものとしたいということから、駅周辺の自治会や瑞穂市民の方々、大学、商工会、道路関係者など関係機関の方々を協議会のメンバーとして、仮称ではございますが、穂積駅拠点化構想推進協議会を設立し構想を策定していきたいと考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） ただいまの説明によりますと、策定期間は今年度中ということで、構想協議会を立ち上げ、そのメンバーは大学などの学識経験者、あるいは商工会や自治会などの地元の方々等々、そういった方をお願いするのは特段に問題はないとは思いますが、ですが1年間という短期間で駅利用者や地権者を対象とした駅周辺の現状把握を行い、その結果を分析し課題を踏まえダイナミックな拠点化構想の立案を行うことは、協議会の方々のお力のみで可能なのか、少し不安を感じます。

通常は、このような立案には実績に裏づけられた企画力、技術力、専門性を有するコンサルタント会社などによる提案があり、それをたたき台として先ほどの構想協議会の方々が考察するのが常だと思いますが、いかがお考えでしょうか、御答弁をお願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 今の今木議員の御質問にお答えいたします。

今回、この構想を策定するに当たりまして、企業に委託する場合にプロポーザル方式の導入を考えております。

専門性を有する調査業務などの場合、単に価格の安さだけで選定したのであれば期待した結果が得られない場合も生じるおそれがあります。この穂積駅圏域拠点化構想推進事業においては、業務の実施に当たり多岐の分野にわたる技術力を必要とすることから、公募型プロポーザル方式を採用し、今月15日に公告したところでございます。

今後は、参加者からその目的に合致した企画を提案していただき、その中から企業能力、配置予定者の能力、技術提案、それからヒアリングやプレゼンなどの評価項目で企業を選定していきたいというふうに考えております。以上でございます。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 今、委託業者についてということで御答弁いただきました。

確かに入札方式には一般あるいは指名による競争入札方式、また実績のある方を選定する随意契約方式、あるいは今回選定されました公募または指名による複数の者からその目的に合致した企画を提案してもらい、その中から企画力、提案力のあるものを選ぶプロポーザル方式等の中からプロポーザルを選ばれたということでございます。私としても、瑞穂市だけでなく近隣市町を視野に、穂積駅圏内15万人を対象とするならば、価格に重きを置くのではなく、瑞穂市の顔にふさわしく、また他の駅にない独創性を求める観点からも、選ばれましたプロポーザル方式、大変よい方式を選ばれたのではないかと考えておりますので、業者選定におかれましては重々考えられて進めていただければとも考えております。

では、次の質問に伺います。

さて、冒頭でも申しましたが、交付金事業のこの2つの事業についてはコミュニティーバスをキーワードにということで、お互いにリンクをさせて結節点になる穂積駅においてより一層の利便性の向上、駅を中心にした定住圏の形成が望める一方、当市内のみずほバスのほかに圏域内の他の市町のバスが一斉に穂積駅に乗り入れてくるのが想定されるのではないかと考えられます。

つまり、穂積駅は鉄道だけでなく、その大規模なバスターミナルなどを含むトランジット・ステーションとして捉え、整備すべきものと考えます。ただし、この場合のトランジット・ステーションとは、単に穂積駅が従来どおり岐阜、名古屋への乗りかえ駅として利用されるだけでなく、穂積駅に来ていただいて、みずほバスや近隣市町のバスに乗り継ぎ、当市を初めとする圏域内の商店や商業施設、医療・福祉施設などを利用できる駅となることだと思います。その点はいかがお考えでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問のトランジット・ステーションとしての整備する視点についてお答えいたします。

この構想では、穂積駅を利用して市外や圏域外へ通勤・通学する方の利便性の向上及び鉄道とバスを結ぶ圏域の公共交通結節点としての機能強化などについて検討していくということから、議員御指摘のトランジット・ステーションとして整備する方向と同じ方向であるというふうに考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 御答弁ありがとうございます。

瑞穂市の駅がそのトランジット・ステーションになるためにも、ますます発展すればと思いますが、そのトランジット・ステーションを支えるために、みずほバスのありようをいま一度

考える機会を与えてくれたのがこの交付金事業であると考えてはいかがでしょうか。

これまでも本市議会において幾度もみずほバスのありようが指摘され、熟慮、改善された結果が、重立った駅、商業施設、医療・福祉施設などを網羅する現在の3路線になったとは理解しております。穂積駅や市役所に向かう目的であれば、確かに便利であります。しかし、自分が住んでいる最寄りのバス停から駅、市役所以外のバス停において、何か用事を一、二時間済ませた後、再び自分が住んでいる最寄りのバス停に戻る場合、不便さを感じざるを得ません。

トランジット・ステーションを支えるためには、もう少し増便が必要と思われます。できればどのバス停においても1時間に1本停車することが実現できればと考えます。また、特に問題点として指摘するのは、3路線の相互利用が十二分に考えられていないことでございます。

それは例えて言うならば、牛牧・穂積線以外の本田・唐栗線、十九条・古橋線の路線住民の方が乗り継いでプラント6へ買い物に向かうということ、また買い物が終わった後、乗り継いでもとのバス停に戻ることは非常に困難、いや不可能に近いというのが今の現実ではないでしょうか。

通常、人は移動手段を選択する場合、利便性を考えております。これが昼間の利用率が低迷している要因の一つと思われますので、増便と3路線の相互利用の問題について、どのようにお考えをされているのか御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） おはようございます。

ただいまの今木議員のみずほバスのあり方についての御質問にお答えさせていただきます。

現在、3路線のみずほバスは、通勤・通学で穂積駅を利用する方が主な利用客であり、穂積駅に他のみずほバスの路線に乗りかえをして市内を移動する利用客が少ないことから、みずほバスのダイヤはほかのみずほバスへの接続でなく、穂積駅にてのJRへの接続を考慮して作成されています。

総合計画のアンケートや市民の要望には、みずほバスの見直しを求める声があり、市民の方が公共交通に非常に関心が高いことは十分に承知しております。また、穂積駅周辺道路の交通渋滞の緩和のためにも、穂積駅圏域の通勤・通学のための路線バスの検討が必要と考えております。

そのため、今年度は近隣市町村と共同で、広域的に公共交通に関するアンケート調査を実施する予定でございます。この調査の主な内容は、各市町のコミュニティーバス及び路線バスの実態や、住民、利用者のニーズを把握することが上げられます。この調査の結果をもとに、みずほバスの見直しを行い、利用状況や経費を考慮しながら、より利便性の高い路線体系の検討をしていきたいと考えております。以上、答弁とさせていただきます。

[2番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 今の御答弁ですと、3路線の相互利用まではなかなか難しいのかなあと思うのですが、アンケート結果をもとにその点も考えていただきたいと思います。

なぜ皆さんがこのみずほバスにこだわるのかといえば、私も含め、高齢者の側から見れば家計に優しく、買い物や通院の不便さを解消する有効な手段であり、一方、行政から見れば、高齢者の外出を促すことは健康増進と介護予防になると思われれます。そのほかに、地域に出店していただいているスーパーなどの事業所や開業されています病院等の経営が安定し、閉店や撤退を防ぐことが期待されます。固定資産税だけでなく、その事業所で雇用されています正社員さん、パートさん、アルバイトさんの雇用、市民の雇用を守るということもありますので、何とぞみずほバスの改善は今後もお願いしていきたいと思っております。

では次に、駅を中心にした定住圏形成の課題となると思われれます瑞穂市の問題についてちょっとお話しさせていただきます。

今、瑞穂市全体は人口が増加しています。その反面、穂積駅からおよそ半径600メートル以内、駅へ徒歩8分以内と、とても恵まれたエリアが実は人口が減っている。皆さんも御存じだと思いますが、その要因についてどのようなお考えをお持ちでしょうか、御答弁お願いします。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 穂積駅半径600メートル以内の区域における人口減少について、どのように考えているかということに対してお答えいたします。

その要因はさまざまなものが考えられます。特に、駅周辺は人や車が時間帯により集中し、渋滞などが発生することや、現在の道幅が狭く、自宅に駐車することも困難なことが考えられます。また、駅利用者の交通形態は、自家用車を駅周辺の駐車場にとめ、すぐに電車に乗れる。そういったことから駅周辺に立ち寄る時間が限られていることなどが要因の一つとして考えられます。

また、さらに変容する家族のあり方も考えられます。駅周辺の人口が減少した神奈川県横浜市の例でいきますと、90年代後半以降、世帯の小規模化によって家族内の役割分担を前提とした家族のあり方に変化が生じました。それは家計を支えたり、子育てや教育、介護、看病など、これまで家族によって支え合ったり分担することで担われてきた機能が、一緒に住んでいなくとも比較的近くに家族や親類などがいることで機能を補完できることもあります。こういったことも要因の一つではないかと考えております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 今の家族のありようということも確かにあると思います。

ただ、駅周辺は正直言って道路の幅が狭いということも一因であるとは思います。家族につ

いては、私も3世代同居が理想であるとは思いますが、宅地の状況やお互いのプライバシー、考え方がありますので、3世代で1軒の家に同居するのではなくて、近くに住む、スプの冷めない距離、あるいは同じ小学校校区に住んでいただくというのも推進しなくちゃいけないとは私自身も思っておりますが、駅周辺に限っていえば、どうしてもデリケートな問題を含んでいるのが道路の問題だと思っておりますので、これは棚橋市長さんも道路についてはるる考えてみえるということは聞いておりますが、今回の構想の立案、提言についても、地権者や住民に対してそういったことを盛り込んでいただいて、あるべき瑞穂市に協力していただけるようお願いできればと思っております。

正直、駅周辺の限られた部分だけが元気になっても、その周りの家が空き家ばかりだということであれば、駅という心臓を動かす筋肉というべき定住圏の方々がいなければ心臓は動かないと思っておりますので、よろしく申し上げます。

では、質問としては最後となりますが、穂積駅拠点化構想の立案に際し、駅周辺の美観や利用客の安全確保も大切にすべきと思っております。

駅周辺に路上喫煙禁止区域など、たばこを持つことを含む喫煙について規制されることを視野に入れてみえますか。確かに、携帯灰皿を持ちマナーを守って喫煙されている方も多くは見受けられますが、残念ながら依然としてたばこの吸い殻が路上に多く落ちているのも現状でございます。

また2次的な問題として、小さなお子さんや高齢者を初めとする駅利用者の方々のやけどや衣服が焦げて穴があく、あるいは火災の発生などの危険、またたばこの煙による迷惑行為の増加などがありますので、この路上喫煙禁止区域の設定についていかがお考えでしょうか、御答弁ください。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 駅周辺を路上喫煙禁止区域にするなど、美観の視野についてお答えいたします。

穂積駅圏域拠点化構想を策定するに当たり、特に重点的に検討する事項は、先ほど申しあげました圏域交通結節点としての機能強化、生活の利便性の向上に資する機能強化と瑞穂市の玄関口として魅力を向上した穂積駅の将来像の3つを考えております。

議員御提案の路上喫煙禁止区域は、瑞穂市の玄関口として魅力を向上させる施策の一つとして検討してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔2番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 今木啓一郎君。

○2番（今木啓一郎君） 前向きな御答弁、ありがとうございます。

本来であれば、健康のことを考え、禁煙をたばこを吸ってみえる方にお勧めすべきところで

しょうが、それぞれのお立場もありますし言い分もあると思いますので、一方的に禁止するのではなく、分煙の立場をとっていただいて、適切な指定喫煙場所も設けていただくということもお考えいただければと思います。

なお、本件については他の議員から類似の質問があるようでございますので、時間の都合もありますので、そちらで御答弁いただければと思っております。

では最後に、穂積駅圏域拠点化構想の立案及び広域公共交通グランドデザインの策定について、細部検討はもちろん重要とは思いますが、1914年、大正3年に開業した東京駅よりも8年も早い1906年、明治39年に開業しました歴史ある我が穂積駅の目指すべき将来像を強く意識され、集中的な御討議の上、独創性と実効性をあわせ持つ事業計画が作成されますことを切望し、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、2番 今木啓一郎君の質問は終わりました。

続きまして、3番 北倉利治君の発言を許します。

北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 議席番号3番 北倉利治です。

今、藤橋議長さんの発言の許可をいただきまして、質問をさせていただきます。

私の質問は、市民の健康福祉の確保、増進、健康寿命延伸・増進についてであります。質問席に戻って質問させていただきたいと思っております。

瑞穂市は若いまち、若者のまち、市民の平均年齢が県下で一番若いとされています。しかし、瑞穂市も高齢化が既に始まっています。若い世代の転入や出産の増加によって、さほど高齢化もふえていませんが、高齢者の人口は大きくふえています。団塊の世代が75歳に到達する2025年問題、医療・介護、認知症予防、日常生活支援など大きな問題の課題が迫っています。

平成28年度予算において、福祉部の予算は約40億1,000万、全体の24%を占めています。福祉といたしましても広きにわたり複雑になっていますが、今回の質問では、まず福祉部において実施している健康維持推進策から、市全体にわたる市民の健康維持についての取り組みや今後の進め方について質問をさせていただきます。

現在、福祉部において実施している健康維持推進策としていろいろな事業や対策を実施しているのですが、健康づくりに重要な定期的に行う運動教室です。いろいろな予防のために、健康診断とか医療費助成政策など、もちろん必要であります。いつまでも健康な市民がふえ、活力ある元気なまち瑞穂市をつくることができれば一石二鳥だと考えます。

そこで質問です。健康推進課において実施している健康維持のための運動教室等の現状についてお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 北倉議員の御質問の、市民の健康福祉の増進、健康寿命の延伸につ

いての御質問にお答えをいたします。

健康推進課において実施しております運動教室については、平成26年度から健康増進事業に基づいた運動教室として2事業を開催しております。

その内容は、ロコモティブシンドロームという筋肉や骨、軟骨、椎間板などの運動器に障害が起こり、立つことや歩くことに障害が起こるといふ病気なんですけど、この知識を深めてもらい予防してもらうということで、ロコモ教室を年6回のコースで2クール、また生活習慣病予防のための代謝アップ教室を、年4回のコースを2クール開催しております。昨年、このロコモ教室には延べ103人、代謝アップ教室には延べ46人の市民の方の参加をいただいております。

健康増進法に基づいて策定された健康日本21では、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会の実現を目指して、健康増進に関する基本的な方針として健康寿命の延伸を掲げており、厚労省では健康寿命を延ばしましょうというスローガンのもとに掲げ、国民運動「スマート・ライフ・プロジェクト」を立ち上げ、運動、食生活、禁煙、健診の受診の4つのテーマを中心とした具体的な呼びかけを行っており、それに基づいた運動教室を現在実施しております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） それでは、高齢者に対しての介護予防、認知症予防においても、運動教室は欠かすことができない重要な事業になってきます。

瑞穂市の福祉では、先進市よりおくと聞いていますが、2025年問題においても避けることができないのが介護予防、認知症予防、日常生活支援ではありませんか。これから高齢者数がふえるということは、高齢者だけの世帯がふえていき、その次にその高齢者がひとり暮らし世帯、独居生活が相当ふえてくるのだと思います。ひとり暮らしがふえることは、生活にも支援が欠かせなくなります。

そこで質問ですが、地域福祉高齢課における介護予防、認知症予防にかかわる運動教室の現状についてはどうですか、御質問します。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 地域福祉高齢課における介護予防、認知症予防にかかわる運動教室については、要介護になる前の介護予防、地域での日常生活支援を目的に、介護予防・日常生活総合事業をことしの3月から当市でも実施しております。

生活支援・介護予防・日常生活総合事業では、65歳以上の方で基本チェックリストで生活機能の低下が見られる方に、介護保険の要支援1、2の認定を受けた方を対象にして、短期集中型の生活機能向上教室を3カ所、運動機能向上教室を1カ所、認知症の向上教室を2カ所でそれぞれ実施しています。昨年までの2次予防事業として、事業対象者として行った介護予防教

室の参加者は、平成26年度は82名、平成27年度は77人といった状況でして、これは全国的に見ても2次予防事業への参加者は少ないことが問題視され、見直しがなされて総合事業化につながったわけです。

総合事業化による一番の特徴は、対象者に対して地域包括支援センターが本人の自立的な生活を目指したプランを立てることにより、より細やかな支援を行うことができるものです。また、地域での健康づくり、生きがいを目的に65歳以上の市内在住の高齢者全体を対象として行う一般介護事業につきましては、自宅で簡単に行える体操を中心としたすまいる教室を市内で4カ所、脳の活性化を目的とした脳いきいき教室を2カ所、地域交流サロンとして健康教室を4カ所でそれぞれ実施しております。平成26年度には1,147人、27年度には1,674人というふうに参加者は着実にふえています。

今後は、高齢者が歩いて気軽に集える場として、この一般介護予防事業により一層の充実を図り、健康増進を進めていきます。以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） ありがとうございます。

それでは、元気な高齢者は地域の老人クラブにおいてスポーツをしたり、障害がある方もスポーツをされています。このような元気のある高齢者のスポーツや、体に不自由な方などの運動の状況について質問します。

高齢者及び障害者向けのスポーツ事業の現状についてお聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の老人クラブ、障害者に係るスポーツによる健康維持は、まず今年度の瑞穂市の老人クラブ連合会の会員数は3,422名となっています。

平成27年度瑞穂市老人クラブの関係するスポーツ事業への参加実績は、グラウンドゴルフ大会に273名、ペタンク大会には211名、ゲートボール大会には120名、市内の老人の皆さんの運動会には577名、軽スポーツ岐阜地区大会には58名の方がそれぞれ参加をしておられます。

また、身体障害者の方の生活援護や福祉の増進、親睦を図ることを目的にしている瑞穂市身体障害者福祉協会がスポーツを含めた活動に対して、市では補助金を交付して支援しております。

具体的なスポーツ事業としましては、毎年協会が主催で開催しています瑞穂市身体障害者福祉協会の運動会があります。市内の福祉作業所に通う利用者もこの大会には参加し、障害者スポーツの振興の一助になっているものになっています。

障害者スポーツには、競技で行う陸上やフライングディスクなどにおいて、県大会等にエントリーをして上位成績を目指して、さらに上の大会を目指す方もお見えになります。また、参

加するだけではなく、応援することによってもスポーツを親しむということにつながっています。

ことしの10月30日に巢南中学校において、岐阜地区の身体障害者の体育大会も予定をされています。また、このところ特別支援学校を拠点とした障害児・障害者の地域スポーツ活動として、在校生や卒業生、地域住民等で障害児・障害者の地域スポーツクラブの設立するような動きもあるというふう聞いております。

以上で答弁とさせていただきます。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） ありがとうございます。

障害者に関しては大変難しい問題もありますが、これから取り入れていかないといけないと思っております。

健康推進課において実施している健康維持のための運動教室等の現状や、福祉生活課における障害者も障害のある方のスポーツ、さらに地域福祉高齢課における高齢者スポーツ、運動教室、介護予防、認知症予防などの多くの事業の説明を聞きました。

それぞれのスポーツの教室、予防対策の成果についてお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 御質問の運動教室などの取り組みについては、先ほども御質問でお答えした健康増進法に基づいて策定された健康日本21に沿った事業をしているところです。

国のスマート・ライフ・プロジェクトから、健康・福祉の増進、健康寿命の延伸を推進しています。このプロジェクトでは、適度な運動として、毎日プラス10分の運動というのを呼びかけております。日常生活において、体の動きをふやすことが健康生活につながるというふうにしています。

健康推進課で開催しておりますこの運動教室の2事業も、具体的な目的は健康寿命の延伸でございます。瑞穂市健康増進計画においては、生涯を通した適切な生活習慣の定着のため、運動習慣のある人や日常生活において体を動かすようにしている人をふやすことを指標として、目標として、その成果として運動する人がふえてきています。

運動を含めた健康づくりは、生涯現役社会や生涯にわたり活躍できるまちの基礎となります。今後も市民の健康づくりへの関心を高め、健康維持のために行動するような市民がふえるように進めてまいりますので、よろしく願いをいたします。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） なかなか健康維持というのは大変なことで、一概にすぐ1回やったで終わりということじゃないので、推進を続けることが一番大事なことだと思っております。

健康維持のための運動教室の状況、障害者も障害のある方のスポーツ、高齢者スポーツ、運動教室、認知症予防、介護予防など多くの成果を聞いてまいりました。

私は今の意見で成果はないとは言いませんが、参加者に関してもそんなに多くないと思います。市ではどのような効果があるかと考えるのか、どのような効果を期待して実施しているのかですが、これからの超高齢化社会、人口減少社会になっていくものですが、その前に運動教室、スポーツ等を通じた健康づくりの効果について、どのようなビジョンや効果を考えてみえますか、質問します。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 超高齢化社会や人口減少社会におけるスポーツを通じた健康づくりの効果についての御質問ということですが、地域福祉高齢課の事業において、昨年度は、65歳以上の高齢者の方で、生活機能の低下が見られる方を対象にした運動機能向上のための運動教室は4カ所、口腔機能の向上のための健口教室を1カ所、認知症機能の向上のための忘れん脳教室を1カ所、運動・認知・引きこもりといいますか閉じこもりとか鬱病などの複合型のはつらつ教室を1カ所実施しております。

高齢者の機能低下を確認するために、基本チェックリストを教室の前後で実施して成果を見ていきます。このチェックリストには、虚弱の程度、運動機能の状況、栄養状態、口腔機能、外出の頻度、認知症の機能、最後に鬱の傾向などの7つの項目を確認していきます。

成果につきましては、教室の前と後に行ったこの生活機能評価基本チェックリストの項目において、教室に参加することで日常生活機能の維持や改善ができている方が約9割あり、また生活機能の低下が改善され、該当から非該当になった方は参加者全体の約4割見られました。これは高齢者の機能低下したところを集中的に改善するための支援を行うことで、確実な成果が出てきていると考えています。

このほかに教室終了後には、どなたでも参加できる一般介護予防教室や地域にあるふれあい・いきいきサロンや老人クラブなどの地域団体に継続して参加していただき、介護予防活動を行うことが健康維持には必要であると考えています。

これからの超高齢化社会と人口減少社会において、スポーツを通じた健康増進には健康寿命の延伸、医療費・介護費の抑制、さらには地域のコミュニティーづくりに効果があるというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） 今の質問に関連しますが、このような目的や効果を達成するために、現状より高齢者の健康スポーツを通じた健康推進の位置づけや周知から参加者をふやすため、今

言われた成果が出ている方がたくさん見えるということであれば、その方をもっとたくさんこういうことに参加していただくというのが大事だと思いますが、参加者をふやすためのことに関してどう考えてみえるか、お聞きします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 先ほどの御質問の中でもある程度お答えをしておりますが、この健康増進の対策や効果ということで御質問のお答えした以外でお答えをさせていただきます。

高齢者等のスポーツを通じて健康増進を行うことが、その健康や健康づくりの意識づくりをどのように進めていくかということが課題になります。高齢者の社会参加を推進するためには、老人クラブ、各種サークル、シルバー人材センターを初め、瑞穂大学や介護予防、認知症予防などを通じて、機会あるごとに啓発して社会参加と健康増進をしていく必要がございます。

若年層から壮年層では、日々の生活に追われて自分の健康は意識するものの健診を受診しない人や無関心層への対応が必要となってきます。対象となる方の意識改革を行うには、健診、健康情報などの発信を強化していきます。

今月6日には、民間保険会社と市が連携協定を結び、外交員が訪問する際に市の健診予定などの情報を配付してもらうような民間との協力も得ながら、健康づくり、健康意識に理解するように進めていきます。子供から高齢者までが、幾つになっても自分らしく彩りある暮らしが送れるように進めていきたいというふうに考えています。

〔3番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） ありがとうございます。

それでは、もう少し範囲を拡大してお聞きしたいんですが、さらに市民のスポーツ等を通じた健康意識を高め、運動習慣をつける機会を確保するための施策や、スポーツを通じた地域の活性化についてはどのように進めていくのか、お聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） さらに全市民を対象にしたスポーツを通じた健康意識を高め、運動習慣をつける機会を確保するための施策やスポーツを通じた地域の活性化については、福祉部だけではなく教育委員会や市全体にかかわることになります。

国の試算では、スポーツや運動教室などにより医療費や介護費が何兆円も削減できるというふうに言われています。また、働き盛りの成人のスポーツの参加者といえますか、実施率は調査するたびに低下をしているというような現状もございます。

市民の中には、スポーツに無関心な人も見えます。スポーツによる健康増進、スポーツによる地域の活性化という視点で、どのように健康意識を高めて運動習慣を行うかということが必要になります。多様化するライフスタイルや市民ニーズに対応し、地域スポーツの環境として

瑞穂市全体のスポーツの普及体制の今の状況を分析したり見きわめながら、子供から高齢者までそれぞれがライフスタイルに応じた選択できるスポーツ活動を行うことができれば、健康増進や地域の活性化というところで福祉部が進めている地域づくりの考えにも合致してきます。

さらに、地域経済の活性化することも考えられますので、教育委員会など関係部署と連携をとりながら進めていきたいというふうに考えています。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、ただいまの御質問について教育委員会の立場からも御答弁させていただきます。

スポーツは、ストレス発散や生活習慣病の予防など心身の健康保持増進、人と人のつながりを深めることにも重要な役割を果たしております。また、活気のあるまちづくり、健康寿命の向上、医療費削減にかかわって重要な課題の一つであることは間違いありません。

教育委員会といたしましても、生涯スポーツを推進する立場として、第2次総合計画では日常的に運動に親しむ市民の割合、現状値29.76%を5年後には50%とする目標を掲げております。

現在、市で取り組んでいるスポーツは次のとおりです。1つ目、体育協会は年間を通して市民大会や教室を開催し、スポーツ少年団は日常的にスポーツ活動を行っております。2つ目、スポーツ推進委員は、新しくゲートゴルフを創作し、レクリエーションスポーツの大会運営や普及を行ったり、瑞穂大学や地域のふれあいサロン等への出前講座を実施しております。3つ目、教育委員会の主催事業では、親子リトミック教室、ファミリーハイキング、サーキットトレーニング教室等を行っております。

しかし、スポーツを取り巻く現状として、スポーツをする人とならない人の二極化が進み、現存のスポーツクラブでは年齢や種目が限定的になっていることや、地域における社会問題として、子供たちの社会性の低下や地域における人間関係の希薄化が上げられています。

こうしたことから、子供からお年寄りまで、また初心者からトップレベルの競技者まで、そして楽しみ志向の人から競技志向の人まで、地域住民の皆さんの誰もが集い、それぞれが年齢、興味、関心、体力、技術・技能レベルに応じて活動できる総合型スポーツクラブのなかよしくラブみずほや、トップアスリートを目指すぎふ瑞穂スポーツガーデンの役割が期待されております。

こうしたことから、仕事が忙しくてできなかった人や健康に不安を持っている人、健康維持に取り組みたいと思っている人、身体の障害があり機能回復などで何かスポーツを始めたいと思っている人等、さまざまな理由を持った人が相当数存在すると思います。そうしたきっかけを求めている人たちにスポーツの場を提供するのは、教育や福祉関係部署の行政が地域のスポーツクラブと連携、協働していくことが必要であります。こうした連携を強化していくことで、

市民の健康意識を高め、地域の活性化を図っていきたいと考えております。以上です。

[ 3 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 北倉利治君。

○3番（北倉利治君） ありがとうございます。

私は福祉部では成人用の代謝アップ、高齢者においてはノルディックウォーキング、グラウンドゴルフなどの軽スポーツ、運動教室、介護予防の各教室ですね。教育委員会では、先ほど言われた各団体がそれぞれのスポーツを行ってみえます。市の行政の事業から受益者負担で行う教室、サークルなどの団体で多種多様な活動をして見えます。

昨年、文部科学省にスポーツ庁ができました。初代長官に水泳の鈴木大地さんがなってみえます。2020年、東京オリンピック・パラリンピックのために、この庁ができたということを言われています。もちろんそれもあるんですが、スポーツ庁の設置の理念には、スポーツ庁と厚生労働省の健康推進、高齢者・障害者福祉とのかみ合わせ、国交省、農林省、環境省の公園整備、環境振興、地域振興、経産省はスポーツの施設、外務省はスポーツを振興する外交との展開など、今まで縦割りであった社会、スポーツとの兼ね合いは文科省しかなかったというような関係を改革すべき各省庁との連携を保つものです。スポーツを通じて、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができる社会の構築なのであります。

平成28年度のスポーツ庁の事業には、トップアスリート育成支援からスポーツによる地域の活性化事業、スポーツを通じた健康長寿事業、スポーツ育成事業、スポーツ環境整備事業などたくさんの事業がございます。

瑞穂市では、このようなものをほとんど活用して見えません。ぜひとも、現在実施している事業を健康づくりのパッケージ化として集約し、それぞれの課の担当者がばらばらに実施していくのではなく、市民の健康推進プロジェクトとして市民の生涯にわたる活躍できる健康から始まります。その結果が医療費、介護費の削減につながると思います。

健康推進プロジェクトチームを設立する提案をいたしたいと思います。このような考え方に行政は必要性を感じているのか、健康推進プロジェクトチームの構築についてどのように考えてみえるのか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） おはようございます。

平成28年度においては、いろんな事業について中心になるか、そしてまたそれに協力するかということで目標を決めております。

そうした中で、駅の事業とか中山道のPRとか、そして今言われた健康というものもテーマの中に入っておりますので、それぞれ今部長のほうからなり次長から答弁がありましたけれども、健康で長生きをしてもらうというのが基本でございますので、そうした部分について教育

委員会と福祉部が連携をとるということで、1つ提案が上げてございます。

また、今後についても、組織を一部見直す部分がありますけれども、どんなに見直しをしてもお互いに連携するということが基本でございますので、そういった点を肝に銘じて今後とも大きな事業の一つとして進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

[3番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 北倉君。

○3番（北倉利治君） ありがとうございます。

今後は行政と市民が協働というものもございまして、行政の方の中に市民が入ってこのようなプロジェクトの中に参画するということが大切であると思っております。また、今までお聞きしたいろいろな行政の方の意見も大変勉強になりましたが、もっとこの健康スポーツに関しては、よそは非常に進んでいます。今までの型どおりのことだけでは、スポーツを喜んで入ってくれる人がなかなか見えないと思っております。どうしても守りの活動では難しいと思っておりますので、市民と合体した連携をとったプロジェクトをつくっていただいて、攻めていくというか、高齢者にもっと運動を促すことを極力進んでいっていただければいいかなと思っております。もちろんこの事業は、他の自治体では進んで入れて成果も出して、医療費も削減されています。そういうところで勉強して、同じように瑞穂市もなっていけたら非常にありがたいかなと思っております。

高齢者の高の字が幸せという字になった「幸齢者社会」「幸齢者事業」をつくっていただくことをお願いして、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、3番の北倉利治君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。11時から再開をいたします。

休憩 午前10時40分

再開 午前11時02分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

12番 広瀬武雄君の発言を許します。

広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 議席番号12番 広瀬武雄でございます。

ただいまは議長のお許しをいただきましたので、通告に従いまして4点にわたりまして質問をさせていただきます。

その第1点目は、瑞穂市介護支援ボランティアポイント付与つき制度の導入について、2点目は、市長の地方創生、瑞穂創生7つの基本政策の公約について、3点目は下水道事業についての考え方、4点目は、地方創生加速化交付金事業における穂積駅圏域事業拠点化構想の策定についての質問でございます。詳細につきましては、質問席よりさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、先ほど来申し上げましたように、最初の質問は、瑞穂市介護支援ボランティアポイント付与つき制度導入についての質問をさせていただきたいと思えます。

この制度の導入につきましては、2025年問題が予測される中、65歳以上の方々を対象に、元気な年寄りの生きがいづくりを目的とした制度でありまして、全国的にも250市町村くらいが既に導入済みでございます。

もう少し詳しく申しますと、団塊の世代が2025年には75歳以上に到達し、高齢者人口が約3,500万人という多人数の人数を迎えることとなります。その3,500万人のうち、755万人が介護が必要な人と言われております。また、認知症につきましては700万人と推測されておるところでございます。すなわち5人に1人が介護が必要と見込まれておるところでございます。そのため地域において、医療・介護・日常生活支援、認知症予防、介護予防という社会システムの構築が急がれることは言うまでもありません。

一方、瑞穂市を見てみますと、65歳以上の高齢者人口はことしの3月末で1万697人、高齢化率はちょうど20%でございます。岐阜県全体の高齢化率は御存じのとおり27.8%、約28%でありまして、瑞穂市はそれよりもかなり低くなっておりますが、これは従来より言われておりますように、若い世代が非常に多いということではありますが、高齢者数の絶対数は非常に多いと。率は低いけど絶対者数は多いと、こういう現象が現在の瑞穂市の現状ではないかなあと思っております。

この1万697人の高齢者のうち約14%の約1,500人が介護認定を受けておられまして、何らかの形で誰かが支えなければならぬと、こういう状況になっております。住みなれた地域で生きがいを持ち、健康で安心して暮らせることを基本とする地域包括ケアシステムがそれらの課題となっておるところでございます。地域における支え合いによる日常生活支援をどのように行っていくかということが課題の大きなポイントではないかと思えます。

そんな中、昨年10月に、介護問題を考える市民有志というある団体が、介護支援ボランティア制度でポイント付加制度を市に提案されておられます。中身につきましては、この提案の中身は、高齢化が進んでも、先ほど来申し上げますように元気な高齢の方が8割以上おられ、この元気な高齢者がより長くいつまでも介護や医療が必要な状態に陥らないようにすることが必要であるという内容のものでございます。本人の希望や意思に応じて介護ボランティア活動を行うことで、地域に貢献ができ、いつまでも生きがいを持つ生活が送れる、あるいは生活リズムに合わせたボランティア対応をしてもらい、地域貢献を行う一助になるような制度として提案されたものでございます。

そこで、県内あるいは全国的にボランティア活動ポイント制度が既に導入されているところがあるわけでございますが、どのような状況にあるのか、あるいはどのように定着しているのか、担当部長にお伺いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 広瀬議員の介護ボランティアポイント付与つきの御質問にお答えをいたします。

ボランティアポイント制度は、平成19年に東京の稲城市で始まったというふうに聞いております。御質問で、先ほどの中にも全国で200を超えるとか250を超えるような自治体で導入されており、県内では美濃加茂市と可児市が導入をしています。可児市が平成26年の4月から、美濃加茂市が平成23年の4月から実施をしています。両市とも、地域振興券、地域の商品券が常用に使用できることから、この地域振興券でポイントの還元をして地域経済の活性化をしています。

今までに他市で行われたこのボランティアに関してのアンケート結果というのがございます。そのアンケートでは、ボランティアに有償制度は不要であるというふうに回答をした人が30%を超えていたとか、ボランティアはやはり無償であり対価はなじまないというようなことで、このボランティアポイント制度を見送った自治体もあるというふうに伺っています。

全国的に先駆けてボランティアポイント制度を導入した稲城市においても、ボランティアポイント制度がそのまま介護予防への効果が検証できるというのは難しいというふうにも言われています。また、横須賀の市民協働の審議会が平成22年の4月にボランティアポイント制度における中間答申というのを行っておりまして、ボランティアポイント制度の導入によって、直ちにボランティアの未経験の多くの方が一気にこのような活動をすることが期待はできないであろうというような報告もなされています。

現在では、介護保険制度の改正において、高齢者の日常生活を支援するようなボランティアとしてこのポイントをつけているような自治体もございます。ボランティア活動とは、自発的に社会のために、そして無償だという考えもあると思います。全国的にボランティアポイント制度は費用弁償以下の有償ボランティアに属するものとされ、公益活動へのきっかけとなったり、ボランティアの定義やすみ分けがしっかりなされておったり、制度の導入目的、ポイント制度のあり方、導入の目的、財源、運営方法など技術的な問題、市民の理解がしっかり得られれば定着できるように考えております。今のところ、現在のそのような状況でございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

いろいろな観点からの答弁でございましたが、おっしゃるとおりボランティアというのは有償というのはなじまないという点はいろんな方々からも耳にしております。

しかしながら、市民の方々からもこのいわゆる有償ボランティア制度についてはさまざまな御意見や提案があり、そのある団体のお話によりますと、その後、市の行政側や社会福祉協議

会のほうでもいろいろと協議された云々に聞いております。社会福祉協議会の第2次地域福祉活動計画という冊子が配付されておりますが、その中にもボランティア活動ポイント制度の導入は平成30年度となっております、平成28年度に検討し、29年度に周知となっておりますところでございます。

したがいまして、瑞穂市の社会福祉協議会としても、このボランティアのポイント制度そのものには導入するよということを明確にアピールしておるところでございまして、ボランティアポイントを付与することにつきましては、そういう中において市ではどのように考えておられるのか、もう一度お聞かせいただきたいと思えます。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 社会福祉協議会の第2次地域福祉活動計画では、先ほど御質問にもありましたが、このボランティア活動ポイント制度の導入は平成30年となっております。今年度に検討し、29年度に周知するというふうな計画になっております。

もちろん市と社会福祉協議会でも協議をしております。このボランティアポイント制度を行うには、先ほどの御質問でもお答えしましたように、ボランティア活動とは社会のため無償であるというような考え、また公益活動へのきっかけとなったり、ボランティアの定義やすみ分けが十分理解され、市民に理解があれば定着できるというようなことで、いろいろな考えが入りまじっております。先ほど、導入自治体が200か250ということで、これの意味するように極端に広がらないのは、それだけ課題が多いというのが原因にございます。

企業の72.5%が65歳まで働ける制度を整えている今、65歳まで働いた後は地域に戻ってこられます。いつまでも元気に地域で暮らすことができるような仕組みとして、地域包括ケアシステムがあります。このケアシステムにおいて重要なことは地域づくりです。生活基盤となる地域で、人と人とのつながりを結びつけることです。介護ボランティアポイント制度がこの地域包括ケアシステムを構築する中において御意見をいただいたり、現にボランティア活動をしてみえる方からの御意見をいただいたりして、瑞穂市にボランティアポイント制度が根づくかどうか考えているところでございます。

以上で答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 一般的に、今答弁の中にもありましたように、おっしゃるとおり60歳で退職されて65歳まで何か職についたとして、その65歳以降の人生というものをどのようにこれから行政が考えていただけるべきかという重要なポイントになるかと、こういうふうを考えているところでございますが、65歳からの出発する人生、第2の人生と言ってもいいんでしょうか。65歳から出発する人生として、何げなく生活する日常生活の中から、いつまでも元気に

地域で暮らすことができるような仕組みが、先ほど来申し上げております地域包括ケアシステムであります。そのケアシステムにおいて生活支援、介護予防として地域の老人クラブ、あるいは自治会、ボランティア団体、シルバー人材センター、NPOなどで活動する、このようなたくさんの方々の選択肢の中に介護ボランティアポイント付与型制度があったとしても、何ら支障になるとは考えられないという考えを持ち合わせておるところでございます。

あくまでも高齢者自身が選択し活動するものでありまして、何がしか活動している高齢者はやはり認知症予防や介護予防になり、健康寿命が高いという報告もございます。したがって、余り申し上げたくないところではありますものの、高齢者が健康で活動し続けることは、間接的に医療費などの削減にもつながり、大きく捉えれば市の財政にも大きくかかわるはずでございます。

この介護ボランティア制度が財政面が目的とは言えませんが、このような数々の利点からいたしまして、介護ボランティアポイント付与型制度をどう考えていただくのか、すなわち先ほど来答弁の中にもありましたように、ボランティア活動を始めるきっかけづくり、あるいは励み、こういうものにつなげていくべき制度でないかと、このように考えているところでございますが、再度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 介護ボランティアのポイント制度とは直接かかわらないことかもしれませんが、現在、国のほうでは地域経済の活性化戦略ということで自治体ポイントカードというものが検討をされています。この自治体ポイントカードには、子育てポイントや健康増進ポイントやイベントへの参加へのポイント、そしてこの介護ボランティアのポイントというのも入っています。

このような技術的なシステムについて、今総務省のほうで全国共通の管理システムということで開発をしているというふうに聞いています。今後、希望がある自治体には低コストで導入するような動きもあるようで、このような動きもひとつ見ていきたいということと、先ほど来、地域の包括ケアシステムの中でも人と人とのつながりという中でこの介護ボランティアというのが必要ではないかというような御意見もございます。現在、ボランティア活動をしてみえる方などの意見を聞きながら、市としてもこの問題については検討を重ねていきたいというふうに考えております。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございました。

ボランティア活動を現在していらっしゃる方々は多方面にわたりまして、例えば具体的に言うと日赤に加入していただいている方々も老人ホームなどに出向いていろいろボランティア活

動をしていただいていると、このように考えているところまでございまして、そういう方々との整合性とかいうような課題もあろうかと思いますが、今後検討していくということでございますが、検討という言葉は非常に含蓄のある言葉でございまして、やるという意味にもとれますし、やらないという意味にもとれるわけですが、その辺、市長にお聞きするといいんですが、答えにくいのかもわかりませんので、副市長に御答弁を一度願いたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） ただいまは介護ボランティアポイント制度ということで、大体の制度というものが皆さんに御理解をいただけたかとは思いますが。

ただ、このボランティアというのはなかなか広がるというのは難しい面がございますし、それぞれ皆さん御要望とかいろんなことがありますので、介護の点から考えたときにいつも思うことは、本当に介護が必要になってくるとなってくるのは85歳以上ぐらいかなあと思ったりもするんですけども、通常の方は本当に健康で長生きをしてもらいたいと、そう願うわけでもございますけれども、そのときの介護がどのような状況であるかということをお我々もよくよく認識をしなくちゃならんかなと思ったり、私達も実際にはまだ両親がおられますので、まだ何とか健康ではございますけれども、年寄りたちにとってどのように介護してあげたら一番いいかなと、そういうことも踏まえて、先ほど部長のほうからもありましたけれども、いろんなボランティアとか、また利用してみえる方、いろんな方の御意見を聞きがてら、また二百何件の団体がやっておられますので、今現在では本当にインターネット等で見ますとその結果とかいろんな問題点、課題も出てきますので、ぜひとも皆さんも一回御関心を持っていただき、また調査の結果なども皆さんに披露しがてら、また協議会のほうでは一応計画には上がっておりますので、皆さんの意見を聞きがてらこうしたシステムについて検討をしていくということでどうかと思っております。

また、もっと身近にできることとしてふれあいサロン等がございますので、ぜひとも全部の地域、1つの自治会でできなければ2つの自治会で共同とかいうことで、何とかみんなが外へ出て、閉じこもりにならないようにということで、そうした点も御協力をいただけたらと思っております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

要は、検討するということには間違いはない。いわゆる地域福祉活動計画の社会福祉協議会、あるいは当市の総合計画、それから当市における福祉計画、その中にも全てこのボランティアポイント付与つき制度というものがうたわれておるところでございますので、ぜひともひとつ前向きな検討という解釈をしておきますので、よろしくお願ひしたいと同時に、もう1つは先

進地であります東京の稲城市に対して、最近ちょっと手元に入ったデータによりますと、岐阜県では多治見市とか羽島市とか、あるいは関市から非常に大勢の皆さんがこの介護ボランティアのポイント付与つき制度の導入の視察に行っている。もちろんほかの県からも相当数行っているわけですが、県内では今のところのデータでは多治見、羽島、関あたりが行っているということでございますので、ぜひひとつ社会福祉協議会も含め、行政側も含め、先進地におけるその扱い状況、こういうものを勉強いただきながら前向きに御検討いただくことを期待申し上げまして、この質問は終わりにさせていただきたいと思っております。

続きまして、2番目の市長の地方創生、瑞穂創生7つの基本政策の公約について、質問をさせていただきます。

既に皆様御存じのとおり、市長選がありましてからは1年3カ月ほどたつわけですが、市長として就任されたのは6月でございますので、ちょうど1年になるわけでございます。そのような中、いわゆる選挙戦の中で公約として掲げていただいたものが手元にあるわけですが、頭出しだけで申し上げますと、健康立市、教育立市、介護立市、防災立市、産業立市、発信立市、税を生かすという7つの基本政策を公約として掲げられまして、見事当選されたのが現在の棚橋市長であることは御承知のとおりでございます。

したがって、市長に就任いただいてから既に1年がたったということで、これら7つの基本政策がどのように進捗、推進されているか、その進捗状況、この辺のところを以前の議会でも予算的な分野においてどのようにこの公約が反映されているかという質問はあったかと思うんですが、そうではなくて、今申しましたように、丸1年たったけれども、その後どういうふうな進捗状況になっているかということ、大変市民の皆さんも関心が深いということで、あえて質問をさせていただきますので、御答弁をよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの広瀬武雄議員の地方創生、瑞穂創生7つの基本政策の公約に関する御質問にお答えいたします。

私のほうからは、平成28年度事業の主に地方創生事業を中心とした報告をさせていただきます。

健康立市としましては、まずは高校生までの医療費無料化、また若年層への健診、goodライフ健診の受診勧奨や発達支援教室の充実、また幼児の運動教室など、健康で幸せに暮らしていただける事業を行っています。

教育立市としましては、潜在保育士就業促進事業を進めること、ほかにモデル校として穂積小学校、巣南中学校の特別支援学級用に児童・生徒1人1台タブレットを導入する事業など教育環境の充実を進めてまいります。

また、介護立市としましては、介護人材育成研修事業を進めるとともに、介護予防事業、包括的支援事業などを実施してまいります。また、瑞穂市社会福祉協議会の事業となりますが、地域にふれあい・いきいきサロンや認知症の方々がほっとできる、憩えるさくらカフェを推進しています。

防災立市としましては、災害に強いまちづくりを進めるため、消防団員の募集の啓発を行うとともに、生津小学校の分団の整備、消防署駐車場整備、避難行動要支援者の名簿を再度作成するための事業などを行います。

産業立市としましては、創業者支援事業や駅前の活性化、空き家を活用した事業を進めてまいります。

発信立市としましては、「ちょっと気になるまち 岐阜みずほ」をキャッチフレーズに、交通の便のよい瑞穂市を発信するとともに、ボウリング場を活用した地域活性化拠点事業においても瑞穂市を大きくPRできており、さらに地域ブランド戦略の推進や中山道の看板整備などを行ってまいります。

その他ではございますが、そのほかに富有柿発祥の地であることを引き続きPRするため、長良川競技場でのFC岐阜の試合に瑞穂市の広告を掲出したり、また壁面PR看板や、かきりん御当地ポストを市役所玄関付近に設置してまいります。

以上で、私からの答弁とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

7つの基本政策は、今の答弁を聞きますとそれなりにそれぞれが進んでいると、こういう理解も解釈もできるわけでございますが、そこでまことに申しわけないんですが、さらに中身の問題に入りまして、例えば健康立市の中にメディカカードを普及したいとか、健康をテーマにしたまちづくりを基本として、大病に至らない健康づくり施策を推進したいというようなこと、あるいは教育立市の中ではこども青年未来部を創設したいとか、高等学校を誘致したいとかというような基本政策をうたわれておるところでございますが、一々申し上げると大変時間も長くなりますので、かいつまんでこの4つぐらいについて、今どのような状況になっているか、具体的な御答弁を願えればありがたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） まず、この進捗状況の中で、昨年6月1日に就任いたしましたから私自身がちょっと気づいたこと、それと同時に今の4つの部分、再度説明をさせていただこうと思いますが、まず私自身が本当に昨年6月1日、6つの大体の自分自身で持っていきたいこと、それからまとめとして税を生かすということで、7番目に税を生かすということで皆様方

の前に公約として出させていただきました。

そして、いざ就任してみまして何が一番の最初のことかなあとになりましたら、まさに気がついていたのが、本当に広瀬武雄議員さんはよく御存じだったかもしれませんが、広瀬武雄議員さんは岐阜県のトップ企業の取締役をやっておられましたので恐らく同じことを感づかれたと思いますが、まず私が就任しまして何がこれを進めていくのに大事かといいましたら、まず人なんですね。これはどこもかも人だと思います。まずそれだけの動きを同じくしてもらえる人、それと同時にどうやってこの瑞穂をやっていこうかという、そういった心ですね。

それでまさに1年間、いろんな意味で私どもの職員は育つてくれましたし、それと同時に今回の人事の異動、この4月にとり行いましたが、その中にありまして今まさに私の周りにいる部長ですね。全てとは言いませんが、私の考え方、ある程度は理解した上で部長を受けてくれたものだと思っておりますし、そしてこの4月から教育長さんとして加納さん、そして政策企画監として、また県とのパイプ役ということで藤井さんという方に来ていただきました。まさにこういった人のつながり、それと同時に人によって新たなる情報もたらされる、そして人によって新たなることが考えつくようになる、そういったことがこの7つの私自身の考え方の中に非常に必要だったんじゃないかなというところで、この1年間はまず人、このことに尽きるんじゃないかなと思います。恐らく、御質問なされた広瀬武雄議員さんも岐阜県のトップ企業におられた方でございますので、まさに同じことを心の中では思っておられるんじゃないかなと思います。

それではその次に、御質問のございました最初、高等学校からでよろしかったですかね。

高等学校のことでございますが、人事のことで新しい教育長さんに来ていただいたのはこの4月からでございますので、教育長にはまだ具体的に詳しいことは話はしてございませんが、それ以前に、朝日大学さんとかさまざまなところへ、私どもは高校がございませんと。何かいい方法はございませんかということと、それと同時に私自身もかなりいろんな部分から精査いたしました。ただ、今現在言えることは、おまえ、公約やないかと言われるかもしれませんが、非常に少子・高齢化、そして各高等学校が非常に今苦勞して私学は経営しておられます。大変な状況でございます。これはこの後、新しい要望書、意見書ということで、待機児童さんの件も入ってはございますが、まさに高等学校の経営陣は本当に大変でございます。

ここ最近のことで申しまして、武蔵丸さんからちょっと連絡がありまして、ちょっとこのまちを訪問したいんだけどということで、何で来られるんですかと聞きましたら、私立の高等学校から呼ばれて、そういった意味で相撲部とか、そういったことをどうしていったらいいのかとか、そういったことの御相談とかもあるみたいでございます。

また、それ以外のことでも、今朝日大学には有名な先生方がいっぱい集まっております。各高等学校で、かなりそれなりの名をなした先生方が来ておられまして、その方々にも御相談申

上げますと、やはり今経営は非常に厳しい状態で、瑞穂で高等学校をつくってくれたら私学はどうなるんだというようなところへ至る部分もあるかもしれません。

ただ、私としましたら、今回の18歳から投票ができる、18歳でしっかりとした人間をお育てする、そういった意味からもこの瑞穂のまちを愛してくれる高校生、こういった高等学校もしたいという気持ちは変化ありません。ですから、これからどうやって進めるか、これからまだまだ考えていかなければならないと思っております。ですからこれは進行形ということで、進捗状況の御報告をさせていただきます。

その次、メディカカードでよかったですか。もし間違っていたら言ってくださいませ。

次、メディカカードでございますが、当初のメディカカードは、カードを岐阜市民病院、もしくは大垣市民病院、ただしそのときには大垣市民病院は名乗りを上げておられませんでした。もともとが、今現在は岐阜大学の病院長、こちらの小倉さんが考えられた、要するにドクターヘリを考えられた方でございます。緊急ということで、ドクターヘリと同時に心臓に関する病の方、この方々は極端なことを申しましたら20分で救命することができます。そして、ここ最近でしたらヒートショック、急性心筋梗塞、こちら時間早ければ救命することがかなり可能でございます。

そういった方々用に、病名、そして処置法、それからお世話になっている病院、一番自分自身が気になっている病、そういったことが的確に救急車の中にあります感知する機械、こちらのほうで確実にそれが読み取れるようにということで、岐阜市民病院から始められました。

それで、そのときに私も議員でございまして、かなりこれはいいことだということで広がりいくんじゃないかなと思いましたが、率直なことを申しまして、6月1日、赴任しましたときには、医師会のほうはまだまだこれはという感じの御返事しか頂戴できませんでした。

ただし、昨年の4月から地域包括ケアシステムがだんだんと瑞穂市内の開業医の方々に浸透してきてまして、中央的にはベッド数を少なくせよとか厳しいことがございます。そして、要介護1級、2級の方は施設に入らないでください、極端なことを申しますと。まず地元でしっかり生活できるような環境を整えてください。特に社会福祉協議会、そういったところはくれぐれもよろしく願いますよと、具体的に申し上げますとそういったところになるわけでございますが、その中にありましてメディカカードは行き場をちょっと失っている状態がございました。

ただし、だんだん開業医の方々もお考えが変わってまいりまして、あれはあれで救命、救急救命だけでなしに私たちの患者さん、この方々と一種のふれあいサロン、これがそれぞれの開業医の方々の待合室でできるんじゃないかと。そういったところから、もっと身近にかかりつけのドクターを持ってください、こういったことも地域包括ケアシステムの中にあつたわけですが、まさにかかりつけドクター、そのためにはメディカカードを発行していただいて、何か

あったときにはイの一番、私どもの開業医さんのほうへ来てくださいというような、そんなシステムにならないかということで、ここ最近は何とかどうですかと。私たちも受け入れる体制をこれからだんだん準備していきますから、再度市のほうどうですかと。もう言うてくれてもいいですよというようなくあい、ちょっと前向きに考えていただけるような体制になりつつあります。

ですから、この先、具体的にどのように進めていくのか、また進めていく体制としてどこまでの範囲の方々が求めているのか、じっくりと再研究した上で進めたいと思っております。といいますのは、岐阜市民病院さんの対応として、心臓病の方々には無料で配付しましょうということまで指導なさっておられますので、あくまでもニーズが、やはり皆さんにとっておられるのは透析を受けておられるの方々、これはいつ突発的に事態が発生してもそこで認知されるように、わかりやすいようにということだと思います。それからもう1つが心臓、これに関するの方々、このの方々には有効に利用できるということだったんじゃないかなと思います。そういった意味から、その方々しか使えないと思ってしまう部分がないにしてもあらずと思いますので、いま一度私たちはこれを再度調べたいと思っております。

ただし、メディカカードを発行する会社自体が今ちょっと移転をしまして、東海地区全体を見ていくというふうに変わりまして、今岐阜地区にはなくなってしまうので、東海地区全体の中で名古屋のほうに営業所を設けておられますので、改めてそのところとは調査をしてみたいと思っております。

その次が、こども青年未来部は、私たちの場合は幼保一元化ということで一緒にやってやりますので、教育委員会、このたび教育長さんは変わっていただきましたので、教育委員会とそれから福祉部、こちらのほうが連携をするという建前の上、それと同時に一番かかわりますのは、まず今回の待機児童さんの問題もそうです。

それと同時に青年の方々、この方々にどういった未来を明るくいっていただけるのか、そういった部分からも高等学校の話とも多少重複いたしますが、新しい教育長さんをお迎えし、そしてなおかつ教育委員の方々も、まだこれから皆様方の御承認を受けなきゃいけないんですが、教育委員の方々も多少一部変更がございまして、その上でこれからどうしていこうかということで、2年目ということで進めていくつもりでございます。

それから……。

○12番（広瀬武雄君） いいです。

○市長（棚橋敏明君） よろしいんですか。ごめんなさいね、申しわけないです。御理解いただけたでしょうか。何かもういいですと言われちゃうと何か急にあれでございしますが。じゃあ、御理解いただけたということでよろしいでしょうか。

○12番（広瀬武雄君） はい。

○市長（棚橋敏明君） それじゃあ、以上をもちまして回答とさせていただきます。どうもよろしくお願いたします。

〔12番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） 大変に詳しく御答弁いただきまして、ありがとうございます。時間の問題もありまして、ちょっともうこれでいいよというジェスチャーを申し上げた次第でして、また機会がありましたら、また市長からいろいろと聞かせていただきたいと。

ただ、議員が聞くだけではなくて、やはり公約というものは市民に非常に関心が深いということから、市民に対しても何らかの形でその公約の進捗状況などもやはりアピールする必要があるのではないかなあと、かように思うところでありますと同時に、これはマニフェストではありませんので、いつまでにどうするとか、それが丸なのか三角なのか、ペケになっているのかとかいうような、前任の市長がおやりになったようなことをやれとは申しませんが、ある意味この基本政策そのものの進捗状況を、議員を初め市民にもわかるように何らかの形でお考えいただくことを要請しておきたいと、このように思うところであります。

長くなりましたが、特にメディカカードにつきましては、先ほど来お話がありますように、岐阜市民病院でも私の調べるところ1,200人弱の皆さんが持っていらっしゃる。市民病院へ行かれる方ですね。岐阜市民病院にかかる場合はこの方が、1,200名が対象になると。大学病院は、今お話にありましたように提案者になっていただいたんですが、余りたくさんはまだ普及していない。それから松波病院もこのメディカカードは積極的である。一番積極的であるのが美濃加茂市にある木沢病院であると、かように聞き及んでおるところでございます。今後も、これは病院側がお金が要るからちゅうちょしている部分もあるかも知れませんが、行政側からも大なり小なり補助を出して、いいことであればそれは推進していただくことを御期待申し上げるところであります。

この項目につきましてはその程度にいたしまして、3番目、下水道事業についての質問をさせていただきます。

これも時間の都合上、市長に御登壇いただくわけでございますが、簡単に現状の考え方だけ述べていただきたいと、このように思うところであります。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 簡単にとということで、でも簡単にできない部分もございます。そこだけお許しくさませ。

まずこちらの全体的な流れでございますが、せんだって議会のほうでも御報告申し上げたと思いますが、まず下畑の最終処分場、こちらの地権者の方、そして自治会の方、この方々の御了解の上に、御了解いただきましてそこにつくってもいいよということになりましたら、第1

次、こちらの工事までは進行する計画でございます。

その手前で、皆様方からお話がありましたとおり、その自治会でしっかり話し合いをしているのかと、相手さんは受け取ってくれていないんじゃないかと。しっかり今まで一度も話し合いしていないんじゃないかということで、私どもから地権者の方、そして自治会長さん、双方にお話を持ちかけさせてもらいました。とにかく話し合いの場を設けてください、どうかお願いいたしますと。今までのような状況では、私たちもちっとも進みません、どうかよろしくお願いいたしますということでお願いに上がりました結果、せんだってお越しいただきました。

5月27日にお越しをいただきました。そのときの文書を一部読ませていただきます。結果論的なところだけお読みするというところでよろしいですか。

○12番（広瀬武雄君） はい。

○市長（棚橋敏明君） 下畑自治会長の考え方、今現在案でございますということでございますが、御報告ということで、この一部だけ使わせていただきます。

市下水道課による住民説明会を本年7月以降に南部コミセンつどいの泉で19時から開催する。この文書がございまして、それから一番下にこんなこともございます。説明会をこの方式、その間にいろいろ賛否のことが書いてございますが、説明会をこの方式あるいは検討後の修正方式に双方が合意し、合意文書を取り交わした後に説明会を開催すると。

最初に申しました19時から開催する、7月以降に開催するということにつきまして、その手前で再度話し合いましょと。その中身を話し合って、合意文書を取り交わした後に説明会を開催するという文書が到着しております。

今現在そのような状況でございますので、御報告とさせていただきます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

以前より大分進んでおるといふふうに理解をさせていただきました。下畑の皆さんの御了解が得られればという大前提のもとに、推進の方向づけがされていくのではないかなということ、実を申しますと、なぜこのような質問をしたかということは、先般来の市議会議員選挙におきまして、図らずも市民の皆様方から下水はどうなっているのという質問が結構あったわけですね。

それは一回市長に聞いてみましょと、明らかにしましょとということでその場をスルーしておりますので、あえてこの場を利用させていただきましてその方針を聞かせていただいたところでございますし、その現実を確認させていただいたところでもありますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思います。

それでは次、最後の質問に入りますが、これはけさも一番で質問が出ておまして、穂積駅

圏域拠点化事業の実現を目指してということで、その辺の概要あるいはその目的等々につきましてはるる答弁の中でありましたので、あえてその辺は申し上げませんが、いわゆる二重になるかもわかりませんが、穂積駅がこのままではいかんのではないかとということから、地域創生の関係で穂積駅圏域拠点化構想策定事業というものがとり行われることになったということで、具体的には総事業費として3,300万円の補助金がおりましたよと。その中身についても、穂積駅圏域拠点化構想の立案で2,100万、それからPR事業で1,200万という内訳になっているところでありまして、これら補助金をうまく活用して、けさほどの答弁の中にありましたように、プロポーザル構想などを含めて今後どんどんと進めていっていただくものと確信しておるところでございますが、私がいろいろ調査いたしました関係をちょっと御紹介申し上げるような形での質問にしておきますが、これらの駅前開発の関係は、その進捗状況も後で御答弁いただきたいと思うんですが、近くでは多治見市が非常にユニークな開発をしております、以前は手狭な駅前周辺でございましたが、見ていただきますと最近是非常にすっきりした開発が行われて、駅南、駅北の通路もきちんと完成されまして、非常に立派なものができ上がっているということでございますので、その辺も参考にされて、地方再生加速化交付金をうまく活用されると同時に、それ以外にも瑞穂市独自の構想としてこの駅前開発を何とかひとつ成功させていただきたいと、このように思っているところであります。

そこで、先ほど申しましたようにいろいろと本巣、北方、大野、神戸町、安八町などを含めまして圏域協議会などもこれから構成されていくわけでございますが、この中心人物はやはり瑞穂市長が会長になられるということになっております。また、市民関係団体とか民間事業者、大学、NPO、自治会などと官民連携協議会を設けると、こういうことになっておるところでございますが、この辺の進捗状況を御答弁いただけたらと思います。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 広瀬武雄議員の御質問の穂積駅圏域拠点化構想策定事業について、その進捗状況、それから他市町との圏域協議会の進捗状況、それと官民連携協議会の進捗状況について、お答えさせていただきます。

まず1つ目に、構想の進捗状況でございますが、穂積駅圏域拠点化構想とは、瑞穂市を中心とした圏域約15万人の中心駅としての機能や拠点性、圏域公共交通の結節点としての利便性を高めるための構想です。

この構想策定につきましては、平成28年3月18日に内閣府地方創生推進室より地方創生加速化交付金の交付対象事業が決定されました。決定がなされた後、まずは構想を立案するために駅周辺の課題を整理する必要があるということから、昨年度策定いたしました瑞穂市第2次総合計画立案時にいただいた意見をまとめつつあるところでございます。

その意見の主なものは、駅利用者のニーズの把握、区画整理の実施、駅周辺整備の計画など

の意見でした。また、地域別懇談会でも各地区から意見が出されておりまして、特に穂積地区の意見が多いものでございました。

こういった課題、意見を情報共有、それから確認することも含め、今月初めに市長、副市長、それから関係部長と一緒に現地を確認していたりするものでございます。また、先ほど議員のほうから御説明がありましたとおり、この構想を策定するに当たり業務の委託をするために今月15日に公募型プロポーザル方式による入札を行うための公告をしているものでございます。

次に、他市町との圏域協議会ほどの程度進捗が図られているかということでございます。

現在、圏域では各市町における地域コミュニティー交通について、穂積駅とのアクセスの利便性の向上などを検討しております広域公共交通グランドデザイン策定と整合を図るためにも、穂積駅圏域拠点化構想を圏域市町に提示して意見を求めるなどして進めていきたいというふうを考えております。

3つ目でございます。官民連携協議会についての進捗状況でございます。

昨年度、瑞穂市第2次総合計画を策定するに当たり、計28名の市民検討会議の皆様と検討を行ってまいりました。検討の中で、駅周辺の新たなにぎわいづくりに向けた取り組みを総合的に考える官民協働の検討組織の設置をするよう意見をいただいております。

こういったことから、この構想では行政だけでは立案が困難なことや、市民の方々の意見を取り入れてよりよいもの、実現性の高いものとしたいということから、自治会や市民の方、大学、商工会、道路管理者など関係機関の方々を協議会のメンバーとして、仮称ではございますが穂積駅圏域拠点化構想推進協議会を設立したいと考えております。以上でございます。

[12番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 広瀬武雄君。

○12番（広瀬武雄君） ありがとうございます。

この拠点化事業につきましては、さらに詳しく申し上げたいところは多々あるわけですが、時間の都合も含めましてちょっとポイントだけ申し上げますならば、やはり駅前再開発という意味合いから捉えますと、やはり市民がどれだけ関心を持ってそのまちづくりに取り組むかということが大きな課題ではないかと思えますし、要は駅周辺地区の土地をどのように確保していくかと。この土地が確保されない限り、何を机上論で論じておりましたもなかなか達成ができないということで、先ほど来あります協議会などの設置も行われていくわけですが、行政が主体となって事務局体制の確立をされることが必要ではないかと。

また、駅周辺地区の土地公有化促進事業なるものをつくり上げていくということで、行政が主体的に再生型の地域まちづくりに関与していくためには、事業実施の種地というんですね。いわゆる土地、先ほど申しましたように土地がない限り何もできないんですね。種地となる土地の確保、公共用地が不可欠でありまして、市民の土地の売買情報の迅速な収集が不可欠では

ないかと、このように思うところであります。

したがって、提案としては駅周辺に建設部駅周辺整備室、例えばですね、仮称、そんなようなものを設けて迅速な不動産情報の収集、整理を行うのも一つの手法ではないかなと、このように思うところであります。いろいろ不動産関係には詳しい方が大勢行政側も議会側にもいらっしゃるわけですので、その辺も含めました情報収集が不可欠ではないかと、このように思うところであります。

それと県の供給公社、調べますと現在、住宅部分が90戸で43戸しか埋まっていないそうでございまして、商業店舗は2戸埋まっていると。それで1戸あいているということでございまして、家賃も平均的に5万円から6万円、高いところでは7万円のところがあるそうでございまして、全部あの土地の平米を調べますと5,053平米あるそうでございまして。できることならば、県と折衝されまして県のあの住宅供給公社、大垣に今あるんですが、折衝されまして何らかの形で安く瑞穂市が手に入れられるような構想も、市長さんを初め皆さん方に御尽力いただくことが駅前再開発のすっきりした結果を招くものではないかと、このように思うところであります。

そういう意味合いからすれば、もう1つだけ提案しておきますが、この拠点化事業が完成するにはまだ日数、年数がかかります。その間、御存じのように駅北かいわいのあの混雑ぶりをとりあえずは解消するために瑞穂市の土地が駐車場として提供されておりますが、タクシーあたりは瑞穂市の土地に収容して、いわゆる送迎の市民の皆さんに迷惑をかけないような体制づくりもこの拠点化事業が完成していくまでの暫定的な措置として必要ではないかと。

この辺は鹿野部長に御答弁いただきたいところでございまして、時間の都合もございまして答弁はいただけない時間になってしまいましたので、提案として申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。御清聴ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、12番の広瀬武雄君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をいたします。午後1時20分から再開をいたします。

休憩 午後0時01分

再開 午後1時22分

○議長（藤橋礼治君） それでは、休憩前に引き続きまして会議を開きます。

8番 森治久君の発言を許します。

森治久君。

○8番（森 治久君） 議席番号8番 森治久でございます。

議長のお許しをいただきましたので、これより以下2点について一般質問をさせていただきます。

1点目は、持続可能な瑞穂市の運営方針についてでございます。

棚橋市長は就任2年目となり、さまざまな計画、そして事業に日々精力的に取り組んでおられることと思います。今後も瑞穂市が他市におくれをとることなく、先進的で将来にわたり持続可能なまちづくりを進められるために、棚橋市長の運営方針を幾つかに分けてお尋ねさせていただきます。

2点目は、十九条との中間処理施設焼却炉に関する協定書についてでございます。

これよりは質問席にてさせていただきますので、よろしく願いいたします。

市長も御存じのとおり、都市再生特別措置法が平成26年8月に改正施行され、市全体を見渡した都市計画などの策定をしたり、その都市計画から民間施設や居住地域の誘導を行ったり、近隣市町村との広域的な調整が必要となっております。市街地の空洞化防止策を講じたり、計画的・段階的な行動プランを立てたり、その中でも都市計画とJR穂積駅、樽見鉄道、みずほバスとの公共交通の連携をどう考えるのか、また都市計画と未利用地など、公共用地をどう活用していくのか、このような点が改正の主な部分になっていると思います。

このような制度の背景には、やはり人口減少社会への対応と持続可能なまちづくりがございます。その方向性は、それぞれのまちが将来にわたり持続可能なまちとして自立して運営することができるのか、大きな分岐点となり、明暗を分けることになってきます。今までは都市計画により土地利用や規制を行ってきたものですが、これからは都市機能の商工施設の誘導、居住する区域を誘導するようなグランドデザイン型になってきています。

規模は違いますが、富山市のように行政が居住を誘導する取り組みがあります。市内に居住誘導する地区を定めて、市民がその地区に居住する場合に補助を出し、開発業者がその居住誘導地区に分譲地を開発すると助成金が支払われたりする取り組みです。その居住誘導地区には、便利な公共交通を配置し、公共施設が整っているような計画的なまちづくりをしています。これらの取り組みには、市や民間事業者、地域住民が連携し、計画し、その根幹をなす計画を策定してきた経緯がございます。これらは富山型とも言われ、国も推奨し、進めております。

瑞穂市においても、規模こそ違うものの、市街地の空洞化は穂積駅周辺であり、転入者などを誘導する計画を進める必要がございます。公共施設、医療・福祉施設や商業施設、そして住居が一定区域ごとにまとまるような立地に合わせた計画を策定し、棚橋市長が提案される自動車に依存せず歩いて公共施設や医療・福祉施設、商業施設へ行ける徒歩圏と、公共交通を充実させ、公共施設や医療・福祉施設、商業施設へ行くことができるみずほバス圏に区分することが必要ではないでしょうか。

このような理想的なまちづくりを行うことが、将来にわたり持続可能な瑞穂市を構築することと考えます。それが、市長の提唱する選ばれるまちになるのではないかと思います。

1つ目にお尋ねします。

このように、集約的に立地の適正化をさせる考えのもとに、瑞穂市の公共施設においても適

正化し、最適化とすべきと考えますが、穂積庁舎、巢南庁舎は統合し、新しい庁舎を建設するのか、また今後の人口予測から保育所、小・中学校は現在のままでいいのか、そして市民センターと巢南公民館はどうしていくのか、その他、公園、グラウンド、道路、橋梁などの公共施設の全体的な計画、適正配置をどのように考えておられるのかをお尋ねさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの森議員の質問の持続可能な瑞穂市の運営方針についての御質問にお答えいたします。

まず最初に、公共施設の全体の計画的な適正配置につきましては、議員御指摘のとおり、立地適正化の考えも重要と考えております。

平成27年3月に策定されました瑞穂市公共施設白書による瑞穂市人口1人当たりの延べ床面積は2.93平米/人となっており、人口5万人から10万人未満の都市の平均値であります3.56平米/人を下回っているものの、財政に与える影響が大きいと言われている人口1人当たりの施設延べ床面積2.0平米/人を上回っていることから、本市においても、今後、公共施設の維持管理及び配置を適切に実施していくことが必要と考えております。

瑞穂市の基本的な考えといたしましては、庁舎につきましては、合併により現在2つの庁舎に分かれています。いずれは1カ所にとという考えでおります。また、学校につきましては、小学校区ごとに状況に合わせた整備を行っています。また、保育所については、規模的な問題もあつたり、あるいは穂積小学校以外は小学校区やエリアを基本とするものと考えております。その他、公園、グラウンド、道路、橋梁など、公共施設を効率的に管理・維持しつつ、市民にとって必要な機能を重視しながら、また必要なものは、民間、公共を問わず、機能を担える公共施設の整備や配置、運営を適正に行う必要があると考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森君。

○8番（森 治久君） ただいま御答弁をいただき、公共施設等の適正な配置を進めていくということは、今、お伺いして、そのとおり必要なことであり、今後もそのような計画を持っておられるということですが、例えば先ほど申し上げた道路、橋梁ですね、こちらにおいては、今も狭小な道路、また橋梁、橋等においては、順に整備を進められております。

例えばでございますが、例を挙げさせていただきますと、県道岐阜・巢南・大野線の犀川にかかる橋、これは巢南トミダヤから美江神社への途中にある橋でございますが、幅員も狭く、歩道もございません。しかし、交通量はかなりあり、また地域の住民の皆さんの生活道路にもなっております。この橋等の改修・拡幅計画は必要と考えますが、いかにお考えか、お尋ねさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） この橋は、交通量が多いにもかかわらず歩道がないため、歩行者や自転車が危険な状態にあることは認識しておるところでございます。これは、議員おっしゃられます県道になりますので、県道の管理者でございます岐阜県の岐阜土木事務所にお聞きしましたところ、現在はちょうどこの地点から500メートル北で岐阜・巣南・大野線のバイパスの整備を始めておりますので、そちら側を優先して整備をしておるということで、現道につきましては補修程度にとどめていると伺っておりますので、拡幅改修というのはちょっと困難な状態にあるというところでございます。

バイパスの整備が進むことによりまして交通量が分散されることが期待されますので、さらにこの路線につきましては、バイパスが完成しましたら市道に移管されるというような予定になっておりますので、その時点でまた交通量や歩行者等の状況を調査して検討してまいりたいと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 都市整備部長からは、今、御答弁をいただいて、北側、500メートルぐらい北に新しく巣南・大野線、そちらのほうのバイパス整備をされるということで、交通量がその後は減るのではないかと、減った後はまたこれが市道に移管されて、そしてその時点での交通量を調査してまた検討をするということでございます。

これはどの市長も、どの自治体、またどの時代にも言われます。まずは、この構成市町、1つの町で考えるときに、やはり一番大切なのは、棚橋市長も日ごろから申される安全・安心な生活環境、また公共空間でなければならないということであると思います。

今、都市整備部長から御答弁いただいたとおり、北側にバイパスができることによって確かに今よりは交通量が減って、この橋、また道路を生活道路として利用される方も、今以上に安全・安心には利用される、活用することができるようになるやもしれませんが、その時点で一度しっかりと今後の生活道路として、安全で安心な地域の生活道路として存続することができるのかどうかをしっかりと検証していただきたいと思います。

それでは、これは通告にございましたので、今後の課題としても1つ、1点申し上げさせていただくのは、これは牛牧小校区になりますが、新しく98番目の自治会として発足された穂南自治会でございます。こちらは随分以前から、この地域自治会ができる時点から、皆さん、地域の方が危惧され、また今後の大きな懸案事項として考えられておられる若い方が、若年層の方が多く定住し続けていただいております。今現在、牛牧小学校に通う子供も80名から100名ぐらいにふえておるということで、年々10名から20名ふえておるということでお聞きしております。また、市長におかれましては、この地の総会にお越しいただいて、地域にお住

まいの皆さんから切なる願い、思いを聞かれておられると思いますが、この地域においては、すぐ北側に犀川を挟んで牛牧小学校が見える、直線距離でいえば300メートル、400メートルもない距離にある地域ではございますが、一つ橋がないこと、そこにかかるかけ橋がないことによって、子供たちが随分遠くを、それも安全であるとは言えない通学路を通ることによって小学校へ毎日登下校しておるわけでございます。この点も、今回通告をしておりませんので答弁はいたしません、やはり今後の立地の適正化を考える上で、新しくできたまちではございます、地域ではございますが、しっかりと今後持続可能な地域となるよう考えて御検討いただきたいと思っております。

それでは2点目に、瑞穂市が将来にわたり持続可能なまちとなるには、地域経済を活性化することが必要となります。国では消費税の引き上げも延期されました。その理由は、経済状態がよくない、特に消費が伸びていないためです。消費が冷え込んでいると、経済は活力がありません。こんなときこそ、地域を活性化するため、瑞穂市の消費を活性化させるべきです。

瑞穂市には、常用の地域振興券、地域商品券がございません。地域の限られた資金を地域で循環させるために行政が果たす役割は大きく、大切であると考えますが、このような地域振興券、または地域商品券で高校生までの医療費の無料化、これは新市長になられて公約ということでこの11月、12月には新しく無料化を始められます。このようなものに活用できるよう、常用地域振興券等の発行が必要となり、そのような取り組みを進めることが大切であるかと考えますが、お考えをお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの森議員の御質問にお答えいたします。

ただいま高校生の無料化の地域振興券というお尋ねではございましたが、ちょっと質問内容がそこまで読み切れておりませんでしたので、ちょっとポイントが外れるかもしれませんので御容赦願いたいと思っております。どうかよろしくお願いたします。

ただいまの地域で資金を循環させる取り組みについてでございますが、国の施策に基づきまして、平成27年度には地域住民生活等緊急支援交付金としまして、地域消費喚起及び生活支援型としまして瑞穂市プレミアム付商品券発行事業を行ったところでございます。

主な事業内容につきましては、発行総額3億円ということで20%のプレミアムを含んだものでございまして、1人当たり3セットを限定として1セット1万円で販売し、1万2,000円の券で行ったものでございます。商工会を事務局として、瑞穂市プレミアム付商品券発行事業実行委員会の協力のもと、取扱店の御協力と市内金融機関の協力も得ながら実施できたものと思っております。

この事業での課題は、商品券は現金同様の金券であり、印刷方法、保管及び交付方法に注意が必要であると同時に、主には次の3点と考えております。地域生活支援と言いながらも、同

じ人が何回かに分けて複数購入し、購入できなかった方が見えた。2つ目では、市内での取扱店が少なく、地域経済の活性化につながったかどうかは疑問が残るところであります。3つ目には、特定の大型店の使用に集中し、小規模店への大幅な売上増にはつながらなかったのではないかと。

以上のことから、仮に地域振興券ということであれば、この施策は地元産業の振興とは思いますが、商工会や事業主、取扱店の協力、さらに瑞穂市民が市内事業所での購買意欲を高める必要が重要と考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 私は、例えばの話で、これは市長の強い思い、これは瑞穂市が他市町にない特性の中で、一番岐阜県下で若いまちだということで、高校生までの、それであれば無料化をすることによって、この今の特性をもっともっと生かしたいというようなお気持ちの中から、18歳まで、高校生までの医療費の無料化を進めるわけですが、これなんかの恒久財源がないということは、恒久財源はないというようなことでは伺ったゆえに、例えばそのような地域振興券、または商品券なるものでそのような財源に充てられたらなあ、またそれがこの瑞穂市内で起業をしていただいております皆さんの活性化につながる。

また、この地域の中で限られた資金は、やはりこの地域の中で有効に循環させていただきたい。これは、私ども瑞穂市の人間として、議員として申し上げるだけでなく、岐阜県がやはり国とひとつ立ち位置を変える中で、違う中で、やはり岐阜県のお金は、資金は、岐阜県の中で落としたい。これは、他市町においても、岐阜市においても、大垣市においても、本巣市においても、どのまちもやはり地域の中でお金を循環させ、有効に活用し、それがまた人を育てることにつながり、人をそこで育み、そしてまた雇用の場をふやし、税金で還元されるというような発想であると思いますが、そのようなことが大切であるというようなことで申し上げさせていただきました。これは地域振興券、地域商品券ということだけではなく、多岐にわたる部分において、地域の大切な皆さんからお預かりした税金を地域の中で循環させ、その中で地域の市民の皆さんとともに瑞穂市が伸びるような方向を導いていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

地域が活力を持つには、人が活性化し、活動することが条件となります。そのためには、健康づくりに取り組むことは大切な要素の一つとなります。健康寿命を延ばすためにも、若い世代には自分自身で健康管理に関心を持ってもらうこと、また働き盛りの世代には、生活習慣を見直し、適切な運動をすることが大切であります。高齢者には、介護予防、認知症予防として社会参加を促すことが必要となってきます。これらの健康づくりに必要となる考え方について、

何か行政、執行部としてお考えがあればお尋ねをさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 森議員の、健康寿命を延ばすために若い世代から健康の管理と高齢者の介護予防、認知症予防、これからの健康づくりの考え方についての御質問にお答えをします。

地域の方々が元気で生き生きと生活し、活力ある地域が営まれるには、皆さん方全てが健康でなくてはなりません。

健康寿命をより延伸させるには、幼少期のみならず、お母さんのおなかの中にいる胎児期から高齢期までの全ての年代にわたり、生涯にわたって生活習慣の適正化、生活習慣病予防が重要となってきます。

瑞穂市では、40歳から69歳までの壮年期の死亡者の割合が20.9%であり、この数値は岐阜の保健所管内の壮年期の死亡者の割合17.2%と比較すると高くなっています。この20.9%の男女別では、女性が5.4%に対して男性は15.5%ということで、女性の約3倍にもなります。瑞穂市の65歳未満の死亡率は、実のところ、県下で1番ということになっておりまして、特に他市と比較して若い世代の方の死亡が多いという結果が出ています。これは何としても改善させていきます。

昨年度まで実施しておりました30歳の健康診査の結果分析からも、欠食、ダイエット、外食、ファストフード、間食並びに運動習慣の影響を受けて、若い世代から生活習慣病、メタボリックシンドロームが増加しており、今後健康寿命に与える影響が大きくなるというふうの結果が出ています。

市の健康増進計画では、青年期には健康になるための生活習慣を自分自身で確立することを目的とし、壮年期には生活習慣を見直し、自分で健康維持に努めるということとしています。社会的にも家庭的にも大きな役割を担う世代がみずからの健康状態に関心を持ち、自分の健康を確認して健康増進に努める、そのような対策としまして、30歳代健康診査の対象者と自己負担額を引き下げ、平成28年度からは今までの30歳を20歳にし、健康診査として自己負担額も500円としまして、名前もg o o dライフ健診と名づけて実施することとしています。

若い世代から健診を受けることで、検査項目や検査の結果のデータの意味を知り、医学的なデータに基づいた体の変化に気がつき、自己管理できるよう支援を行うことで健康寿命の延伸を図るとともに、市民の健康づくりへの関心が一層高まるように進めていきます。

高齢者向けの健康管理には、3つの視点を大切にしていきます。

1つ目は、食です。栄養や口腔機能などの食生活の改善ですが、栄養バランスのよい食事や口腔機能の維持には介護予防が特に重要となります。

2つ目は運動。社会活動など、身体活動などを行うことで、運動器の疾患、バランス・筋力

低下を招かないように運動に心がけることで、転倒や骨折などのリスクを軽減し、要介護状態に陥るのを防止することにつながります。

3つ目が就労。余暇の活動、ボランティアなどの社会参加をするという視点です。幾つになっても社会とかかわり合いを持ち、社会的に維持していくことが口腔機能や心理状態、身体の活動にもつながり、低筋力・低身体機能症候群のサルコペニアという予防につながるような重要な取り組みにしていきます。

この3つの視点を大切にしながら、地域においてはいろいろな立場の方に御理解と御協力をいただき、できる限り元気で、高齢になっても安心して住み続けられる地域づくりのために、お互いが支え、支え合えるコミュニティーづくりを進めていきます。体が衰えたりすると施設入所というふうになっていきましたが、地域から施設へということから、今は施設から地域への、地域に戻ってこられます。地域コミュニティーへと大きくかじを切っています。高齢者の分野のみならず、生活に困った生活困窮者の方、障害者の方、あるいは児童、子育て、福祉など、あらゆる面において、地域で受け入れ、地域の中で助け合い、支えられるような身近なネットワークづくり、地域社会づくりに重点を置きながら、市民の健康づくりを進めていきます。

以上で答弁とさせていただきます。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 昨今、健康寿命を延ばす、延伸するということは大切であるとよく言われます。健康寿命を延ばすには、ただいま部長に御答弁いただきましたが、やはり以前から言われておりますが、医療においても介護においても、まずは予防が大切であるということがございます。やはり今後もしっかりと予防に、行政としても予防を促すような取り組み、またそのような事業展開をしていただくとともに、行政のみではどうしても無理が出てくる場所もあるかと思えます。しっかりと民の活用、NPOの活用等をされる中で、NPOをいかにこの瑞穂市の中で育て、そして伸ばすということが今後の健康寿命を延ばすことの大切な課題になってくるのかと考えます。

それでは、次の4点目の質問に移らせていただきたいと思います。

小学校区自治会連合組織については、各自治会が小学校単位で活動するものとして進めているところですが、その目的にはお互いに助け合えることがあります。その進捗状況と組織された小学校区連合について、それぞれの小学校区活動組織図があると思いますが、その小学校区活動組織体制の見える化を行い、どのような組織体制で校区活動を行うのか、各自治会の皆さんにはまだまだ理解されていないのではないのでしょうか。そして、理解されていないまま進んでいってしまっているのが私は現状と考えますが、執行部の御認識と今後の対応等がございましたら伺いたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） それでは、ただいまの森議員の御質問にお答えさせていただきます。

小学校区の自治会の連合会は、単位自治会でできないこと、将来的にできなくなっていくこと、おおむね小学校区で協力し合って問題を解決していくものでございます。

この小学校区自治会連合会の話をしていきますと、単位自治会での活動は必要がないかと思われる方もございますが、単位自治会の活動は単位自治会で今までどおり活動していただきたいと思えます。ただ、活動によっては、少子化や高齢化が進んできて継続が難しい行事などもあるかと思えます。この機会に行事を見直していただき、継続してやるもの、やめるもの、校区で行ったほうが効率がいいものなど、仕分けを行っていただきたいと思えます。

現在、瑞穂市で小学校区の組織は、社会教育を目的とした校区活動組織があり、スポーツ、クリーン活動などが行われています。小学校区自治会連合会のイメージとしては、この校区活動に福祉や防災の事業を加えるものでございます。議員が言われるとおり、各種団体の方々みなで話し合っ協力し、助け合える体制を整えていきたいと考えております。

現在、市内で組織している小学校区は、生津、本田、牛牧の3つで、穂積小校区が今年度中に組織を立ち上げる予定をしております。

小学校区の組織図等のモデルは市ホームページに掲載しておりますが、校区によりさまざまでございますので、自治会員まで公表されているかについては、自治会長など団体の長に任せられているのが現状でございます。

組織の趣旨はみんなで協力してできる組織をつくることですので、自治会の皆さんに広げていただきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 今、総務部長のほうから御答弁いただきました。私も校区の活動にはなるだけ参加をして、もちろんこれは単位自治会においても活動行事等には参加をさせていただいております。そんな中で、この新しい瑞穂市の取り組みですね、これは次に質問させていただきます地域包括ケアシステムの構築というようなものともリンクするところがあると思えます。なかなか行政、今御答弁いただきましたが、地域の皆さんには地域包括ケアシステムというものの中身、仕組み、また校区の組織というものの取り組み、またその必要性というものが理解をいただいておりますのが現状かと思えます。

今、最後にいみじくもおっしゃられました自治会長の御判断でということでございますが、行政でしっかりとその点を、自治会長さんによってはしっかりとその必要性、また重要性、また現状の今しなければならぬ自治会単位の役割等を認識されておられる会長さんもおられ

ますが、中には執行部、行政がそう言われておるでそうしておるんや、何のことやわからんぞというような方も多くおられるのが現状かと思えます。しっかりと、先ほどの健康寿命を延ばすことにもつながる、このような活動、取り組みでございます。しっかりと周知をしていただいて、執行部のほうも自治会に任せるのだけではなく、しっかりと指導と今後自立できる、そのような活動に自立できるような組織を立ち上げていっていただける一助をなしていただきたいと思えますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、5点目に、地域包括ケアシステムというものも、小学校区自治会連合の活動組織と同じようにどんな形なのかかわからない部分が多いと思えます。地域包括ケアシステムが市民に理解されるためには、校区自治会の仕組みを理解し、ケアシステム構築の過程を見えるようにしていかなければならないと考えます。医療、介護、住まい、日常生活支援に仕組みをどのように構築されていくのか、現在の進捗状況についてお尋ねをいたします。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 策定をしております地域包括ケアシステムの地域づくりの主体は地域の住民の皆さんです。ですから、主体となる地域の住民の方々が現在進めておる小学校区の自治会連合の組織や地域包括ケアシステムの概要を知ってもらうということはとても大切なことで、無関心なところから関心を持ってもらう必要がございます。

地域包括ケアシステムの構築を進めるに当たって、3つの項目で充実させていくところとしております。1つ目が、在宅医療・在宅介護の連携推進、2つ目が、認知症施策、認知症の初期集中支援チーム、認知症の地域支援員の推進、そして3つ目が、生活支援サービスの基盤整備というような事業になります。これらの事業につきましては、介護保険法の改正により平成30年ごろからといった実施でスケジュールは進めているわけですが、もう1つの特徴としましては、地域の実情に合わせて進めていくということになります。

先ほど申し上げました3つの項目の中で、とりわけ認知症対策は、初期集中支援チームを設置し、実施に当たっては地元の医師の方の協力が必要なことから、もともと医師会やもともと広域連合との連携を図りつつ、施策の推進に当たっては御意見や御指導をいただきながら進めていくところでございます。

3つ目の生活支援サービスの基盤については、ことしの1月から、主としまして地域資源の開発やネットワークの構築機能を担う第1層の生活支援コーディネーター、いわゆる地域の支え合い推進員を瑞穂市社会福祉協議会のほうに委託をし、地域の支え合い活動、地域のニーズと資源の状況の見える化を行いながら、生活支援の担い手の養成に取り組んでいるところです。

地域で暮らす人は地域を一番知り尽くしておられますから、話し合いの場、協議体としての生活支援介護予防体制の整備推進協議会をつくり、そこに生活支援コーディネーターを配置して、地域の支え合いの資源の把握や開発をし、より地域に合ったサービスを行うことができる

ようにしていきます。生活支援コーディネーターは、地域住民と専門職とのつなぎ役となります。地域のニーズとサービスをマッチングさせて、推進会議の活性化を図っていきます。

そのほか、介護予防事業についても、地域における住民主体の介護予防活動の育成や支援を行っていきます。これには担い手の養成やサービスの充実が必要です。これから団塊の世代の方が退職して地域に戻ってこられます。これらの団塊の世代の方たちにも生活支援の担い手になってもらったり、また次の世代に担い手として送るような、循環できるような地域の福祉づくりにかかわってもらいように進めていきます。

高齢者の身近な場所で介護予防活動に取り組める場の創出と健康増進を図ることを目的に、新たに地域介護予防活動支援事業補助金を交付し、これらの活動に対して取り組まれるグループやNPO、団体の活動を地域とともに進めていくというふうに考えております。

以上で答弁とさせていただきます。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森君。

○8番（森 治久君） 今まさしくおっしゃられたとおり、まずこの地域包括ケアシステム、また先ほどの小学校区の自治会の組織、これは主体は住民でございます。しっかりと住民の皆さん、主体であられる住民の皆さんに御理解をいただき、その必要性を理解いただくということが大切であり、また今申された地域の実情に合わせた構築というものが必要かと考えます。高齢化率の随分高い地区、また若い転入、若年層の方が転入されておられるような地域、それぞれの実情に合わせたシステムづくりが大切であると考えます。

また、今、部長のほうから、ちょっとしっかりと最後まで聞き取れなかったんですが、地域介護予防に対する補助の関係ですか、こちらの話がございましたが、ちょっともう少し詳しく伺えたらと思うんですが。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 繰り返しになりますが、高齢者の方が身近な場所で介護予防活動に取り組める場の創出と健康増進を図ることを目的に、新たに地域の介護予防活動支援事業の補助金を交付して、これらの活動に取り組まれるグループの方やNPO、団体の方を支援していくようなこととして、地域とともに進めていくというような考えでございます。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 重複の御答弁をいただきまして、申しわけありません。

このような支援金ですね、やはり先ほど申し上げました、まずは行政だけの万能主義では、お役所万能主義では今後は成り立たないところもあると思います。やはり地域の中で助け合いの地域社会を構築することによって、しっかりと高齢化社会を、健康寿命をもって瑞穂市は福

社に手厚いぞというような政策、また取り組みを今後も進めていただきたいと思います。

それでは、これまでに質問してきました公共施設の適正配置、地域振興券、地域商品券による地域経済の循環、市民の健康づくり、小学校区、自治会連合会の組織と地域包括ケアシステムの構築、これらは全て瑞穂市が将来にわたり持続可能なまちになるための基礎となる部分でございます。これらを機能的に行うためには、集約的に行う必要があると考えます。まずは町なかの市街地から再編する必要があるのではないのでしょうか。市街地の空洞化対策としては、JR駅周辺、空き家など、空洞化対策を行うことが重要と考えます。市街地においても、移住誘導する区域、商業施設を誘導する区域を集約するような計画についてのお考え、これは本日の一般質問でも他の議員からも御質問があったことに重なるやもしれません。市長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 藤井政策企画監。

○政策企画監（藤井忠直君） 議員御質問の立地適正化についてお答えいたします。

現在策定を進めております穂積駅圏域拠点化構想は、瑞穂市を中心とした圏域約15万人の中心駅としての機能や拠点性、広域公共交通の結節点としての利便性を高めるための構想です。

この構想は、立案時から市民や圏域市町に提示することで圏域構想への共通理解を求め、構想推進に向けた施策を進めることができる環境をつくり出すことを主眼としております。また、圏域住民の駅を中心とした住みよい生活環境を形成する集約型都市形成や定住自立化にも資するものであることから、森議員が御提案されております立地適正化の第一歩と言えるものと考えております。

〔8番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） それでは、最後に市長にお答えいただければとは思いますが、穂積駅周辺についてでございますが、本日の議員からも御質問がございました。また、棚橋市長になられてから、穂積駅の利便性を高める、またこの穂積駅を活用することによってのまちづくりをお示しなされておられる中、再開発、活性化など、多くの市民の期待するところは日増しに大きくなっていると思います。穂積駅へのアクセスの不便さは、本日のほかの議員の皆さんも申されましたとおり、今さら言うことではございませんが、朝・夕の時間には送迎車であふれ、平日は朝日大学生が待合所もないバス停に多くおられ、雨の日は大変でございます。この利便性の悪さを改善するために、私からの御提案ではございますが、駅前に市民が集えるような生涯学習センター、または図書館の分所、またはファミリーサポートセンターなどという施設、そして子供の送迎サービスというような新しい施策というような取り組みは瑞穂市のコミュニティーバスの再編とあわせて重要な施策と考えますが、穂積駅の利便性をどのように高められようとお考えなのか、市長にお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 森議員の御質問にお答えいたします。

今回の駅前開発、このことにつきましては、まず一番最初に、国のほうにまち・ひと・しごと、こちらの活性化ということで申し上げまして、その中でお答えとして、お金のことの配分もございましたし、国のほうも期待しているよというようなことで我々のコンベンションに対する答え、それなりに正当に評価してもらったものと思っております。それと同時に、やらねばいけないなあということも認識した次第でございます。

そしてその後、県のほうへ、前に申し上げましたが、県知事のほうに、私たちちょっと真剣にやりたいですと。今までの市長さん及び穂積町時代の町長さん、さまざまな方々がやろうとしたけれども、できませんでした。申しわけないですと。だけれども、今、世代交代期に入ってきている。それと同時に大きな組織の、例えば組合とか、会社とか、県とか、さまざまな方々がそこそこの敷地を持ち、そういったことがあると。それから空き家が出だしたというところ、そういったところからここにチャンスがあるんじゃないかということで知事に申し上げました。そうしたら、知事はこのようにおっしゃられました。確かに少子・高齢化、この中にあって瑞穂は伸びているし、まして穂積駅、県下で4番目、なおかつシンプルだけど、確かににぎわいはない。でも、真面目に今までやってきた駅じゃないかというふうで、部長からも前向きにやってもいいんじゃないかということで、県の部長からもお言葉を頂戴しました。

そういったところから、せんだってプロポーザルでやっていくという説明をさせていただきましたが、その手前で私たち職員、部長、そして県からの藤井政策企画監ともども現地へ参りました。そして、裏も表もかなりの部分まで見させていただきました。当然、私たちが人数で動いているものですから、ついつい地元の方々も声をかけてこられました。その中には、本当に空き家化が進んじゃっているんだよと。先ほど藤井企画監から返事をさせていただきましたとおり、本当に600メートル以内、確かに空き家がふえてきている。それと同時に、そのときに、今営業しておられる方々も後継者の問題、声をかけてこられた方も多少はございました。

そういったことを全て鑑みながら、まさに今やらなかったらもうどうしようもないというような気持ちで、真剣にやっていくつもりでございます。今まさに森議員がおっしゃられた中のいろんな設備ですね、それからこのようにやっていったほうがいいんじゃないかということもこれからのお聞きしながら、この中に組み入れられるもの、組み入れられないもの、さまざまあるとは思いますが、どうしても組み入れることが不可能な場合もあろうかなあと思いますが、必ずや皆様方の御意見をお聞きした上で進めていく所存でございますので、このチャンスを逃したら次はいつ来るかわかりません。どうか皆さん力をかしてください。何としてでもここで駅の再開発をやりたいと思っております。どうか皆さん、お力をおかしく下さいませ。最大のチャンスだと思います。どうかよろしく願いいたします。

[ 8 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8 番（森 治久君） ありがとうございます。

それでは最後の、時間もございませんので、十九条との中間処理施設焼却炉に関する協定書について質問をさせていただきます。

現在の美来の森に中間処理施設焼却炉を建設するに当たり、平成9年12月18日付で穂積町と十九条町内会との間において、中間処理施設に設置する焼却炉の管理・運営に当たり、地域住民の健康維持と良好な生活環境を保全し、公害発生を防止するために、第1条（基本対策）から第16条（その他）の協定事項を締結した協定書についてお尋ねをさせていただきます。

まずは、この協定書についての瑞穂市の御認識と御見解をお尋ねし、さらには第16条（その他）に記されている「甲は、廃棄物中間処理センターの管理について関係法令を遵守し、地域住民の迷惑にならないよう努めるものとする。甲は、十九条の基盤整備のため「十九条要望事項」の取扱いについては最大限の努力をはらうものとする。」における瑞穂市と約束した十九条要望事項の内容と現状、そして今後の着実な履行を進める上でのお考えをお尋ねいたします。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは答弁させていただきますが、今回、私も初めての答弁ということで、至らん点等があると思いますが、お許しく下さいませ。よろしく願いたします。

それでは、今、森議員がおっしゃられましたまず1点目、この協定書について、瑞穂市の御意見ということで答弁させていただきます。

こちらの協定書につきましては、美来の森に焼却炉を建設当時、平成9年、穂積町と十九条町内会との間において、中間処理施設に設置する焼却炉の管理・運営に当たりまして、地域住民の健康の維持と良好な生活環境を保全し、公害発生を防止するために協定を締結したものであることは認識しております。

また、この地域の方々が健康や生活環境を良好に保ち、維持することはとても大切なことと思っております。また、こういった生活環境を良好に維持していくことも市の役割と考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 鹿野都市整備部長。

○都市整備部長（鹿野政和君） 私のほうからは、第16条にございます十九条の要望事項ということですが、まとめますと5項目ありますが、ほとんどが私どもが所管するような基盤整備というような内容で、少し私のほうから答弁をさせていただきます。

特に基盤整備ということで、道路につきましては8カ所、これは約51%が既に実施しており

ますし、それから水路改良につきましては6カ所ございますが、87%が済んでおるところでございます。

いずれにしましても、協定の中にあります十九条の要望事項につきましては、十九条地内の基盤整備に関するものが多いということで、またさらに新たな要望等もお聞きしておりますので、できる限りその実現を図ってまいりたいと考えておりますので、議員各位のさらなる御理解をいただきますようよろしくお願い申し上げます、私の答弁とさせていただきます。

[8番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 森治久君。

○8番（森 治久君） 道路に関しては8カ所のうちの51%、水路においては6カ所の要望事項に対して87%が既に完了しておるといふ御答弁でございました。そのほかに、私も拝見させていただく中では、保育所または公園の整備というような要望もあったように記憶しております。

いずれにせよ、この協定書において明記されておる内容については、やはり約束事項というような捉え方を十九条の住民の皆さんは考えておられます。どうしても行政において、全てが行政主導の中で実現できるものばかりではございません。しっかりと地域の中でお話し合いを持っていただき、そしてしっかりとその行政が事業を進める上で環境づくり、また土壌づくりというものも必要かとは思いますが。

いずれにせよ、旧穂積町時代ではございますが、協定書に書かれておられる内容については100%を履行していただけるような今後の取り組み、市政をしっかりとっていただくことをお願い申し上げ、最後に少し時間もございますので、先ほど市長に御答弁をいただきました、棚橋市長が提案をされます自動車に依存せず歩いて公共施設や医療・福祉施設、商業施設へ行ける徒歩圏、そして公共交通を充実させ、公共施設や医療・福祉施設、商業施設へ行くことができるみずほバス圏に区分する瑞穂市のまちづくりが私は大切かと考えます。瑞穂市内のどこに住んでおられても、瑞穂市民が日常生活に困ることのない都市機能を有した自立した瑞穂市の実現に向け、瑞穂市のトップリーダーとして新しい発想、構想で、10年先、20年先を見据えた、瑞穂市の将来を見据えた施策、政策に取り組んでいただけますようお願いと御期待を申し上げます、全ての一般質問を終わらせていただきます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、8番 森治久君の質問は終わりました。

続きまして、5番 小川理君の発言を許します。

小川理君。

○5番（小川 理君） 議席番号5番、日本共産党の小川理でございます。

発言通告に従いまして質問をさせていただきたいというふうに思います。

まず最初に、私、この4月に市会議員選挙がございまして、当選させていただきまして、こ

の場に立たせていただいております。初めての一般質問でございますので、市長の所信をお伺いしたいというふうに思います。

地方自治法の第1条ですけれども、地方公共団体は住民の福祉の向上を図ることを基本というふうに述べておりますけれども、市長におかれましても全くこれには同感だと私は思うんですけれども、また違うお考えがもしあるのであれば、ぜひこの点で所信をお伺いしたいというふうに思います。

以下、質問席にて質問をさせていただきますのでよろしくお願いします。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 小川議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、小川議員さん、恐らくはこれから何期かお続けになられる議員さんだと思いますが、まさにその一番最初の個人質問、一般質問第1回目が地方自治法の第1条ということで、本当にすばらしく、私はもう本当に敬意を表するとともに身の引き締まる思いでございます。よくぞ地方自治法第1条から議員活動を始められたかなあと思う次第でございます。

それでは、私の所信ということで、第1条に対する考え方、どうしても基本になりますが、申し上げさせていただきます。

日本国憲法第25条では、全て国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有するとあります。また、第2項におきましては、国は全ての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めねばならないとあります。そして、地方自治法第1条の2では、地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とし、地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担うとあります。

現在の瑞穂市が置かれている状況から申し上げますと、交通アクセス、そして住環境がすぐれ、住みやすいまちとして、今、岐阜県下で一番人口の増加傾向が見られております。ただし、これにより地域コミュニティの希薄化、そして今後起こるであろう高齢化のますますの進行、そして今現在もごございます待機児童の問題、さらにいずれかは来るであろう人口減少、多種多様な課題がございます。住民の福祉の増進を図るということは、言葉では非常に簡単ではございますが、地方分権が進展する中でこれらさまざまな課題に対応し、国の制度を利用しながら、地域の皆さんがより人間らしく幸せに暮らしていただけるための行政を推進していくことをここで私なりに精いっぱい努力をすることをお約束申し上げます。

今後のその時代時代の年齢構成、そして医療費の変化・変遷、そして国民健康保険も含めさまざまな制度の変化・変遷、その時々でしっかり研究しながら進めねばなりません。私だけでは進められない部分もあろうかなあと思いますが、どうかその中にありまして、小川さんを初め、さまざまな方々からも貴重な御意見を頂戴し、一緒になってやれるものは進めていきたいと思っております。基本はあくまでも、地方自治法第1条に言われております住民の福祉増進を

図る、これが基本でございます。このことは必ずこの中に備えつけております。どうかよろしくお願いいたします。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） それでは、発言通告に従いまして、待機児童の問題について質問をしていきたいというふうに思います。

既に資料が出ておりますけれども、平成28年4月1日現在の保育所等利用待機児童数というのが県のほうからも発表されておりますけれども、これを見ますと県内の待機児童数は23人です。この内訳は、瑞穂市が23人ですので、県下42市町村の中で瑞穂市だけがこの待機児童を抱える、こういうことが県のほうから発表がされているところです。

これは、この資料を見ても明らかだと思いますけれども、平成26年度、また平成27年度、そして今年度、平成28年度、いずれも瑞穂市の待機児童が県下で唯一の待機児童数に、実態になっておるといのが発表されておりますけれども、私、ここで伺いたいというふうに思うんですけれども、これはまた児童福祉法というのがありまして、第14条がございますけれども、保育の実施義務と申しますのはそれぞれの市町村が実施義務を負うということが述べられております。したがって、これに照らして瑞穂市の待機児童をどのように認識されておられるのか、この点について伺いたいというふうに思います。

これは教育長の答弁ではなくて、県下で唯一のこの瑞穂市、待機児童になっておりますので、市長にぜひその点についての認識をお伺いしたいというふうに思い、発言通告をお願いしているところです。よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） ただいまの御質問について答弁させていただきます。

安倍内閣が打ち出すアベノミクス3本の矢、成長戦略の中で、「女性が輝く日本」と題して女性の社会進出が重要課題の一つに上げられました。こうした国の政策の後押しで、現在、女性の社会進出が増大し、保護者の共働きが多くなり、保育所へ子供を預けるニーズがふえています。また、核家族化や育児休業制度の定着化と復職する母親の増加が、一層預けるニーズを増加させています。

こうした状況の中、特に出産・育児と仕事の両立をサポートするのが保育所の大きな役割であると認識して、保育サービスの提供に努めております。特に瑞穂市の保育ニーズは予想以上に増加しており、施設整備と保育士確保が追いついていない状況の中、待機児童が発生していることから、待機児童の解消のため、抜本的な対策が必要であると考えております。以上です。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 発言通告を、私、市長にお願いをしておきましたけれども、教育次長さんから答弁がありました。以下、今答弁をされましたけれども、私がお伺いしたのは、やはりこの法律に照らして、児童福祉法第14条に照らして、今のその待機児童を生んでいる、またこれをなかなか解決できない、こういう状況をどのように認識しておられるかということをお伺いしたところです。

この点で、私の考えというか意見でございますけれども、私、やっぱりこの間、国の保育行政というものが、例えば公立保育所をつくらせない、こういうことで、それぞれのやっぱりこの瑞穂市の一生懸命努力されているところに水をかけるような、こういうことがやっぱり国として行われてきたと思うんですね。例えば保育所の建設、また維持についても、なかなか補助金が出ません。あるいは一般財源化されたということがあるというふうに思うんですね。

私は、そういう点で言いますと、児童福祉法第14条で述べている実施義務と申しますけれども、この保育の待機児童を解消していくためには、国がその責任を果たすべきだというのが私の意見です。同時に、だからといって、じゃあ今はちょっと、言われたようなことで言いますと、待機児童が発生をしておるでやっていかないかんとというような、その認識では私はやっぱりあかんというふうに思うんですね。保育の実施義務をきちっと果たしていくと、その責任を果たしていくというこの姿勢が私は非常に大事ではないかなあというふうに思います。

この間、この数年、先ほども言いましたけど、平成26年度、それから27年度、28年度も待機児童があるんだけど、これも解消できないで来ているということをおもうんですね。その点でいうと、この瑞穂市のこの保育の実施義務というのを曖昧にするといいますか、後退させてきている、待機児童をつくってもやむを得ないと、こういうふうなことが私はあるのではないかなあというふうに思います。そういう点で、以下、質問をしていきたいというふうに思いますので、どうかよろしくお願いをします。

まず最初に、教育次長にお伺いしたいというふうに思いますけれども、昨年10月にこの平成28年度の4月1日からの入所申し込みが行われましたわね。それに対して、12月に入所の内定通知書が送られていますね。それで、その時点で3歳未満児のことで申しますと、申し込みは254人ありましたけれども、そのうち入所をできない児童数は何と84人にもなっております。3歳以上を合わせると合計103人の方が、申し込んだけれども保育所に入れないと、こういう事態が昨年の12月に起きております。

そこでお伺いしたいと思いますけれども、入所ができるのかできないのか、それを決定する際の優先順位と申しますかね、ホームページを見ますと、保育の必要性あるいは優先順位指数づけというふうに言っています。指数づけとは一体どのようなものかということをお伺いしたいと思いますが、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 保育所利用の決定につきましては、保育を必要とする事由と、それから優先利用事由を総合的に判断して決定しております。

保育を必要とする優先事由の高いものとして、保護者の労働時間が長いことや疾病により長期入院の状況にある者、それから家族内の重度障害者等に対する看護や介護が事由として高い例になります。

また、優先利用事由としては、ひとり親世帯、それから児童を緊急に預からなければならない社会的擁護が必要な場合がその一例となります。

これらの各事由により指数を決めていますので、合計点数が高い申請者から保育所の入所希望を考慮して決定しております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、答弁をいただきましたけれども、私、そのことについて言いますと、ホームページを見まして承知をしております。私がお聞きしたかったことは、本来であれば保育に欠けるということで、そういう子たちは全て保育所に迎えなきゃならないと思うんですね。これがいわゆる保育の実施義務だと思うんですね。ところが、今の指数づけと申しますのは、保育を欠ける、入所をさせなきゃならない子供たちに対してふるい分けをするわけですよ。点数をつけるわけですよ。本来なら入所させなきゃならないのに、その子たちを落とすために、保育所に入れないようにするために指数づけが私は行われているというふうに思うんですけど、これは私の認識が間違っているかどうか、ちょっとお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 議員が言われたふるい分けという意味でいえば、例えば200人全部希望していたら、200人全部受けてくれと。受けられれば本当はいいわけですね。ところが、やはり緊急、本当に預けることに対して緊急度が高い人とそうでない人とがいるのであれば、まずその緊急度が高い人から優先的に入れてあげるといのがやっぱり必要であるということから、この指数制度というのがあると考えていますので、その辺はやっぱり理解していただきたいと思います。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、ちょっと今、きちっと言ったつもりですけども、保育に欠ける児童については保育所に入所させなきゃならないというのは当たり前のことだと思いますね。ところが、そういう子たちの中で、この子はいれないよと、この子はいれますよと、それはいわゆる指数づけ、点数づけでもってわざわざ落とすわけですよ。私、そういうのは本来やることではないんじゃないかなあと。そういうことを合理化してしまうと、保育の実施義務はどん

どんと曖昧になってしまうと私は思います。

それで、次に質問をさせていただきますけれども、それではそれぞれの待機児童数と隠れ児童数ですけれども、それぞれの保育所別に数字をちょっと報告していただきたいというふうに思いますけど。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、各保育所ごとの児童数ですね、先ほど議員から28年4月1日の待機児童数が23名で隠れ待機が28名ということを言われましたので、各保育所ごとの待機児童数を発表させていただきます。

本田第1保育所については、待機児童が1、隠れ待機ゼロで計1、本田第2保育所、待機児童6、隠れ待機4で10、別府保育所、待機児童2、隠れ待機5で7、牛牧第2保育所、待機児童5、隠れ待機10で15、中保育・教育センター、待機児童2、隠れ待機ゼロで2、それから南保育・教育センター、待機児童4、隠れ待機7で合わせて11、それから私立ですけれども、清流については待機児童が1、隠れ待機がゼロで計1、おひさま保育園、こちらは待機児童2、隠れ待機2で合わせて4ということで、合わせまして23と28で51名の待機児童がおります。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、保育所別に報告していただきましたけれども、私、今のこの数字を見てみましても、それぞれの地域あるいは小学校区でどれぐらいの保育の体制が必要なのかと、別の言葉で言いますと保育ニーズと思うんですけれども、それを示したのが今の報告された数字やと思うんですね。

例えば別府でいいますと、待機児童が2人で隠れ待機児さん5人ですから合計7人、こういう人たちが、じゃあいつ入れるんだと、別府の保育所に希望されておるけれども、いつ入れるのかと。あきを待っておるといふ、そういう数字の問題ではないと思うんですね。あきを待つというのは、1人、2人のことであれば、そういうことであるかもわからないですけれども、今はそういう状況じゃないと思います。したがって、例えば別府でいったら、この7人を受け入れる保育の体制をつくるのが私は必要じゃないかなあと。牛牧でいいますと15人ですし、中でいいますと2人、南保育所でいいますと11人、こういう保育の体制が果たしてできるのかと、このことが私は保育の実施義務を果たす上で非常に大事なことじゃないかなあとというふうに思うんですね。

そこでお伺いをしますけれども、ことし南保育所の大規模改修が行われるということ、私、お聞きしました。建物自身が古い、あるいは耐震性に問題がある、こういうことで大規模改修が行われるんですけれども、それではこの南保育所で未満児の受け入れがふえるのか、ふえないのか。あるいは、この大規模改修をやることによって待機児童と言われておる4人の人、あ

るいは隠れ待機児童の人たち7人が入れるのかどうか。この点について、私、教育次長にお伺いしたいと思いますけれども。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 南保育・教育センターの今回の大規模改修につきましては、電気設備とか内装工事、それから給排水設備等の改修工事であるため、増築を伴う増床ではないために定員数をふやす工事ではありません。したがって、今度定員がふえると、そういう内容ではございません。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私がお聞きしたことに答えていただきたいなあというふうに思うんですけども、この南保育所でいいますと待機児童4人、あるいは隠れ7人だったね、言われましたね。その資料に出されていますわね。その人たちが、じゃあ南保育所を希望しておると。にもかかわらず、入れない状況にあるんですね。そうであれば、この人たちが入れる体制をつくる必要があるというふうに思いますけれども、大規模改修をやるのだったらいつやるのかと、そういう体制をつくるのを。これはもう常識的に考えても、私、そう思うんですね。そういうときにこそ受け入れをふやすというふうなことをやらなきゃ、いつやるのかと思いますけど、いかがですかね。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 今回、南保育・教育センターにつきましては、定員が今240名というところでやっております。この南保育というのは2番目に大きい定員でして、1番目が別府保育所、ことしの4月1日に240から260に定員をふやしました。というのは、スペース的にも大きい、新しい建物ということで大きいつくりになっておりますので、その辺を保育士の方々にちょっと理解していただいて、20人未満児を受け入れないかということでふやしました。ということで、本来なら別府が一番大きい人数でなければいけないんですけども、実際には合わせて7人という、こういう数字になっています。

南保育・教育センターを、じゃあもっとふやせばいいじゃないかということなんですけれども、ただ、今でさえ240人という大きな規模ですと、保育の運営として、これ以上大きくすると非常に危険であるということも考えております。

それで、この待機児童の解消は、市内に9つの保育所がありますが、その9つの保育所の中で、まだ例えば牛牧第1保育所とか、それから穂積保育所は、未満児を受け入れる施設がないので実際に受け入れておりませんね。そういうところがありますので、こういう未満児保育を実施していない保育所を建てかえて未満児を受け入れるということが抜本的な問題でありまして、地域でこれは需要の差が生じますので、市内保育所全体でその待機児童の解消を目指して

いきたいということで今現在考えております。以上です。

[ 5 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 小川君。

○5 番（小川 理君） 私、ちょっと申し上げたいと思いますけれども、南保育所に入れないお子さんの理由ですけれども、入れない、待機児童になっている方の理由ですけど、私の近所の方もお見えです。お子さん3人お見えになりまして、上は小学校、そして真ん中は年中で南保育所に行っておられます。一番下の子が1歳4カ月で南保育所に入所を申し込みされました。けれども、今言われましたように、中保育所に入ってほしいと、こう言われたんですけれども、そのお母さんにとっては、とても兄弟違うところの保育所に入るのは大変だと。負担が大きい、やっていけないということで中保育所には入れなかったんですね。

ですから、教育委員会の資料も出されておると思いますけれども、兄弟が別々の保育所だと私は本当に大変だと思うんです。これを解決することなしに待機児童の問題はなくならないというのが、事の経過がはっきりしておると思うんですよね。それなら全部違う保育所に、それで分けりゃあいいじゃんかと、そういうわけにいかない、そういう状況が私はあると思うんです。実際に、だからそういうことが理由で待機児童になっている方がお見えなんですね。

じゃあ、その方はどうされたかといいますと、実は自分の親に子供を預けておられる。お母さんにはこの間お会いをしました。子育て大変ですねと言ったら、いや、私だって働き口があったのに、働き口をやめて子供の面倒を見ておるんですよと言われたんですね。ですから、私はやっぱりそういうお母さんの声をしっかり受けとめて、同じ兄弟は同じところにもし入れるという希望があれば、入れるように体制を整えていくということが私は必要じゃないか、これをやらなければやっぱり解決しないというふうに思うんですね。

実際に違う保育所に行っておられる方もお見えです、頑張つて。けど、周りの人の話を聞いても、ああ、本当にあのお母さんは大変だと言っておられます。ですから、私はこの問題をそういう立場で解決することなしに待機児童はなくならないというふうに思いますので、ぜひ、南保育所については、その受け入れの体制をぜひつくっていただきたいということを思います。

南保育所について言いますと、土地がないということにはならないと思いますね、これはですね、広い駐車場もありますからね。ですから、問題はいろいろあると思いますけれども、そのことはぜひ検討していただきたいということを思います。いかがですか、その点については。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 先ほど申し上げましたように、定員の大きな保育所というのは、別府もそうですけれども、牛牧第2保育所もそうですけれども、子供たちがたくさんいて、そこに保育士さんがいる。子供を見る目も行き届かない場合もありますし、実際に保育している先生に対する目も行き届かないというふうなことも出てきますので、単に施設を大きくすればいい

いということではなくて、先ほど申し上げましたように、今、未満児保育をしていない施設が2つあるんですから、それを早く建て直しをして受け入れる体制をとるとというのが、その地域、例えば穂積であっても牛牧であっても、その待機児童が解消できれば、ほかの保育所に子供を預けている人が見えますから、そこが解消されていくと。自然に全体の容量もふえてきますので、待機児童が解消できるというふうに考えておりますので、そこはやはり施設整備ということで御理解をお願いしたいと思います。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 私、お母さんの声を紹介しましたが、受けとめていただけないというのは非常に残念です。だから、私、改めて市長にも要望したいと思いますけれども、やっぱり南保育所のことについては、兄弟と一緒に入れるようにその受け入れ体制を整えていただきたい、検討していただきたい、このことを思うわけですけど、いかがですか、答弁いただけますか。

○議長（藤橋礼治君） 早瀬副市長。

○副市長（早瀬俊一君） 失礼いたします。

ただいまの小川議員さんから御質問があったとおり、お母さんの立場からいいますと、同じ保育所に未満児から5歳児までを同じように送っていききたいというのはそのとおりでございます。本来であればそれぞれの小学校区ごとにそうした保育所をきちんと整備するというのが本来の筋だと思っております。

それで、今回も皆様方に保育所とか幼稚園のこうした資料をお渡ししてありますけれども、先生は今、南保育所のことを言われましたけれども、全体的には、本格的に未満児保育を受け入れるということで考えた保育所というのは、別府保育所と牛牧の第2保育所だけです。ですので、そこへ偏っておるというのも事実でございますので、できる限りそれぞれの小学校区ごとで保育所から小学校へスムーズに行けるということでまた進めていきます。

南保育所については、また子供さんたちの状況も踏まえて、再度検討をしていきたいと思っております。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 副市長の答弁、ありがとうございます。また、ぜひ検討していただくということを要望したいというふうに思います。

次に、ちょっと時間が大分過ぎましたので、ちょっと急ぎたいと思っておりますけれども、3つ目の質問項目に移らせていただきたいと思います。

私、違法な税の差し押さえの問題についてお伺いしたいというふうに思います。

昨年、岐阜県社会保障推進協議会が自治体キャラバンというのを行っておりますけれども、瑞穂市との申し入れ懇談にも、私、参加をさせていただきました。それで、その中に市のほうからの回答がありまして、年金、児童手当の差し押さえがあるのかないのかということについて、ありというふうに回答されております。

そこでお伺いしたいと思いますけれども、年金、児童手当の差し押さえというのは、どのように差し押さえをされたのかということをお伺いしたい。同時に、去年のことですので、その資料はおととしのことだと思っておりますので、昨年度は、平成27年度になると思っておりますけれども、同様の差し押さえがあるのかないのか、あれば何件あるのか、ぜひお答えをしていただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） それでは、ただいまの小川議員の御質問にお答えをさせていただきます。

督促状を送付しても納付をしていただけない、あるいはその後催告状、これは納付相談の御通知も兼ねておりますけれども、こういったものを出しても出向いていただけない方、それから相談に出向いていただいて分納誓約をしていただいている方、こういった方の中で納めていただけない方、こういった方を対象に滞納処分を行っております。

滞納処分の方法につきましては、主に預金債権等の差し押さえでございます。まず、利用口座やその預金の履歴などを調査させていただき、確認の上、差し押さえを行っておりますが、預金、売掛金、生命保険解約返礼金などは差し押さえ禁止相当額はないために総額を差し押さえ、給与、年金、これは給与のお支払いをしてみえる事業所あるいは年金機構等への直接的な請求ということになりますけれども、こういった場合には差し押さえ禁止相当額を控除した額を対象にして行っております。ただし、差し押さえ禁止財産と定められております児童手当等の場合であっても、口座から引き落としをしてもよいという本人さんの同意をいただいている場合について、支給日に差し押さえしていることがございます。

平成27年度の国民健康保険税の滞納額全体としましては、これは28年の5月末、出納整理期間も含めてということになりますけれども、現在1,953件で3億411万3,000円となっております。このうち、納税相談に来ていただきまして分納誓約をしていただいている件数が356件で、金額としては1億354万円となっております。

納税相談を呼びかけても窓口に出向いていただけない方、こちらが1,115件ございまして、金額としては1億278万円となっております。こういった方については滞納処分を行っているということになりますけれども、平成27年度の滞納処分全体としては321件でございます。その中で、年金を差し押さえしているものが14件、児童手当を差し押さえしているものが2件でございますが、アンケート、先ほどは小川議員おっしゃるように前年度ということで26年度の実績

ということですが、アンケートの内容、本年度についても同様ということになりますけれども、内容は、支給日に差し押さえを行ったことがあるかないかの二者択一でございましたので、「ある」に丸をつけさせていただいております。これは、いわゆる差し押さえ禁止財産というところがございますので、本人からの申し出、同意があったものについて差し押さえをさせていただいているということでございます。中には、支払いに行くのも嫌や、それからそのままにしておいてもらうと使ってしまうので差し押さえしてほしいというような旨を窓口で述べられる方もあるということを担当のほうから聞いております。申し添えさせていただきました。

以上で答弁とさせていただきます。

[5番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 昨年のことですけれども、4月15日ですけれども、銀行に振り込まれました年金がその日に全額差し押さえられたということが起きております。その結果、通帳の残金というのは、もう数千円しか残らない、こういうことも実際に起きておるんですね。

それで、この方は男性、75歳でありますけれども、岐阜で、問屋町で婦人服の卸業を営んでおられる方でした。売り上げが減って、年金でその補填を、食い込みを補って商売してこられた方なんですね。しかし、4年前から固定資産税が、これは国保税ではありませんけれども、固定資産税がたまって26万円の滞納になっておりまして、商売の売り上げが減って滞納を埋める余裕が、要するに滞納を払う余裕がもうなくなってしまったと、だから窓口に行って相談したくても相談できなかったと言われます。ところが、先ほども言いましたけれども、4月15日に年金が振り込まれて、行ったら引き出せない。その年金が全部差し押さえられたと。瑞穂市が差し押さえたということで、だからこの方は早速市役所に行かれて、次の日でございますけれども、相談されたんですね。

そこで対応された方がこういうふうにおっしゃっておられます。御本人は、年金を全額差し押さえることはもうやめてくれと、これは違法ではないかというふうに言われたら、どういうふうに言われたかといいますと、最高裁判所の判決があると。だから、一旦預金に振り込まれたら年金であろうが差し押さえは可能なんだと、こういうことを言われたんですね。

その理屈でいいますと、先ほど児童手当も差し押さえると言われましたけど、児童手当というのは本来差し押さえ禁止財産です。それが一旦預金通帳に入ったら差し押さえができますと、こういう理屈を窓口で言っておられるんですね。じゃあ、その根拠は何かといたら、最高裁判所だと、こういうふうにおっしゃっておられます。

私、そのときにもこの方がおっしゃっておりますけれども、その相談の中でね、それじゃあ広島高裁の判決は知っておられるのかと、こういうふうに言っておられますけど、広島高裁の判決については御存じだというふうに思いますけど、社会保障協議会の中の回答の中でも、そ

れは知っておるというふうに答えておられます。

お聞きしますけれども、広島高裁の判決というのはどういうものかということをお答えください。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 広島高裁の判決ということでございますけれども、広島高裁の判決以前、滞納処分では、児童手当などが振り込まれた預金であっても差し押さえを実施していたことがございます。今、小川議員のほうからもありました平成10年の最高裁判決で、年金や児童手当などは預金口座に振り込まれた時点で金融機関に対する預金債権に転嫁して受益者の一般債権となり、差し押さえ禁止債権としての属性は継承しないという判例が出されておりました、それに基づき徴収事務を実施していたということがございます。

しかし、平成25年11月に広島高裁で出された判決は、児童手当が預金になった後も児童手当としての属性を失っていなかったということを認定し、児童手当の返還を命じているというもので、これにつきましては預金残高がごく少額、数十円というところで、約2年半、預金の動きがない口座であったと。そこへ児童手当が振り込まれた直後に差し押さえをしているという状況から、裁判所の判断として、これはあくまでも預金の原資が明らかに児童手当であったことが判断できるというところで差し押さえ禁止債権に該当するということを判断されたということでございます。

その後、行政訴訟分、要は滞納処分の取り消し、これは却下されておりますし、民事上の責任ということで不当利得に当たると、その差し押さえた財産が不当利得に当たるところで返還請求が認められ、差し押さえ金額のうち、児童手当の部分を返還しているというところでございます。

ただし、平成10年2月の最高裁の判例でいいますところの差し押さえ禁止財産以外の財産の出入りが多い口座であるとか、預金の差し押さえが許容された判例もございますので、そういった部分につきましては差し押さえを行ったというところで、今の広島の判例につきましても、県側の不法行為であるというところ、それに基づいた故意ですとか過失、国家賠償責任等については認められなかったということで、そういう判例が出ていると理解しております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 広島高裁のことについて少し詳しく言われましたけれども、私はやっぱり広島高裁の一番の核心、大事なところは何かということですが、児童手当が預金口座に振り込まれたら、最高裁判決というのは、もう預金口座に含まれたら一般財産と同じやと、もう児童手当じゃない、こういう解釈をしておるわけですね。だから、これを根拠にして、今まで振り込まれたその瞬間にぱっと差し押さえられる。これが合法化されたと思うんですね。

ところが、広島高裁は、児童手当、児童扶養手当、あるいは年金でも一緒ですけど、振り込まれたら、それは児童扶養手当、年金であることには変わりがない。その属性、ちょっと難しい言葉ですけど、属性は失われないということをおっしゃるんです。ここが広島高裁の核心部分なんですね。ですから、明らかに、確かに広島高裁の中で、児童手当を狙い撃ちしたものだということは明らかですけども、同時にこの判決の持っている意味といいますのは、私はそういうところにあるというふうに思うんですね。ぜひ、またそこは研究もしていただいて、私、お願いしたいと思えますけれども、そういうことが本当に起こらないようにしていくことが必要だと思います。そういう相談を受けますと、本当に血の通った人間がやることかなあと思うんですね。

確かに残金が、この方の場合も4月15日の残金が数千円ですよ。それでどうやって生活していけるの。私、給与の全額差し押さえの相談も受けました。けど、その方も、銀行へ行ったら差し押さえで引き出せない、残金がどれだけあるのといったら、やっぱり数千円、それで何日生活できるというんですか。そういうのは本当に血の通った人間がやることではないと私は思うんですね。それは感情的な問題ではなくて、広島高裁の判決があるように、きちっとやり方方法を遵守してもらいたい、このことをお願いしておきたいと思えます。

したがって、お伺いしたいと思えますけれども、滞納整理していく上でのマニュアルというのはお持ちなんですか。

○議長（藤橋礼治君） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤弘美君） 滞納整理のマニュアルということでございますけれども、市独自で、滞納整理といいますか債権の管理マニュアルということで、市税等収納対策推進プロジェクトのほうで職員用にマニュアルをつくっておりますが、あとは県などからの指導とか、今おっしゃられた広島判例を遵守できるようなところで、市のほうでも税務課のほうなどは今検討して持っております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今、市民部長さんがお答えになりましたけど、ぜひ検討は進めていただきたいなあというふうに思います。ぜひよろしくお願ひします。

次の質問に移りたいと思えますけど、みずほバスの改善の問題についてお尋ねをしたいというふうに思います。

みずほバスは、私、いろんな声をお聞きしますが、主に2つです。1つは、私、穂積駅に朝おりますと、一体何時ごろが、朝ですよ、朝何時ごろが一番ラッシュになるか、通勤客が一番多いのかといいますと、7時前後なんですよ。これは何でかといいますと、名古屋に通勤される方が多いんだと思えますね。けど、じゃあそこで私がお伺いすると、じゃあみずほバス

を利用できるのかといたら利用できないと。その時間に着かないもん、使えないんだもん。じゃあ、それなら帰りはどうかといいますと、みずほバスの最終便は6時40分、ちょっと正確じゃないで申しわけない、6時40分ぐらいで終わりなんですよね。7時を越えたらあらへん。それなら、残業を例えば30分、1時間やってきたらもうバスはあらへんもんで、だからもう朝からバスは使えないもんで、奥さんに送ってもらうか、あるいは自転車では一つと来るかやね、そういうことになる。だから、駅前がラッシュになる、渋滞が起きる。

それは通勤だけの問題やないんですね。私、お伺いしましたら、高校生の方、男はまだしもいいんです。女子高校生を持っているお母さんは、もう毎日毎日送り迎えをせんなんです。だって、そうですよね。行きも送っていったら帰りも送らなあかんもんね。行きは送っていても帰りは帰ってこいと、こういうふうにならへんもんで、それが毎日毎日やっておられる。何とかしてもらいたいというのが、その皆さんの思いです。まずそれが1つです。

それから2つ目は、運転ができなくなった高齢者の方、例えば老人でお2人で住んでおられるけれども、2人とももう運転できない。だから、ある方は、これは私の近所のことを言って申しわけないですけども、南小学校のすぐ近所におられる方、お2人で住んでおられますけど、お買い物はどうされるんですかと聞くと、この方はタクシーで行くと言われるんですね。どこへタクシーで行くんですかといたら、十九条のバローへタクシーで行くと。私、それを、本当にうーんと、もう次の言葉が出ないのね。そんなことが本当に当たり前のようにあつていいんかなと思う。

ある方は、あるひとり住まいのお年寄りの方は、これも私の近所の人ですけども、樽見線に乗って大垣に行ったほうが便利やと言うわけですよ。だって、古橋から十九条といたら、もう犀川の橋を越えたらすぐ近くやないですか。けど、そんな十九条のバローに行くよりも樽見線に乗ったほうが便利やと、こうおっしゃるんですね。

ですから、高齢者の方にとっては、お買い物をしたり、あるいは病院に行ったり、あるいは公共施設に行ったり、そういう足がなかなか今のみずほバスでは十分に果たせられないというか使えない、こういうふうな意見があります。たくさん寄せていただいております。

それで、私が思いますのは、みずほバスの改善ということでいいますと、これまでやってこられたのは、主にですよ、その一つとして、乗っておられる方のアンケートを一生懸命やられてきたんですね、早瀬さんも私と一緒にそういうことを言われました。アンケートの結果も見せていただきました。けど、乗っておられる方の意見だけ聞いておっても、私はあかんと思うんです。乗りたくても乗れない人たちの意見を聞くことが、私は本当に大事なんだと思うんです。そういう人たちはどうしておるかといったら、先ほど言いました通勤・通学、こういう方にとってみずほバスはどうなのかと、乗れない理由は何ですかと、どうすれば乗れるんですかということが、私、やっぱり市としてもそういう声を聞いていかなきゃならんと思

う。それから、お年寄りの方、買い物に行きたい。通院したい。けれども乗れないなら、何で、どうすれば乗れるようになりますかと、そういう意見を聞く。私、これは本当に当たり前のことだと思うんですね。

そういう点でお聞きしますが、そういうふうな市民の皆さんの声を広く聞く、こういうアンケートをやられるお考えがあるのかなのか、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの小川議員の御質問ですけれども、アンケート調査をやるつもりはあるかということでございますけれども、現在、みずほバスにつきましては3路線で運行をいたしております。これに対するいろいろな御意見はございます。総合計画におきましても、そういった御意見はたくさんいただいております。

そこで、今年度、いろいろ根強い要望があることから、公共交通に関するアンケート調査を実施いたします。これのアンケートは、瑞穂市民だけではなく、近隣市町にも穂積駅までの公共交通手段の充実に関する要望が多いため、近隣市町と共同で広域的に実施する予定でございます。

この調査の内容につきましては、各市町のコミュニティーバス及び路線バスの充実や、住民、利用者のニーズを把握することが上げられます。当然、調査項目の一つにはみずほバスの運行調査がありますので、多くの住民や利用者に対して調査を進めていこうと考えております。

また、同様に、広域的な路線についての調査も行いますので、こちらにつきましても調査結果を踏まえ、近隣市町と協議を重ね、自治体間のアクセスの利便性向上を目標に、広域連携の強化を図っていきたいと考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 1つだけお伺いしたいと思いますけれども、そのアンケートの内容に少し触れましたけど、いつごろそれは実施をされ、どのような方法でアンケートを行われるんですかね、お答えください。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現在、2市2町、大野町、それから本巢市、北方町、それから瑞穂市、この4町でコンサルに委託をしておりますので、今年度中にそのアンケート調査を実施していきますし、近隣市町についても、駅圏域の市町村にもそれを呼びかけて、今後協議をしていきたいというふうに考えております。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） 今年度中ということですので、できるだけ早目にお願いしたいと思いま

すけれども、次の質問に移らせていただきたいと思います。

高齢者の外出支援のことですね。私、やっぱり皆さんの声を本当にお聞きして、このみずほバスの改善、この瑞穂市ではこのみずほバスが走っておりますので、その改善を図っていくということの上に、なお高齢者の皆さんの外出支援、安気にお買い物をしたり、通院したり、また遠くに出かけられるように、どうしていくのかということは本当に大きな問題だというふうに思うんですね。

そこでお伺いしたいと思いますけど、これはことしの4月17日でございますけれども、全日本年金者組合瑞穂支部が神戸町に行かれまして、あそこが行っているばらタクシーサービス事業というのがありますけれども、これを見てこられて、なるほどなあと、これは瑞穂市でも考えてみたらどうだということで、市長への要望を出すことになったそうです。ここ神戸町では、70歳以上の方や障害者の方を対象にタクシーの助成制度があるわけですが、片道200円、この瑞穂市ではバスは100円ですけれども、片道200円を払う。それから利用限度額は今度2,500円ですけど、2,500円を超えた場合にはその超えた額を払うということね。例えば2,700円なら200円を払う、1料金が200円ですので合計400円払うと、こういうことをやっておられるそうです。大変評判もよいそうですけれども、費用対効果からいいましても、年間1,500万ぐらいでこれがやれるということをおられたそうです。

年金者組合の方がおっしゃってございましたけど、神戸町も大変町の面積が狭いところなんですよね。ですから、余り面積が広いとタクシーの料金もかかっちゃうもんで、この点では瑞穂市もこれはぜひ参考にして、こういうのをつくってもらいたいということを要望されたそうです。もちろん神戸町と瑞穂市の違いもあると思います。ですから、瑞穂市なりにぜひ検討してもらいたいという要望を出されておりますけれども、この要望について、どういうふうな検討をしておられるのか、福祉部長にお伺いしたいと思いますけど。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 小川議員の高齢者の外出支援の御質問にお答えをいたします。

要望書によりますと、安八郡神戸町の制度を参考に、高齢者の通院、買い物、日常生活に、公共交通の支援策として講じるというようなこととなっています。

御存じのとおり、神戸町のばらタクシーやその他の自治体の実施している制度の内容、予算や決算の実績を現在確認させていただいているところです。

各市町村の制度を参考に検討をしていくことが必要と考えますが、神戸町にあつては当市のようなみずほバスといった公共交通はなく、比較的導入しやすいということもございます。当市においては、みずほバスが走っている以上、みずほバスを補完するような役割というふうに考えていかなければならないというふうに思っています。今後のみずほバスの路線の変更などと連携しながら考えていきます。

実施するに当たっても、もちろん財源の問題もございます。どのような高齢者を対象にするのか、年齢で制限するのか、免許証の運転免許証のあるとかなしとかというような制限、自己負担額、限度額というような多くの問題や課題がございます。また、障害を持つ方のタクシーチケットを配付するような制度も市では行っておりますので、この制度との均衡を図るというような必要もございます。

福祉部で進めています地域包括ケアシステムを構築するに当たり、これまでのサービスをする側と受ける側、自治体によってこの公費で援助を受ける方、受けるだけの考え方ではなく、進めることはできません。このような地域包括ケアの考え方で、地域に徐々に浸透させていきたいというふうに考えています。例えば、住民の買い物支援の例でいえば、地域において地域のボランティアの方々により事業が行われているということで、この事業についても均衡を図っていく必要があるというふうに考えています。

高齢者の外出支援のあり方については、神戸町のばらタク、そのまま当市に当てはめるということではなく、他市の状況の資料などを取りまとめまして文教厚生委員会協議会のほうに資料として提出をしていきたいと思っておりますので、以上で答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 小川理君。

○5番（小川 理君） もう時間もありませんので、ぜひ高齢者の外出支援、本当に待ったなしだと思うんですね。ぜひ検討を進めていただきたいと思っておりますし、また議論もさせていただきたいというふうに思います。

本日は、待機児童の問題、私、特に南保育所については検討をしていただきたいことを要望しましたが、その検討もぜひ進めていただきたいと思っておりますし、それから滞納者への財産の差し押さえについては検討されると言われましたので、引き続き、私、そのことをぜひ進めていただいて、どのようなものができたのかということとはぜひまた議論させていただきたいというふうに思います。

高齢者については、先ほど福祉部長の森さんがおっしゃいましたので、ぜひ検討を進めていただいて、本当に高齢者の皆さんが安心して住んでいけるように私たちも頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞ、時間ですので終わりますけど、よろしく申し上げます。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、5番の小川理君の質問は終わりました。

議事の都合によりまして、しばらく休憩をとります。3時40分から再開をいたします。

休憩 午後3時21分

再開 午後3時41分

○議長（藤橋礼治君） それでは休憩前に引き続きまして会議を開きます。

10番 若井千尋君の発言を許します。

若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 議席番号10番、公明党の若井千尋です。

藤橋議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に沿って一般質問をさせていただきます。

初めに、本年4月14日の夜と16日未明に震度7クラスの巨大地震が2度にわたり熊本県を中心に発生し、御当地には多大な被害をもたらしました。発生より2カ月半ほどが経過いたしましたが、亡くなられた方に謹んで哀悼の意をささげるとともに、今なお余震が続く中、避難所生活を余儀なくされておられる方に、また一昨日にはこの地方は記録的な豪雨に見舞われ、新たな被害が出ております。心よりお見舞いを申し上げます。被災地の一日も早い復旧・復興を御祈念申し上げます。

今回の質問の内容の大ききは、最初に熊本地震の教訓よりとして、私たちの住む東海地方に今この瞬間に発生してもおかしくないと考えられている巨大地震に対しての当市の備えと防災に対しての考えを含め、また確認も含め現状を伺います。

2点目は、瑞穂市第2次総合計画基本目標の3、心が通う助け合いのまちより、障害者差別解消法の施行より3カ月近くが経過しましたが、啓発、広報事業の推進状況と障害者に優しいまちづくりがなされているかどうかを伺います。

3点目、食品ロス削減に向けての当市の考え方について、4点目は、瑞穂市のPRについて、以上の4項目を質問席に移りまして、順次質問させていただきます。

最初の質問は、熊本地震の教訓よりとして先ほども申し上げましたが、いつ発生してもおかしくないという予想が出ている今、この地方の巨大地震に関して政府の地震調査委員会は6月10日、今後30年間で震度6弱以上の揺れに見舞われる確率を示した全国地震度予測地図の2016年度版を公開しました。

南海トラフ大地震で影響を受ける静岡から四国にかけての太平洋側の地域で、前回15年度版に比べて確率が上昇、関東地域の一部でも80%以上と高い状態を維持しました。震度6弱では耐震性の低い建物は倒壊することがあるとのことです。

この予測を踏まえた上で、自治体の業務継続計画（BCP）の策定について、これは平成26年の6月議会、平成27年の6月議会に続き、今回で3回目の質問となりますが、とても大切なことだと思っておりますので、当市の計画の進捗状況を伺います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの若井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

業務継続計画、いわゆるBCPの策定に関しましては、平成28年度内の策定を目指して、現在事務を進めております。

業務継続計画とは、災害時に行政みずからが被災し、人材、物資、エネルギー等の資源が制

約を受ける状況下において、優先的に実施すべき業務（非常時優先業務）を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保をあらかじめ定める計画でございます。

この中で非常時優先業務とは、大規模な災害時であっても優先して実施すべき業務のことであり、具体的には災害応急対応業務（災害対策本部等の設置、被害情報の収集・報告、各種団体への協力要請など）や業務継続の優先度の高い通常業務が対象となります。

計画策定により期待できる効果といたしましては、災害発生時には各種業務が急激に増加し、極めて膨大なものとなりますが、業務継続計画を策定しておくことにより、適切かつ迅速に非常時優先業務を遂行できるようになり、住民ニーズにお応えすることができます。

策定に関しましては、全庁的な取り組みが必要となりますので、各課において対応手順、いわゆる行動計画をリスト化することにより、災害時に迅速かつ適切な行動がとれるよう図っていきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今相浦総務部長のほうから業務継続計画とはどういうものかという御説明をいただきましたので、そこは省かせていただきますが、本当に3年間続けてこの質問させていただいておりますけれども、当時、副市長が総務部長の時代に、早急にというようなお話がありまして、今、今年度中にやっていただけということで、これは本当に岐阜市等のBCPを見ますと、いつもお話ししますが、本当によくできておるなというふうに思うわけでございます。

そういう意味では、計画は計画、マニュアルはマニュアルとしまして、この業務継続計画をしっかりとっていくことによって、有事の際に、今お話があったとおりだと思いますけれども、この自治体の業務継続は住民の安全・安心の基本、自然災害に対して少なくとも現状において絶対安全というのはいない。いつかは必ず被害が発生する。そのとき、いかにうまくカバーできるかが問われる。災害によって自治体の業務が危機に瀕している場合、住民は生命の危機に冒されている。自治体は災害時の司令塔。司令塔なくして住民の生命は守れない。想定外の言いわけは通用しない。どんな状況になっても災害直後、74時間以内の救命・救助の体制を確保する決意が必要。業務継続計画は住民のために策定するものであり、住民に対する業務力の証明、住民との契約である。

これは地震発生時における地方公共団体の業務継続の手続とその解説ということで、内閣府消防庁より出ているものです。いま一度、自治体は災害時の司令塔の自覚に立って、早急に作成をお願いするものでございます。

今、瑞穂市が出しております防災ハンドブック、これの冒頭を見ておきますと、やはりもちろん自助・互助・公助という部分では、自分の命は自分で守るというのが最優先なんですけれ

ども、私、この今の内閣府の文言を読ませていただいたとき、まさにやはり市民の方の契約、行政は、自治体は司令塔であるということを痛感しましたので、今年度中に策定をしていただけるということでございますので、よろしく願いいたします。

今お話ししました瑞穂市防災ハンドブックの中の避難所運営のマニュアルを何点か確認させていただいた上で、当市の災害に対しての備えを伺います。

耐震化を終えている瑞穂市本庁舎、ここでございますけれども、さきの熊本地震では、冒頭でも確認いたしました、震度7クラスの地震が2度続けて発生しました。避難所運営マニュアルの2ページに災害対策本部は瑞穂市穂積庁舎と設定されていますが、本市において、本庁舎、この災害対策本部が機能停止するような災害を想定した場合、代替庁舎の特定はなされているのかを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの御質問ですけれども、瑞穂市地域防災計画において災害対策本部は穂積庁舎3階大会議室に原則設置することとしております。使用不可能な場合は災害を免れた近くの市有施設等を使用し、使用可能な施設がない場合は野外に仮設するものとなっております。

具体的に代替庁舎といたしましては、巢南庁舎、牛牧北部防災コミュニティーセンター、総合センター等を想定しております。万が一、利用可能な施設がない場合は、暫定的に屋外にテントを張り、本部とすることも手段の一つと考えております。先日の熊本地震のときにも、野外に本部を設置している自治体がテレビ等で報道されているのも記憶に新しいところでございます。

今後の取り組みにつきまして、代替庁舎と考えている施設の設備、通信環境、備蓄品、災害危険度などのリストアップと移転の判断基準、決定手続、移転の具体的な手順の検討や災害の規模、被害が甚大な場合には、市域以外にも代替施設を確保しなければならない可能性があり、近隣市町村や民間施設との防災協定の締結も検討する必要があると考えております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 御答弁いただきました。

全国の政令都市と県庁所在地のある市、51市を対象にアンケートした場合でも、やはり半数のところが特定をされていないというようなデータが出ておるようでございます。

本年度中に業務継続計画（BCP）を策定していただけるということでございますし、その中にやはり、この対策本部が被害を有するようなことがあった場合、こちらで指揮がとれないようなことが想定された場合は、今答弁いただいたようなところであるかと思っておりますが、この代替の司令塔をしっかりと確保していただきたい、このように思います。

先ほどお話ししました自治体は災害時の司令塔であります。いかなる状況であれ、司令がでない状況にならないよう対策をお願いいたします。

次に、瑞穂市における女性職員の活動の推進に関する特定事業主行動計画が本年、平成28年3月という日付でホームページに掲載をされました。内容を拝見しましたが、4ページぐらいのものでございますけど、何となく数値目標だけ、それからまた育児休暇に対することばかりが目にとまりました。こういうものなのかなというふうに感じた次第でございますけど、もちろん大切なことでございます。

3ページの取り組み内容なんかを見てみますと、1、2は女性職員の意識を高める研修や制度の充実として、担当部局は女性職員の管理職登用を進めるために女性職員の意識改革、また企画管理能力等を高める研修を実施するというふうに書いてあります。

何か男女共同参画という視点からすると、非常に男性の視線、目線から物を言っておるような気がしてならなかったのは、という印象を持ったのは私だけかもしれませんが、このことは公表になっておるということで、内容についてということはどうこう言いませんが、実は今回質問したかった点は、この防災に関して女性の意見はどのように聞かれ、どのように取り入れられておるのか、この点をまず1点しっかり確認したいと思います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの御質問にお答えさせていただきます。

市におきましては、防災関係の施策について検討する場については、特に災害対策基本法に規定されています機関で、瑞穂市防災会議があります。現行の地域防災計画を策定したのも、この瑞穂市防災会議でございます。

また、これに基づく避難所運営マニュアルを作成時において、一部の女性職員にヒアリングは行いましたが、女性の立場からの意見としてまとめたものではございません。しかしながら、幾らマニュアルに書いてあっても、実際の避難所でしっかりした動きがとれなければなりません。

そこで、今後は校区ごとに行っている避難所開設・運営訓練の中で女性参加者の意見を取り上げていくことが重要と考えています。男性とは違った細やかな目線に立って御意見をいただければ幸いですし、特に子育て中のお母さんや要介護者を抱える家族の方など、それぞれの立場でさまざまな御意見を賜れば、今後の参考になると考えます。

したがって、ことしの避難所開設・運営訓練においては、積極的に女性の方の参加者の意見を求めていきたいと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、これからもっと女性の意見を伺っていくという答弁をいただきま

したので、その前にこの避難所運営マニュアル、しよせんマニュアル、しよせんというかマニュアルですから、この17ページ5の5には、女性の視点で避難所運営のという項目に関しては、わずか5項目13行しかないわけなんです。

これは本当に21年前の阪神大震災、また5年前の東日本大震災、また今回本当に熊本で発生した巨大地震等々、これは本当に報道等、また当市も東日本、私も一緒にボランティア、少しの時間でしたけど、行かせていただきましたが、瑞穂市の職員さんも現地に入られていろいろ情報を持っておられるというふうに思います。

ですから、避難所において、やはり人口の半分が女性ですから、女性の意見を取り入れられずに、マニュアルにたった5項目13行というのは、本当に考えられないな。このことが本当に今部長がおっしゃったように、マニュアルですから、この瞬間にも災害が起こった場合に避難所を開設しなければいけないというふうに考えたときに、やはりもっともっと細かくBCPのほうでやっていただけるのではないかなというふうに思いますし、女性ももっともっと意見を言っていたかなければいけないというふう感じた次第でございます。

今答弁いただいた中に、お聞きしたい部分の答えをいただいておりますが、やはりいろんな形で意見を収集していただいて、取りまとめていただきたい、このように思います。

余分なことですけれども、このマニュアルの女性の意見よりも先にペットの云々というのが書いてあるわけなんです。これはやっぱり、もちろん差別とかそういうことじゃなくて、やはり優先順位は何なのかということも、やはり書面として残るものでございますので、くどいですが住民の半分が女性であるということで、本当に女性はデリカシーな部分をたくさん持っておられると思います。くどいですが、この辺もしっかりお声を聞いて取り組んでいただきたい、このように思います。

同じように、災害時要援護者に関しては、この7ページには1項目8行でございます。この内容で、避難所での要援護者に対しての十分な対応は可能と考えておられますか、伺います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 災害時の要援護者、あるいは災害対策基本法に規定されています避難行動支援者における対応について、若井議員御指摘のマニュアル化のその先についてお答えをさせていただきます。

まず、避難行動支援者の把握という点についてでございますが、市役所で関係する部署、すなわち福祉生活課、地域福祉高齢課、総務課で定例的に調整会議を行って、該当者の把握に努めています。特に民生委員さんの活動においては、独居高齢者への訪問など、日常の生活を災害時に生かせるように名簿の調整に努めています。

また、実地の活動としては、ここ2年ほど各校区で実施していただいております避難所開設訓練において、避難所の運営の中で、要援護者への対応を行う係として、特に避難者援護部を設

けて、要援護者の確認や避難スペースの確保などの訓練を行っています。

このように、各地域においては要援護者に対する活動が始まっており、こういった活動がマニュアル化の先になっていくものと考えています。

なお、市としましては、こうした地域での活動について日ごろから積極的にかかわりを持ちながら、いざというときに備えている所存でございます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、次の質問とかまとめに入ろうと思いましたが、先に部長に言われましたので、本当にマニュアル化、計画の後にしっかり業務継続計画の中に盛り込んでいただけるということで確認しましたので、次の質問に移ります。

瑞穂市の第2次総合計画の分野別まちづくり3の心が通う助け合いのまちより、さきの3月議会の折にも質問させていただきましたが、本年4月より障害者差別解消法が施行されております。市としてPRはどのようにされておるのかを確認します。

○議長（藤橋礼治君） 森福祉部長。

○福祉部長（森 和之君） 若井議員の障害者差別解消法の施行に際し、市のPRについての御質問にお答えをいたします。

障害者差別解消法は、国連の障害者権利条約に合わせた法整備になります。国民一人一人に意識と行動が問われ、障害のある方もない方も、誰もが尊重し合う社会の第一歩とするものです。この法律のポイントは、不当な差別的な取り扱いの禁止、合理的な配慮の提供となっています。合理的な配慮というのは難しいように感じます。行政機関では義務であり、民間事業者では努力義務とされています。

ある機関紙には、障害のない人は配慮が必要でない人ではなく、適度な配慮がなされてきた人であって、障害のある人は配慮が必要な人ではなく、配慮の格差に直面してきた人であるということも書いてあるのを見ました。合理的な配慮とは、必要かつ適当であるということです。障害がある人に必要な配慮を行う、できるのにやらないということは差別ということがこの法律で明確に示されたものです。

市民や民間事業者の中には、障害者差別解消法をどうすればいいのかわからない人が多いと思います。市としまして、市のPRとしましては、広報みずほの4月号に掲載をいたしました。また、国からの周知のポスター、パンフレットを市役所、総合センター、コミュニティーセンター等の公共施設に掲示をしています。今後とも、市のホームページで掲載し、市の広報等でも啓発活動をしていく予定で、わかりやすく載せていきたいというふうに考えています。

以上で答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） ホームページで見たときになかなかわかりづらいことがあったもんですから、そのことを確認させていただきました。

まだまだこれからだと思いますけれども、これは本当に啓発、広報活動をすればいいという問題ではないと思いますし、やはりこの場におられる方から私も含めてしっかり対応していかなければいけない問題であるというふうに思います。

次の質問は、このことも含めまして、公共施設の障害者への配慮のなさというような、本当にちょっと書き方をさせていただきましたけど、そう言わざるを得ないような現状というのがあるのではないかな、また当市にはあるように確認しました。

私のもとに、車椅子を必要とされる方の御家族様から、巢南公民館をよく使いますが、公民館にスロープがあると助かるわというお声をいただいたんです。

私は、たしか巢南公民館にはスロープがあることを確認しておりまして、現地に赴きますと、建物の一番西側にスロープがあるんです。しかし、現状は駐車スペースの表示はほとんど消えておりましたし、そこがそういうスロープであるというような表示も全くないわけです。それでこの建物をしっかりと自分なりに見させていただくと、この施設には南の駐車場に面した入り口が3カ所ございますけど、そのどこにも西の最西端というか、その建物の一番西にスロープがあるという表示がなかったわけでございます。

障害者差別解消法の施行から3カ月近くが過ぎようとしておりますが、この第2次総合計画の心が通う助け合いのまちとのタイトルに、この現状が心が通っていると思われませんか。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） 教育委員会の立場からちょっと答弁させていただきます。

公共施設は子供から大人まで多くの方々がさまざまな形で利用される建物であるため、施設面についてのバリアフリー化等が求められております。

巢南公民館におきましても、多目的トイレを設置するなど障害のある方も含め多くの方々が利用しやすい環境整備に努めておりますが、ただいま御指摘をいただいた巢南公民館について現状を説明させていただきます。

巢南公民館の出入り口正面玄関は、スロープを設置することが望ましい形ですが、車椅子の安全を確保するスペースとスロープの距離を確保できないため、階段に手すりを設置して改善に努めてきました。そのかわりに、スロープは西玄関からの出入り口に設置しておりますが、今言われましたように、施設利用者にはわかりづらいとの御意見もありますので、設置配置図で、施設配置図で対応しております。

廊下の幅員は2メートル以上あり、車椅子を利用される方でもストレスを感じない空間を確保しておりますが、しかし、手すりは設置されておられません。その他、障害者用トイレ（多目

的トイレ)や障害者駐車場を設置しておりますが、残念ながらエレベーターは設置されておられません。

ということで、現状だけ見れば、バリアフリー法が施行された平成18年度以降に建設された施設と比較すれば、巢南公民館のような老朽化した建物については、障害者の方が不自由なく利用いただける施設とは言いがたいんですが、限られた予算の中、市内各施設の状況や、それから施設維持管理計画などを鑑みながら順次施設改修をしてみたいと思いますので、それについてはよろしくお願ひしたいと思います。

[10番議員挙手]

○議長(藤橋礼治君) 若井千尋君。

○10番(若井千尋君) そういう御回答でございますので、施設もやはり利用される方からする、その目線から見ていただければと、また後でお話しするかと思いますけれども、今答弁いただきました。

市長の公約の18歳までの医療費の無料化、先ほども議員さんから出ましたけれども、実現は10月1日より施行されます。

私は3月議会の一般質問でも確認しましたが、このことはもちろん賛成させていただきましたし、進めさせていただかなければいけないというふうに思っておりますが、今後10年間のまちづくりにおいて重点的に取り組む事項に、市民の声の一番は医療、福祉、介護の充実を望む声が一番多かったのは事実でございます。

障害者に配慮を義務化した差別解消法、たかがスロープ1カ所の表示のなさだということでは思われておられないと思いますけれども、しっかり見ていただきたいというふうに思います。

私のもとに届いた障害を持っておられる方からのお手紙でございますけど、結論的には、どうか弱者の住みやすい環境、福祉の瑞穂市にしてください。切に切にお願いいたしますとつづられておりました。

これは今、行政も一生懸命取り組んでいただいておりますが、このいただいたお言葉を言いかえれば、このまちは障害者の方から見れば、優しさを感じづらいまちなのかもしれませんというふうに自分では思いました。私はこれからも福祉の党、公明党の議員として、決して障害を持っておられる方に限らず、社会的弱者の方の側になって、その方たちの声の代弁者として行政執行部にいろいろお聞きをしていきたいというふうに思っております。

今、この差別解消法の施行から3カ月たったということで、瑞穂市の総合計画で訴える、やはり冒頭にお話ししました心が通うまちづくりに対して、まずは行政執行部の皆様におかれましては、この現状の点検から始めていただくような思いで取り組んでいただきたいと、このように思いますのでよろしくお願ひいたします。

次の質問は、こういった第2次総合計画等、市民の方の意識調査というのをずうっとやって

おられますけれども、これは本当に純粋にちょっとお聞きしたいんですが、ことしの3月にいただいたこの総合計画の中で、市民アンケートをとられました。これは平成26年2月6日から2月23日までの間、配付数が3,300、回収数が1,284、回収率が38.9%。要するに、このアンケートでお答えになった方が1,284人。次にワールドカフェ、これは催事名が「瑞穂市の未来を語ろう！ワールドカフェ」というタイトルで12月14日に午前と午後と行われまして、参加者が午前が20名、午後が11名、計31名。

また、地域別懇談会がこの1月に順次開催されました。私も1月26日の中小学区の懇談会に参加させていただきましたが、この7校区で開催されたこの地域別懇談会では合計で154名というふうになっております。

また、行政報告会等もそうでございますが、やっぱり参加される方が非常に少ないのではないかなというふうに率直に感じるわけでございますけど、この質問は単純に出席率と回答率の向上に向けて、今後どのようなお考えを持っておられるのかを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬企画部長。

○企画部長（広瀬充利君） ただいまの若井議員の第2次総合計画、市民の意識調査についての御質問にお答えいたします。多少若井議員のお尋ねと重複することと思っておりますけど、よろしくお願ひしたいと思います。

まず、市民アンケートにつきましては、先ほども申されましたように、調査期間は平成27年2月6日から2月23日まで行われ、市内に居住する18歳以上の男女を対象とした無作為抽出調査で行われました。配付数は3,300票中、回収数が1,284票となり、結果的には回収率は38.9%となったところでございます。

また、ワールドカフェについては、瑞穂市の未来を語ろうということで平成26年12月14日に総合センターで行われ、午前・午後の2部制で開催されまして、参加者数は31名、午前の部に20名、午後の部に11名となりました。PRにつきましては広報みずほ、ホームページなどで行われました。

また、地域別懇談会につきましては、平成28年1月に各校区7回、平日の午後7時から午後9時まで各小学校ごとに開催され、合計154名の参加となったところでございます。1カ所平均22名という参加数でございました。PRにつきましては、12月の全員協議会や自治会連合会の連絡会について参加のお願いをしたり、また広報みずほ、組回覧、ホームページなどで行っております。

また、28年度の行政報告会、5月に3回開催されましたが、15日の日曜日午後2時から4時まで、また平日の18日と20日の午後7時から9時までということで、合計50名の参加となったところでございます。前年と比べますと、30名ほど減ったような結果になりました。PRにつきましては、4月28日の自治会連合会総会及び5月2日全員協議会にてお願いをしながら、ま

た広報みずほ、またホームページ等で行ったところでございます。

重複するかもしれませんが、瑞穂市のPRの現状としましては、ただいまお答えしたとおり、議会、あるいは自治会、あるいは関係団体でのお願い、また広報みずほ、組回覧、またはもくようみずほ785及びホームページなどで行っているところでございます。

出席率や回答率の向上につきましては、行政報告会は地域で話し合う場でございますので、今後PRの充実に取り組んでいかなければならないとは考えておりますので、また平成27年10月に瑞穂市まちづくり基本条例推進委員会より、瑞穂市第2次総合計画に係るまちづくり推進プランについての答申もいただいておりますので、検討してまいりたいと思います。

また、議員より貴重な御意見をいただけることであれば、また参考にしながら進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今お話しいただきましたけど、私も立場は議会改革で議員の報告会をするわけですけど、これもなかなか参加者が集っていただけないような思いをしております。これは今、きょう企画部長のお話を聞きながら、純粹にちょっとお知恵をおかりしたいなというふうに思いましたので、お聞きさせていただきました。

通告では瑞穂市のPRの現状ということで、多分今のことに対してのことを聞かれましたので、ちょっと最後に市長にお聞きしたいPR部分に、自分のお伝えしたいことはちょっと後回しにさせていただきます、次の質問に移りたいと思います。

今お話ししましたように、参加していただくことに関してはやっぱり議員もしっかり取り組んでいかなければいけないということだけ申しつけさせていただきます、次の食品ロスのことにつきまして質問させていただきます。

食品ロスの削減に向けての当市の考え方についてお聞きしますが、これ本当に先日、第13回少年の主張瑞穂大会～私の主張2016～で、私の地元の中小学校の6年生の児童さんが本当に話をされておられました。「もったいないぞ、捨てる食べ物」と題して、食品ロスのことを現状を鑑みて、立派に話をされておられましたけど、この場にも聞かれた方がおられますので、本当にそのお子さんに負けないように質問したいと思いますけれども、執行部のお考えの中で、食べられる状態なのに捨てられる食品ロスというのは、家庭やスーパー、ホテルやレストランなどあらゆるところで見受けられるわけでございます。

農林水産省によりますと、日本では年間2,797万トンの食品廃棄物が発生しているそうです。このうちの2割近い632万トンが食品ロスと推計されています。既に先進的な自治体ではさまざまな食品ロス対策が行われています。

長野県の松本市では、宴会の食べ残しを減らすため、乾杯後の30分と終了前の10分は自席で

食事を楽しむ3010運動を進めています。また、NPOの活動としては、消費期限が迫った食品を引き取り、生活困窮者へ無償提供するフードバンクが有名であります。国連は、2030年までに世界全体の1人当たり食品廃棄物を半減させる目標を採択しています。

そこで、本市において学校給食や食育、環境教育などを通して食品ロスの削減のための啓発を進めるべきであると考えますが、執行部のお考えを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 高田教育次長。

○教育次長（高田敏朗君） それでは、教育委員会から学校での取り組みについて説明をさせていただきます。

学校ごとに、健康教育全体計画があります。食育推進委員会を中心に食に関する教育を推進しています。

食に関する指導として、各学校ではふだんの給食の際に、好き嫌いなく残さず食べようという呼びかけを担当や給食委員会が行っています。食べ残しをしないよう、体調等に応じ量を加減し、配膳されたものはできるだけ食べるように指導しています。

本市には栄養教諭が3名おり、市内小・中学校10校で食育に関する授業も行っております。その際、食物を大切にすることについても考えるようにしています。

また、年に2回、6月と11月に市内統一で給食残量調査を行っております。昨年11月の調査からある1日を抽出して結果を見てみると、残さず全部食べた人の率は、小学校では主食90.3%、牛乳98.1%、おかず94.7%。中学生では主食90.6%、牛乳98.3%、おかず92.3%という結果が出ております。主食を残す割合が大きいことがわかりますが、残した人のほとんどは4分の1から半分程度を残している人が多いということがわかっておりますし、その原因は小食や偏食が目立つということです。

こうしたことから、調査期間には、各学校の給食委員会や栄養教諭などが、昼の放送や集会などで生産者の方や給食センターの調理員さんのこと、食に関することを紹介し、食について考える取り組みをしております。例えば、西小学校では、4年生の総合的な学習の時間で、「もったいない」ということをテーマに食物ロスについて学習しております。本田小学校では、4年生の社会でごみ問題で取り上げています。中小学校では、6月の児童集会で「もったいない食べ残し」という題で児童が作文を発表し、そのことについて全校で考えることができました。

このようないろいろな機会を捉え、食品ロスについて引き続き子供たちに考えさせていきたいと考えております。以上です。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） ちょっと質問を3つに分けて質問させていただきましたので、今教育

関係のほうから、学校の現状を伺いながら答弁を聞きました。

同じく、家庭における食品在庫の適切な管理や食材の有効活用の取り組みを初め、飲食店などで残さず食べる運動や持ち帰り運動の展開など、市民また事業者が一体となって食品ロス削減に向けての取り組みを進めるということも重要だというふうに思いますが、このようなことでお考えを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 広瀬環境水道部長。

○環境水道部長（広瀬進一君） それでは、今の市民、事業者が一体となった食品ロスの削減に向けた取り組みについて、廃棄物の面からお答えさせていただきます。

環境水道部としましては、食品ロスの削減はごみの減量にもつながりまして、大切な取り組みと認識しております。

そこで、直近で申し上げますと、平成27年12月号の広報みずほに啓発記事を掲載し、食品ロスを減らしましょうと呼びかけたところでございます。また、ごみの減量や市民への啓発活動などで、市の施策に御協力をいただいております廃棄物減量等推進委員の方が各自治会にお見えになります。廃棄物減量等推進委員の方の連絡会議というのがつい先日も行われまして、そこでも食品ロスの削減について御理解をいただくように御説明をさせていただきました。

今後におきましても、食品ロスについては広報みずほやホームページなどを活用しまして啓発を継続していくものと考えております。

議員御提案の市民、事業者が一体となった取り組みにつきましましては、今後の課題と受けとめまして、他市町の取り組みを参考しがてら、検討してまいりたいと思っています。

以上、答弁とさせていただきます。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） さらに本市の災害備蓄食品については、これまで消費期限後はどのようにされておったのかをまず確認させていただきまして、先ほどお話ししましたように、フードバンク等への寄附等の検討をというふうに考えておりますが、今現状がどうなっておるのか、またそのお考えを伺います。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 災害時用の備蓄品、特に食品につきましましては、瑞穂市地域防災計画で米等の品目を上げて、市内各所に分散して備蓄を行っております。その数量は、5年保存のアルファ米で想定避難所収容人数1万9,640人の1食分、2年保存の栄養補助食品で児童・生徒の1次避難所想定数1万560人の2食分を予定しております。

そしてこれらの管理ですが、消費期限まで備蓄し、その後廃棄することとしております。この間には啓発用として、避難所開設訓練や出前講座などで紹介したり、訓練参加者にお配りし

たりしております。

さて、議員御指摘の食品ロスとの関係でございますが、昨年度に市社会福祉協議会から備蓄食料品の提供依頼があり、それにお応えする形で、消費期限が近いものについて提供したことがございます。このときの先方からの趣旨は、生活困窮者に対する緊急一時食料支援事業への協力依頼ということであり、消費期限が近く、廃棄が確実視された栄養補助食品をお譲りしたところでございます。

そこで、今後についてですが、もともとが災害時の備蓄用としての食品ですので、昨年度のようなことが常に可能というわけにはまいりません。また、たとえ提供できたといいたしましても、継続的に供給することはできないと考えております。しかしながら、人命にかかわる際など、人道上において、危急の折に備蓄品を提供することは当然のことと考えております。

[10番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 今、3つの部の部長からそれぞれのお立場でお話を伺いました。

やはりこの食品ロスを削減していくことは非常に大切なことであるということで提案を申し上げましたが、今、本当にちょっと受賞された賞と国名が間違っておったらいかんですけど、また訂正しますけど、ノーベル平和賞をいただかれた<sup>※</sup>南アフリカのマータイ博士だと思えますけど、女性の方が日本に来られた際に、もったいないということをずうっとお話しされて、この日本語が世界的に、この食品、日本だけを見ておるとなかなか見づらい部分があると思えますが、調べてきていないので正確な数値は言えませんが、本当に世界的には貧困、生活を困難とされておる方がたくさんおられます。

そういう意味で、日本のこの私たちが先ほど少年の主張大会でも提案されましたように、本当に食べ物を大切に、粗末にしないように、また学校教育の中での食育の大切さもあわせて、私たち大人がしっかりと範を示していかなければいけないなということを訴えさせていただきまして、最後の質問に移ります。

市長に対して、瑞穂市のPRということに関してお聞きをしたいと思うんですけど、瑞穂市が合併して13年たとうとしておりますが、私自身、いまだに穂積市とか穂積町とかというふうによく言われるわけでございます。とっても残念な気持ちになるわけですけども、このまちのPRに関しての質問は、とても大切なことですので、しっかりまた勉強して、次回しっかり質問させていただきたいというふうに思いますが、要は市内に瑞穂という名称が圧倒的に少ないようなことを気づかれた市民の方からのお声でございます。

他市町から来られた方からの目線でのまちを見た場合、瑞穂という名称のラウンドマーケ的な建物もなく、駅名も橋も道路にも瑞穂市を連想される形になっていないということじゃないかなと私も思うわけですけど、この御提案の中には先ほどから、やはりこの瑞穂市はJR穂

※ 後日訂正発言あり

積駅があります。本当にこの駅を中心にもっともっと活性化していかなければいけないというのは、この議場におられるどなたも考えられることでございますが、この提案の中には瑞穂市の玄関をJR瑞穂駅にしたらどうだというような御意見もございました。

平成の大合併時には、やはりたくさん市の町が合併しておりますので、幾つもそういう駅名を変更されたことがあったように聞きますけど、これも当然、結構なお金がかかりますので、このことは一つの提案としてお話をさせていただいた上で、長野県の国道の18号線には、当然長野県ですからリンゴが名産地ということで、アップルラインというのがあるそうでございます。

御提案の中には、主要地方道北方・多度線、本巢縦貫道、これは本当に瑞穂市内を通過しておるのによその地名ばかりが入っておる、もちろんもともと本巢郡というところの区域ですから、この道路をこの方の御提案では、富有柿発祥の地であるからパーシモン通りと名づけて、観光客の方の確保につなげてはどうかというたくさん御意見を持っておられました。

そのこともしっかりと含めてまた御提案をしていきたいなあというふうに思いますが、そのことも少し話をさせていただいた上で、市長におかれましては、先ほど広瀬議員からもありましたけれども、ちょうど就任されて1年ということが経過されました。そういった意味も含めまして、市長はこの地方議会において、私は首長のお考えというのは非常に影響力が大きいというふうに考えます。棚橋市長はこの定例会の冒頭、所信表明で1年前に住みやすいまちとして選ばれるまちみずほをつくりたいという思いに多くの市民の皆様の温かい御支援をいただき、瑞穂市のかじ取りをさせていただいておりますが、瑞穂市に住みやすいまちであるためには、国調、これは国勢調査の人口5万4,364人の生命、財産を守ることができる災害に強いまちでなくてはならず、ハード面ではもちろんのこと、それ以上にソフト面の対策に取り組む必要があると改めて感じる次第であると、所信表明で述べられております。

具体的なことはなかなかここでは述べられておりませんが、市長の1年が経過をされる中において、私は本日のこの一般質問の中で質問させていただいたことも含めながら、この1年間の総括を含めて、市長がこの瑞穂市PRについてということで御答弁をいただきたいと思っております。

○議長（藤橋礼治君） 市長 棚橋敏明君。

○市長（棚橋敏明君） 若井議員さんよりすばらしい御質問を頂戴しまして、ありがとうございます。

ちょうど議員の皆様が18名おられますが、まさに18名の方のうち、恐らく8割ぐらいは御商売をやっておられたりとか、そしてまたいろんな会社の中におかれまして企画の経験がある、また営業の経験がある、そんな方々が恐らく8割ぐらいはおいでだと思います。その方々、皆さんが恐らく私とほぼ同じような考え方を意外とお持ちじゃなかろうかと思うんですが、役所

というのは意外と、率直に申しまして、企画、営業力、非常に少のうございます。そしてなおかつ、前の年にやったことは義務費になりまして、翌年、前年に倣ってやるだけということになってしまっております。

例えば、まず柿の看板のことでもそうでございますね。柿の看板を私がちょうど6月1日に入りましたときに、つくり直すだけのお金ができたんですよというときに、ちょうど巢南にあります柿の看板、それをどうしましょうかというときに、その当時の企画部長がこれとはにかくやらないかんですよ、そのためにお金をもらっていますしということで、それだったら看板をつくりかえよう、やろうというだけだったんですね。まさにそのときに、それだったらいつそのこと瑞穂市に入ってくるころ、揖斐川から入ってきたところ、それから長良川から入ってきたところ、鷺田橋から入ってきたその柿の看板があるところ、それから河渡橋、ここはちょっと境界が難しゅうございましたが、そういったところに看板が立てられないかということで企画部長といろいろ研究をしました。

その中で、まずこの2カ所ぐらいは何とかなるんじゃないかと思ったのが、揖斐川からおりてきた21号線、それから長良川からおりてきた21号線です。ただし、それが長良川からおりてきたところにはお稲荷さんがありまして、そここのところに市の土地がございます。ところが、境界がいまいちはっきりしない。それじゃあということで、看板申し込み中というところがございまして、これをお借りしたらどうかということでやろうとしましたら、それにはちょっと小さ過ぎる。ちょっと角度が悪い。それじゃあということで、まずそうしたら揖斐川のほうからやろうやないかということで、この案はいまだに捨ててはおりません。ただし、結神社、そのこともありましたから、安八さんにこの際、結ぶというのは縁起がいいですから一緒にやりますかとちょっと声をかけてみたんですが、そうしますと非常にいい土地が、私の私有地でございます。そのことで、見積もりは出した状態でこれはいずれつくるつもりでございますが、きょう現在はかかってはおりません。

ただし、その基本には、私自身考えておりますシティープロモーション、そしてシティープロジェクト、その中でまず第一としてやりましたのが、例の平山さんのポスターですね。こちらのほうも実際問題、ひょんなところからある方から御提案がありました。それは津島の市長さんですね。

津島の市長と話ししましたときに、穂積かね、私、余り知らんけどと言われるんですね。ええねえと僕は津島市長に申しました。津島は名古屋駅まですぐに行けるでええがね、まして天王祭があるしということを申しましたら、何言っておるやね、うちはあんたのところと違ってすごい時間が名古屋駅までかかるんやわということで言われまして、さすがになるほどと思いましたときに、あんた、その二十何分で行けるんやろう、それを売り文句にしやあいいがねということで、そのときにはたと気がつきました。それでうれしかったのは、前にも皆さんにお

話したかもしれませんが、このポスターをつくる段階におきまして26分、時刻表で拾いましたら。それで私どものある担当者が来ました。そして、のっけから、うちは名鉄やないんやよ、J Rやと。何が26分や、そんなこと書いてもらったポスターをつくってもらったら困る。なおかつ、私どもの6番ホームの下に張ってもらったら困るとJ Rさんに言われました。でも、その職員、本当に寂しそうな顔をしました。

私は、だからそんなに悲しいんやったら、こんなものええがやと。時刻表を買ってこいや、僕が金を出すで買ってきてくれよ、書店に行って買ってきてくれと。その上でJ R東海に行きましょうということと言いましたら、さらにながくとした顔をしました。そのときにふっと思ったんですね。やっぱりこういうことは僕が入り込んだらいかんのやなあ。入り込んだら今までと一緒にやないかと。この職員は育たへんのやないかと一瞬私は思いました。

そのときに、それで私は職員に、とにかくまあええわ、あんたに任せた。俺はこのポスターだめでもええで、あんたに任せたでやってみいやと。だめならだめで26分もいいわと僕は半分は任せたつもり、半分は諦めたつもりで申しました。

そうしたら何日か、2日ぐらいたちましたかね、その当時は冬場でしたから、もうすぐに暗くなった時間だったんです。その職員が走り込んできまして、何とかかなりましたと言ったんですね。このときに、私はこのまちはつくりかえられるなあと思いました。そのときに、本当に25分、「最速」という言葉をつけるだけで何とかJ Rはオーケーしてくれたと。私は、本当にそのときに、ああこのまち、みんながこういった企画力、営業力を一人ずつ持っていってくれば何とか直っていくんじゃないか、また本当に立派な会社のようになっていくんじゃないかなと、私はそのように感じた次第でございます。

ですから、その看板、まず申しわけないのですが、今のところはそんな状態ではございますが、そのポスターにつきましては、名古屋駅、そして愛知県下、できる限りの縁があったら、頼むで張ってえのということで、名古屋市内の知り合いのところ、それから名古屋駅、そういったところにPRして張らせてもらいました。

そしてそれからの結果、これはそれだけが全てではございません。それも含んだ上での人口の流入は相当ふえております。それと同時に、意外と今まで私がここは道路を太くしても効果ないだろうと思っていたところが、部長たちが一生懸命これはこうこうこうですよと、なぜここを広くしなきゃいけないかということを経理づけしてくれまして、そういったところの道路を広げてきました。最初は疑心暗鬼の部分もございました。でも、部長が一生懸命勧めるんだから、やってみようということで進めた部分もございます。

そんな中にありまして、朝日大学の西側、こういったところも、もともとは苗場でございます。そういった面積から、一人一人の共有は狭いもんでございます。そうやって一人一人が販売することはできません。共有の苗場ですから。でも、道路を表につけることによって、そ

の共有の土地の所有者の方々が、おのおのが7名なら7名ずつ話し合いをしてもらいました。そんなところから住宅地として売ることが可能になってくるわけです。

そういったことが、各部長、やはりこれからはシティープロモーションということで、真剣にやっつけていかなきゃいけないということで、部長からの進言、そういった進言に基づきまして、そういった土地も売れるようになってきました。まさにその姿が、今、朝日大学の西側でありますし、それと同時に橋本地区もそうだと思います。そういったところから、これからじっくりと営業活動をやりながら、企画、そして営業、そういったことでこのまちを売り込んでいきたいと思っておりますので、どうか力をかしていただきたいと同時に、うちの職員たちも真剣にやると思っております。そういったところから、皆さん、こんなことをしたらいいんじゃないかということでアドバイスも出していってください。なおかつ、決して校区を忘れることなく、校区別にそれなりに平均して道路を広げていくつもりですし、それなりにうまいこと開発をやっつけていけるようにしていくつもりですから、それと同時に人口がふえていけば道路工事、さまざまな工事がある程度やっつけていっても皆さん御了解をいただけます。これが人口が減り出したら、何をやっておるんだということで、私恐らくお叱りを受けるでしょう。そういった意味からも、皆さんの身近なところから、何とか外の方々に移住・定住していただけるようにやっていきたいと思っておりますので、時間を本当に食っちゃって本当に申しわけないですが、そのようなところでPRさせてください。よろしく願いいたします。

〔10番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若井千尋君。

○10番（若井千尋君） 最後です。本当に市長が言われたとおりですけれども、何度も総務委員会のときもおっしゃいましたけど、市長も、また行政も、また議員もしっかり知恵を出して、この瑞穂市をしっかりとPRして、まちの繁栄に対して頑張っていきたいと思っておりますので、よろしく願いします。以上で質問を終わります。

○議長（藤橋礼治君） 以上で、10番の若井千尋君の質問は終わりました。

本日の会議は議事の都合によりまして、あらかじめ延長いたします。

続きまして、7番 若園正博君の発言を許します。

若園正博君。

○7番（若園正博君） 議席番号7番、創生クラブ、若園正博です。

ただいま藤橋議長より発言の許可をいただきましたので、質問をさせていただきます。

今回の私の質問内容は、第2次総合計画より、安全で安心して暮らせるまちづくりより、地域防災力と防災意識の向上について質問させていただきます。

引き続きに、地域とともにある学校づくりについてと、MS（マナーズ・スピリッツ）についてお伺いいたします。

これよりは質問席にて質問させていただきます。

市や自主防災組織が中心となっていく防災訓練、防災研修の実施等など、市民及び地域の防災力を強化する取り組み、自治会など地域で連携した活動の具体的促進について、現在の防災対策の進捗状況について伺いたします。私の質問の前に若井議員が質問されておられますので、その分は省略していただいて結構でございますので、お願いいたします。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 若園議員の御質問にお答えいたします。

市から各自治会へアプローチとして自主防災組織の設立を推進しております。活動補助金を交付して、組織の活性化、活動の活性化を啓発しています。また、市職員が各自治会へ出向いて、市の防災対策の現状や想定される災害、防災知識の周知などについてお話をする出前講座も開催しており、こうしたことが多くの自治会で自主防災の組織化が進んでいる要因にもなっております。

なお、現在、自主防災組織を立ち上げている自治会は98自治会中75自治会となっており、多くの自治会で取り組みが進んでいます。

さらに、自治会長や地域で自主防災組織にかかわる人を対象として、避難所の運営などを学ぶHUG研修を実施しており、防災に対する意識の向上など、地域の人の人材育成も行っています。今年度も8月に2回実施する予定をしております。

このほか、ここ2カ年ほどは各校区において避難所開設・運営訓練を行っていただいています。これは、災害時に校区で自主的に避難所を開設してもらうよう知識、経験を深めてもらうために行っている訓練であります。3年目となることしは、1つの校区で災害時に関係団体が集まって組織する避難所運営協議会の設置を準備段階から検討する動きがあり、より実践的な避難所運営を目指す上で一つのモデルになるのではないかと期待をいたしております。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） その中で、避難所訓練の開設というところで御質問させていただくわけですが、できるだけ仮設ではなく、現実になる避難所での訓練を実施すべきではないかというふうに思うわけですが。小学校中心ということではございますが、地域においては避難所までの距離が1キロないしは1.5キロもあるところから指定された避難所に行くという仮説を立てるわけですが、その近くにおける避難所、地域の公民館などを避難所とすべき想定での実質的な訓練をも行うべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） ただいまの御質問ですけれども、現在行われておりますHUG訓練は避難所における開設の訓練でございます。それに伴いまして、各御自宅から避難所までの訓

練につきましては、現在まだ行っておりませんが、今後この避難所運営協議会等を設置した中で、そういった避難の経路等、もしくは要支援者に対する支援の方法等も含めて、こちらの協議会のほうで進めていこうと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） そのように開設をしていただけるのであれば、やはりその中におけるリーダーというものは非常に経験豊かで、指導者として必要かと思えます。そうした指導者の育成へも力を入れていただけるということでしょうか。

また、前回質問させていただいた消防団経験者、OB、それなりに警察のOB、いろんな地区のお見えになられる方々をも取り込んだ避難所開設訓練ということも実施すべきじゃないかというふうに思っております。そのような組織も組んでいただけるのでしょうか、検討されておられるのでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現在、そういった指導者研修におきましては、ことしも職員を対象にまず研修会の開催を予定しております。また、自治会におかれましても、そういった研修の場へ参加していただくように呼びかけを行っていきたいと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） ありがとうございます。

そうした地域の方に協力をいただきながら、地域をよく把握してみえる方のもとで避難誘導をしていただけるということであるならば、より安全なる行動がとれるのではないかというふうに考えております。

そこでもう1つお伺いするわけでございますが、地域の防災、防災のほうの中核をなす消防団、または水防団は地域防災には必要というふうに自負しております。活動への市民の理解、こうした消防団への参加意識の向上に努めていただきたいわけでございますが、そうした対策として具体的なものがあればお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 消防団のそういった避難所の開設等につきましては、先ほど各小学校区の自治会における活動の中で消防団も組織の中に入っていただいて、そういった自治会主催の避難所開設訓練等の中に、消防団組織も含めて協議をして、実際の訓練を行っていただくことを考えております。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 第2次総合計画の中の消防団のところに、女性クラブの募集、そして学生の団員の募集ということが明記されておられました。

ここに資料がございますが、山県市は学生消防団員の募集というチラシを27年、昨年出されておられます。瑞穂市としてもそうした考え、あくまでも瑞穂市在住の学生を対象とした消防団の募集に対しては進めていかれるお考えがあるのでしょうか。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 現在、地域における消防団の募集は行っております。今、女性の消防団員に対して、組織立てをしようということで計画はいたしております。確かに現在あります朝日大学のほうにも学生さんが見えですけども、そちらのほうとはまだ協議はしておりませんけれども、避難所に指定してございますので、そちらのほうとの中で協議はしていきたいと考えております。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 女性の方も見えでございます。あるお話を聞きましたら、女性の方も消火栓のホースなど非常に重たいというふうに言われております。本当に私らがこんなもん持って火災現場に行けるのかという不安もございますが、今、余分なことをお伺いするんですが、軽いホースとか、そうした重さに耐えられる蛇腹のようなもの、ましてやりヤカーを利用しての展張などの方法なども、何かいい策はお持ちでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 今、特に消火栓につきましては、地下式消火栓のほうに新たにかわりつつございますので、そういった自治会の消火栓の訓練にあわせて、そういった活動の中で消防団と連携を図りながら、使い方等について訓練を実施していただくように自治会のほう及び消防団のほうにも呼びかけをさせていただいておる中で、ホースのことにつきましては、現状のホースの形をとっておるのが実態でございます。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） わかりました。

もう1つ、防災のことでお伺いさせていただきます。

実は、このたびの選挙のときにいろいろと回らせていただいた中、住民の方から防災無線が聞こえにくいという要望を耳にいたしました。確かに、防災無線はどこにおっても、どこにあっても市民が皆わかるようにするべきものがこの防災無線でございますが、そうした聞こえにくい地域及びまた家庭に防災ラジオの購入状況などありますが、その点についてお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 住民の方から防災無線が聞こえにくいという要望に対しての対策についてでございますけれども、瑞穂市には災害時の情報伝達手段の一つとして防災行政無線があり、市内には約80基の屋外子局が設置されています。

難聴対策として、平成27年3月1日より、音声による放送はスピーカーをグループごとによらずして放送する時差放送で行っています。以前は全ての屋外スピーカーを同時に鳴らし、音声放送については2回繰り返して放送する一斉放送を実施しており、近接するスピーカーの音が干渉したり、反響するなどして聞こえづらくなるといった状況がございました。時差放送にすることにより改善がされました。

ほかには、防災行政無線の放送内容をメールでお知らせするメール配信サービス、みずほ防災メール、防災行政無線で放送された内容を電話で確認することができる防災行政無線テレホンサービスが稼働中でございます。また、防災行政無線の放送内容を逐次瑞穂市のホームページに掲載をしております。

聞こえにくい地域についてですが、防災行政無線が大雨や強風、あるいは受信の方向などにより放送が聞き取りにくいことの御意見にお応えして、防災行政無線を受信することができる瑞穂市防災ラジオを販売しております。

防災ラジオは、AM・FM・防災行政無線の受信が可能であり、同報無線の自動受信、AM・FMから自動切りかえをすることができます。電源は単三電池3本、家庭用AC電源（100ボルト）どちらでも可能でございます。現在、防災ラジオ本体を1,500円、室内外部アンテナを500円にて販売しております。

さて、防災ラジオの販売は平成20年度より開始し、今年度までに希望者の方へ既に約2,000台を販売しております。先ほどの難聴対策について、防災メール、テレホンサービス、市ホームページを御紹介しましたが、どれも利用に関しては無料であり、特に防災メールは音声ではなく文面で内容を把握できることから、聞き逃すことがないことから、難聴対策以上に市民の方から好評をいただいております。

また、防災ラジオにつきましては、ラジオの特性上、市役所から遠い地区、市役所の方角が建物で遮られている場所、コンクリート製の建物内部・気密性の高い住宅等では受信しにくいこともあり、必ずしも難聴地域の方が無線を聞けるとは限りません。

以上のことから、ラジオは希望者への販売とし、継続して防災メール、テレホンサービス、瑞穂市ホームページのサービスについて積極的に啓発を重ね、利用者の増加につなげていきたいと考えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） ラジオのこと、そしていろいろ難聴地域への対策は理解できました。

1つ、先ほど部長のお話の中で、防災メールというところでお答えをいただいたわけですが、実は昨日の13時30分でございますか、瑞穂防災放送が鳴りました。内容としましては、きょうの10時15分から全国瞬時警報システムによる緊急地震速報の試験放送を行うという内容でしたが、この内容を聞き取るだけで非常に困難さがありました。

この内容を理解したのは防災メール、携帯電話からのメール配信でございました。非常に文面として形に残り、現在皆さんが、皆さんと言ったら失礼かもしれませんが、携帯電話をお持ちでございます。そうした中で、聞き取れなかった部分、どうしても確認をしたい部分でメールに入れてほしいんですが、この手続がございます。こちらにメールを配信して、そしてメールを送っていただけるようにするという、今も無料配信でございますが、ありますが、この登録の仕方についてどのような対策をお持ちでしょうか。もし、いろんなこうした防災訓練なり、市役所の窓口、どこに行ってもひょっとしてこんな防災メールが携帯に入るんじゃないのと言われる問い合わせに対して、どこの窓口でもそうした指導ができるような、そんな体制がとれないものでしょうか、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 防災メールの登録方法につきましては、市広報紙や市の封筒の裏などを使用してお知らせしているところでございますが、高齢者を中心に携帯電話の使用が困難な方もあり、総務課窓口で登録のお手伝いをさせていただいているところでございます。

穂積庁舎では、総務課に携帯電話をお持ちいただければ、登録の補助ができますので、今後は巢南庁舎市民窓口課及び関係部署にも協力を依頼し、同様のサービスができるように努めていきたいと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） なかなか本当に登録は難しいと思います。アルファベットを使つての登録でございますので、もし問い合わせがあれば、職員の方どなたでも結構でございますので、指導いただいて携帯のほうに登録できるようにしていただけたらというふうに思っております。

引き続きまして、こちら先ほど若井議員からの御質問でもございましたが、穂積庁舎、巢南庁舎の耐震性についてお伺いさせていただきます。

先ほど部長には、もし災害に遭えば、第2拠点、第3拠点としての設置は考えておられるということで理解したわけですが、実際にこの建物の耐震強度及び巢南庁舎の耐震強度について調査なりされておられますか。また、ここに来庁されたお客様とか職員の皆さん、本当に安全なのかということについてお伺いさせていただきます。現状で結構でございます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） それではまず穂積庁舎でございますけれども、1965年に新築、1999年に耐震補強を実施しております。I s 値が0.9以上となるよう耐震補強の設計をし、設計のとおり耐震補強工事を実施いたしましたので、I s 値は0.9でございます。なお、耐震前の本庁舎のI s 値は0.29でございました。

御存じのとおり、I s 値は耐震診断では建物の強度や粘りに加え、その形状や経年状況を考慮した耐震指数で0.6以上であれば倒壊、崩壊する危険性が低いと判断されますので、震度6から7程度の地震に対して、倒壊するおそれは低いと考えております。

次に巢南庁舎ですが、巢南庁舎は昭和62年に竣工しており、この新しい基準で設計をされています。新耐震基準では、震度6強から震度7の揺れが起きても人命を守ることを目標とされており、このため同程度の地震が起こっても、躯体自体は維持されると考えています。

〔7番議員挙手〕

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 最近は想定以上のことが起きます。やはりどの方も、自分で自分の身は守るという姿勢を持って対応に当たっていただきたいというふうに考えております。

現在、耐震が強化されておるから安心ということはございませんので、その点を十分踏まえ、御指導のほどよろしく願いいたします。

引き続きまして、29年度瑞穂市開催の岐阜県消防操法大会についてお伺いいたします。

実は前回御質問させていただきまして、改めてまた今回質問させていただく機会が持てましたので、お伺いさせていただきます。

県内から瑞穂市にお越しいただきます。そしてこの場、市のアピールの場所でもございます。そうした迎える準備、無駄な予算を組むのではなく、心あるおもてなしができるような検討をどのようにされておられるかお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 平成29年度に瑞穂市で開催される予定の岐阜県消防操法大会は、平成29年8月6日に（仮称）大月多目的広場で開催する方向で準備を進めております。大会を運営する組織として6月21日、おとついでございますが、岐阜県消防操法大会瑞穂市実行委員会を設置いたしました。

競技会場にアスファルト舗装が必要になるため、今年度コースの整備を行いますが、ことし8月に計画されています全国スポーツ・レクリエーション祭のターゲット・バードゴルフの会場としてもこの場所を使用されることや、将来の広場整備を考慮して、整備が極力無駄にならないようなレイアウトとし、かつ出場者や一般来場者の交通対策などさまざまな観点から準備計画を作成して、議員御質問のとおり、心あるおもてなしができることと消防団活動のPRの場となるような事業を進めていきたいと考えております。

議員の皆様方におかれましても、市消防行事に対し多数の御参加を賜りありがとうございます。これからも消防団の活動に対する御理解、御協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 実はこの次にアスファルト整備のことについてお伺いしようと思いましたが、今アスファルトのところで予算の節約をしながら行うという答弁で理解できましたので、あえてお伺いはいたしません。1つだけ、巢南中学校校区におきましては、この8月の第1日曜日でございますが、地区のフェスタを開催される地区が非常に多うございます。その点につきまして、操法大会の理解を各自治会の会長さん方に示し、協力体制をとれるのかどうかをお伺いさせていただきます。まだその準備に入っていなければ結構でございます。お考えだけお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 梶浦総務部長。

○総務部長（梶浦 要君） 先般行われました岐阜県消防操法大会の実行委員会の折にもそういった行事との重なりについて、私どもは自治会のほうに、特に地元の自治会、それから商工会との行事も重なっておりますから、そちらとの整合を図りながら進めていくことをお話の中でさせていただいておりますので、今後、この実行委員会の中でそちらの調整を図りながら進めていきたいと考えております。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 承知いたしました。

会場の設備につきましても、今年度使われます教育委員会のほうと検討しながら、場所設定を決めていただきたいと思います。

引き続きまして、次の質問をさせていただきます。

実は、岐阜県警察において、「岐阜の未来は君たちで」をキャッチフレーズに、高校生みずからが自発的に取り組む生徒の生徒による生徒のための非行防止、規範意識啓発活動を行うMSリーダーがございます。このMはマナーズ、要は礼儀作法でございます。Sはスピリッツ、精神でございます。そして、そのリーダー、指導者たちの略でございます。

これは、このたび北方警察署管内におきましても地域ボランティア活動の組織ができて、まず初めにMSジュニア、これは中学生を対象としております。そして、このたび瑞穂市、本巣市、北方町の小学生を対象としたMSキッズ、小学生を対象としたこの組織ができたわけですが、まだ任命式は瑞穂市はまだかというふうにお伺いしておりますが、そうした活動に対して学校の協力姿勢についてどのように進められるのか、現在のMSジュニアについて

の活動状況も踏まえて、お伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 失礼します。本日の答弁のトップバッターとラストバッターを仰せつかって、大役だなあと感じております。

ただいま若園議員さんから御質問があったMSジュニア、MSキッズについて少しお話をさせていただきます。

議員御案内のとおり、自分たちの地域や学校をよりよくしていこうという願いのもと、瑞穂市を初めとする本巣地区の中学校ではMSジュニアという組織をつくり活動してまいりました。ここが発祥の地で、今岐阜地区にも広まっております。年々どの中学校からも加盟する者がおりまして、着実にその活動のよさを広めております。

そこで、本年度からその活動をさらに拡大していこうという狙いで、小学生がMSキッズという名称で活動することになりました。本年度の状況でございますが、瑞穂市内のMSジュニアとMSキッズの会員数です。小・中合わせて436人おります。市内の全児童・生徒が4,989名であることを見ますと、約1割弱の子供が加盟してくれております。内訳は小学生が125人、中学生は311人となっております、中学生は全体の約2割の生徒が加盟しております。

小学校では児童会の役員が中心となっておりますが、中学校では生徒会役員に加え、多くの希望者が加盟しております。このような状況が生まれた背景ですが、中学校におきましては、これまでの活動のいわゆる先輩のMSジュニアの活動の状況からMSジュニアの存在が周知されまして、自分も参加してみたいなあ、そんな思いから加盟する生徒がいたり、あるいは活動の意義とかよさを感じて去年も入ったけど、ことしも引き続き加盟したいなああと、そう考える生徒が非常に多く、本年度も充実した活動を目指して取り組んでおります。

小学校からは、ことしからの取り組みではありますが、全ての小学校から加盟する児童がいる、その様子から見ますと、活動に対する理解がなされ、協力的な意識の高さを教育委員会では感じております。

活動の状況でございますが、MSジュニアの具体的な活動としましては、各中学校において地域のリサイクル活動、清掃活動、お祭りなどに参加するなどして、地域の中へ活動の範囲を今、広げています。

今年度の状況ですが、早速穂積北中学校では地域から依頼を受けまして、本田小学校区のリサイクル活動、あるいは花壇の花の苗の植えかえの活動に参加しております。また、巣南中学校では、先日行われました長護寺川の清掃活動に参加しまして、地域の方々とともに地元の川をきれいにすることができました。

今後は、それぞれの学校独自の活動を重点にしながら、小学校と中学校が連携した取り組みになることを大切にして、MSキッズである児童がMSジュニアの中学生に学びながら活動を

進めていくことができることを願っております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 活動の内容については理解できました。本当に非行防止、自分たちの規範意識の向上ということで、こうした取り組みを経験しながら人間性を高めていくという非常に重要な活動でございます。

心配いたしますのは、高校生のMSリーダーのほうでも、各河川での回収及びごみ拾いなどしていただいておりますが、高校生はみずから行うわけですが、やはり中学校、小学校となりますと、そうした活動のところに学校の先生方もついていかれるのでしょうか、その辺お伺いしたいと思います。そして、安全性は一番考慮されておられるところではございますが、その点についてもお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 議員今おっしゃられたとおりで、小・中学生の場合は校区がございまして、高等学校の場合、校区が学区という広いエリアでございますので、ここの違いが明確にありまして、そうなりますと小学校、中学校の場合は校区である地域の活動というのがやはり中心となるわけでございます。

そうした場合には、地域の活動に学校の職員も出向いて、当然、その様子を見守るとか、あるいは校区の方々にお礼を言ったりすることもございますので、安全の確保も含めて教職員が担当のエリアを決めて参加するという形をとらせていただいております。以上でございます。

[7番議員挙手]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 大変かとは思いますが、そのように見守っていただければ安心しておりますので、ぜひともそうした活動がより発展していけるようお願いいたします。

引き続きまして、これも第2次総合計画の中にごございました特色ある学校づくりの推進という中で、学校と保護者や地域とが知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることがある、一緒に協働しながら子供たちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めるコミュニティースクールの仕組み及び構築についてお考えをお伺いさせていただきます。

○議長（藤橋礼治君） 加納教育長。

○教育長（加納博明君） 瑞穂市の教育大綱がこの4月1日に制定されまして、その3点目に地域に学び、世代を超えたコミュニティーづくりを推進しますとございます。

地域が子どもを育てるという考え方がそこに示されておりまして、地域に誇りと愛着心を持った人づくりを進めることを目指しております。

コミュニティースクールには、地域の声を学校教育に反映させる仕組みがございまして、現在、

コミュニティースクールと呼んでおりますのは、学校運営協議会、これを設置している学校のことでございます。その学校運営協議会といいますのは、保護者、地域住民、教育委員会の職員、あるいは校長などによって構成されておまして、具体的には校長が作成しております学校運営の基本方針について承認をもらったり、あるいは学校運営そのものについて意見を述べたり、そうしたことができる組織のことでございます。つまり、コミュニティースクールといいますのは、学校運営や学校の課題に対して、広く保護者や地域の住民の方々が参画できる学校となります。

近年、コミュニティースクールの導入が叫ばれるようになりましたが、これは人口減少であるとか、あるいは地域社会のつながり、これらの希薄化といったものの社会的な様子の変化がございます。また、子供たちを取り巻くいじめとか暴力といった問題など、学校が抱える課題についても地域社会が総がかりで解決していくこと、それが大切であるという考え方からこういったコミュニティースクールの導入が叫ばれるようになりました。

今現在、瑞穂市には各学校に学校評議員会、中学校区ごとに教育懇談会というものを設置しておまして、地域や保護者の代表の方々から学校・家庭・地域の連携などについて、必要に応じて御意見をいただける仕組みがございます。しかし、それぞれの会議の位置づけであるとか、意義といったものがやや今、曖昧になってきております。十分に機能していなかったりしている状況も見受けられます。

そういった状況を踏まえまして、瑞穂市教育委員会としましては、瑞穂市の学校あるいは地域の実態に応じた形で学校運営協議会が設置できないだろうか、つまり瑞穂市版のコミュニティースクールの導入を考えていきたいというようなことを今思っております。そういったことに今後は検討していきたいというふうに考えております。以上でございます。

[ 7 番議員挙手 ]

○議長（藤橋礼治君） 若園正博君。

○7番（若園正博君） 私の経験上、巢南中学校におきましても、地区懇談会、子供と親と地域の皆さんと一緒にコンパクトで各地区ごとでの懇談会を行った経験がございます。その中で、決して学校批判ではございません。今の学校の現状、そして地域で見守れる子供たちの姿、そして親のあり方といったものを3者の中で協議し合い、話し合える会合を持ったことがございます。たしか現在もあろうかと思いますが、そうした活動を活用しながら、地域の皆さんとよりよい理解を深めていただけることが本当に特色ある学校づくりになっていくのではないかとこのように思っております。

確かに、私も学校は、先ほども今木同僚議員が質問いたしました、学力向上のためにIT教育を進めながら学校はあるべきということは思っておりますが、その中にやっぱり地域として、瑞穂市を愛する子供の育成ということは非常に重要な課題ではないかと思っておりますので、

ぜひともそうしたコミュニティースクールを活用していただきながら、子供を育てていただけたらというふうに思っております。

以上で私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（藤橋礼治君） 7番 若園正博君の質問は終わりました。

---

#### 散会の宣告

○議長（藤橋礼治君） 以上で、本日予定していました一般質問は全部終了いたしました。

本日はこれで散会をいたします。

また、傍聴の方、最後までありがとうございました。

散会 午後5時19分